

# 神奈川県環境基本計画

平成17年10月

## はじめに



神奈川県では、「環境保全型社会かながわ」の構築を目指し、平成9年3月に「神奈川県環境基本計画」を策定しました。その後、平成12年4月の見直しを経て、県民、企業、NPO、行政などが協働・連携し、さまざまな環境施策を展開してまいりました。

これまでの取組みにより、多くの分野において改善が見られますが、自動車交通公害や廃棄物問題、地球温暖化現象など、根本的解決が困難な課題が依然として残されており、これらの改善に向けさらなる取組みが強く求められています。また、都市部におけるヒートアイランド現象や外来生物による生態系のかく乱などの新たな課題が顕在化するとともに、丹沢大山における森林の荒廃や相模湾のなぎさの後退など、自然環境の劣化も急速に進んでいます。

こうした中、今を生きる私たちは、今日の環境問題の根本的解決に積極的に取り組み、将来の世代に良好な環境をしっかりと引き継いでいかなければなりません。

そこで、このたび、総合計画「神奈川力構想・プロジェクト51」を踏まえ、「神奈川県環境基本計画」を全面的に改定いたしました。

今回の計画は、「将来につなぐ、良好な環境の保全と創造」を基本目標に掲げ、「恵み豊かな地域環境づくり」「持続可能な社会づくり」「協働・連携を進める人づくり」の三つの政策分野において、当面の3年間に取り組む21の「プロジェクト」を設定し、課題解決に向けて取り組んでいくこととしております。特に、「協働・連携を進める人づくり」は、今日の多くの環境問題が日々の生活や事業活動に起因していることを踏まえ、その解決に向けた重要な政策分野として新たに加えたもので、環境教育などの施策の充実や県民参加による計画の推進など、さまざまな施策を展開してまいります。

計画の改定に当たりましては、神奈川県環境審議会でご熱心なご審議をいただいたほか、多くの県民の皆様からも貴重なご意見、ご提言を頂き、県議会の議決を頂きました。ご協力いただいた多くの方々に深く感謝申し上げます。

今後とも、県民、企業、NPOなどの皆様、市町村の皆様と力を合わせ、また、県境を越える問題については近隣自治体との広域的な連携の下、計画を着実に推進し、将来の世代に自信をもって引き継ぐことのできる環境を築いてまいりたいと考えております。皆様のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

平成17年10月

神奈川県知事 松沢 成文

## 目 次

### 序章 環境基本計画の概要

1 環境基本計画とは	1
2 これまでの環境基本計画	1
3 今回の改定の背景とねらい	1
4 環境基本計画と県の諸計画との関係	2
5 国の環境基本計画や市町村の環境基本計画との関係	2
6 計画の構成	3

### 第1章 基本的な考え方

1 社会経済の動向と環境	5
(1) 本県の環境をとりまく社会経済の動向	5
(2) 環境問題の動向	6
2 基本目標	8
3 政策展開に当たっての基本的な視点	10
(1) 環境問題への対応指針	10
(2) 対応の具体化に当たっての考え方	10
4 政策分野と計画期間	12

### 第2章 施策の基本的な方向

政策分野1 恵み豊かな地域環境づくり	13
政策分野2 持続可能な社会づくり	18
政策分野3 協働・連携を進める人づくり	23

### 第3章 具体的な事業展開

1 全体の施策体系と計画期間	25
(1) 恵み豊かな地域環境づくり	27
(2) 持続可能な社会づくり	33
(3) 協働・連携を進める人づくり	39
2 プロジェクト	42

1 大気環境保全対策の総合的推進	45
2 化学物質による環境影響低減対策の推進	50
3 ヒートアイランド対策の推進	56
4 都市と里山のみどりの保全と活用	59
5 特定鳥獣（ニホンジカ、ニホンザル）の保護管理の推進	61
6 特定外来生物（アライグマ、オオクチバス、コクチバス等）の対策の検討・推進	64
7 水源地域環境対策の総合的推進	67
8 丹沢大山の保全と再生	72
9 相模湾の保全と再生	75
10 三浦半島のみどりの保全と活用	78
11 循環型社会づくり	81
12 地球温暖化対策の推進	86
13 新エネルギー導入の推進	93
14 国際環境協力の推進	98
15 環境と共生するまちづくり	100
16 環境に配慮した事業活動の促進	106
17 環境ビジネスの振興	109
18 環境と農林水産業の好循環の創出	112
19 環境教育の推進と基盤づくり	117
20 パートナーシップの取組の推進	122
21 環境を保全、創造する調査・研究の推進	126

## 第4章 計画の実効ある推進

1 推進体制	1 3 1
(1) 神奈川県環境審議会	1 3 1
(2) 環境基本計画推進会議	1 3 1
2 進捗状況点検	1 3 2
(1) ISOを活用した効果的な進捗状況点検	1 3 2
(2) 環境会計の活用による費用対効果の検証	1 3 2
3 率先実行	1 3 2
4 県民参加	1 3 3
(1) 情報提供	1 3 3
(2) 意見・提案等の反映	1 3 3
5 環境基本計画と各種施策等との整合性の確保	1 3 3
6 今後の課題への対応	1 3 4
7 財政措置	1 3 4
8 計画の見直し	1 3 5

## 参考資料

神奈川県環境基本条例

「新アジェンダ 21 かながわ」の長期的なビジョン

用語集

環境基本計画（2000年4月）の進捗状況

環境基本計画改定の経過

本文の中で★の付いている用語は、参考資料の「用語集」に掲載されているものです。

同じ用語が複数回記載されている場合、★は、ページごとに最初に記載されている箇所に（プロジェクトについては、プロジェクトごとに最初に記載されている箇所に）のみ付けています。

# 序章 環境基本計画の概要

## 序章 環境基本計画の概要

### 1 環境基本計画とは（環境基本計画の基本的な性格）

神奈川県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、本県における環境政策を推進する上での基本的な計画として、神奈川県環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）第8条に基づき知事が策定するものであり、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため県が実施する取組を提示するものです。

また、環境基本条例第9条では、「県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。」と規定されており、環境基本計画は、県の様々な計画や施策等を策定し実施するに当たって、講ずべき環境配慮の方向と内容を示す指針でもあります。

### 2 これまでの環境基本計画

環境基本計画は、環境基本条例第8条に基づき、1997(平成9)年3月に策定され、県では、この環境基本計画に基づき「環境保全型社会かながわ」の実現をめざして、環境の保全と創造に関する施策を実施してきました。

「環境保全型社会かながわ」とは、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展していくことができる社会です。

2000(平成12)年4月には、それまでの計画の進捗状況点検結果を踏まえ、また、社会経済状況の変化に対応するため、施策内容の見直しを行い、以後、44の「目標設定項目」と18の「重点的課題・プロジェクト」を中心に「環境保全型社会かながわ」の実現をめざして施策を推進してきました。

この計画の2004(平成16)年度までの「目標設定項目」と「重点的課題・プロジェクト」の進捗状況は巻末参考資料のとおりですが、計画の見直し後、5年が経過していることなどから、次のような背景とねらいのもと、全面的に改定することとしました。

### 3 今回の改定の背景とねらい

これまで県においては、環境基本計画を中心とする環境関係の諸計画等に基づき、自動車交通公害対策、廃棄物<sup>\*</sup>の総合対策、地球温暖化<sup>\*</sup>対策などの推進に取り組んできましたが、これらの問題はいずれも一朝一夕に解決できるものではなく、課題解決のためにさらなる取組が強く求められています。

また、最近では、ヒートアイランド<sup>\*1</sup>対策やアライグマ、オオクチバス等の外来生物<sup>\*2</sup>対策など、新たな課題への対応も必要となっています。

さらに、2003(平成15)年10月には、あらゆる行動主体の積極的な環境配慮の取組により、持続可能な社会の実現をめざす「新アジェンダ21かながわ<sup>\*3</sup>」が、県民、企業、NPO<sup>\*4</sup>、

---

<sup>\*1</sup>ヒートアイランド：冷暖房などからの人工排熱の増加、緑地の減少などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象

<sup>\*2</sup>外来生物：ある地域に人為的に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物

<sup>\*3</sup>新アジェンダ21かながわ：持続可能な社会の実現をめざし、県民、企業、行政等が参加・協働して策定された環境分野の行動指針。アジェンダとは、行動計画や課題という意味

<sup>\*4</sup>NPO：Non-Profit Organization（民間非営利団体）の省略形

行政の参加と協働により策定され、県など行政に対して、これを踏まえた積極的な施策展開が求められています。

そこで、このような状況に対応し、環境の改善を総合的かつ計画的に推進するため、2004（平成16）年3月に策定された県の総合計画である「神奈川力構想・プロジェクト51」＊を踏まえて、環境基本計画を全面的に改定することとしました。

#### 4 環境基本計画と県の諸計画との関係

##### (1) 県の総合計画「神奈川力構想・プロジェクト51」との関係

環境基本計画は、県政運営の総合的な指針である「神奈川力構想・プロジェクト51」の「地域からの環境の保全と創造」分野における「主な個別計画・指針」として位置付けられており、神奈川の環境の全体像や環境の保全と創造に関する取組を横断的・総合的に提示するものです。

##### (2) 「新アジェンダ21 かながわ＊」との関係

「新アジェンダ21 かながわ」は、県民、企業、NPO＊、行政などのあらゆる行動主体の積極的な環境配慮の取組により、この神奈川に持続可能な社会を実現することをめざして、県民、企業、NPO、行政の参加と協働により策定されたものですが、「新アジェンダ21 かながわ」では、30年後の望ましい姿としての「ビジョン（将来像）」と、県民、企業、NPO等及び行政の今後10年間の「行動のメニュー」を示しています。

環境基本計画は、「新アジェンダ21 かながわ」の示す「ビジョン（将来像）」を展望しながら、「行動のメニュー」を踏まえ、県として取り組むべき施策を優先度なども勘案しながら提示するものです。

##### (3) 環境関係の諸計画との関係

環境基本計画は、県が実施する環境の保全と創造に関する施策の基本的な方向を示す計画であり、環境に関係する県の諸計画は、環境基本計画の示す基本的な方向に沿って施策の方向性や取り組むべき施策・事業等を示しています。

#### 5 国の環境基本計画や市町村の環境基本計画との関係

国が定めた環境基本計画には、環境問題に対応していくための国全体としての施策の枠組みや方向性が示されています。

一方、県内では2005（平成17）年4月1日現在、28の市町で環境基本計画が策定されていますが、市町村の環境基本計画では、それぞれの地域特性に応じたきめ細かな取組により、地域の環境を地域で管理していくための方向性や施策が示されています。

個々の市町村域を越え、また、複数の都県にまたがる広域的課題に対応していくため、神奈川県内における環境づくりの方向性を示し、市町村や他の都県等と連携を図りつつ、県としての取組を総合的かつ計画的に進めるための計画が県の環境基本計画です。

## 6 計画の構成

計画の構成は次のとおりです。

主 な 構 成	主 な 内 容
<b>第 1 章 基本的な考え方</b> 基本目標 政策展開に当たっての基本的な視点 政策分野と計画期間	将来につなぐ、良好な環境の保全と創造 環境問題への対応指針と対応の具体化に当たっての考え方 三つの政策分野 1 恵み豊かな地域環境づくり 2 持続可能な社会づくり 3 協働・連携を進める人づくり ( 2005 (平成 17) 年度 ~ 2015 (平成 27) 年度 )
<b>第 2 章 施策の基本的な方向</b>	1～3の政策分野ごとに次の事項を提示 (1) これまでの取組と課題 (2) 10年後のめざす姿 (3) 施策の方向
<b>第 3 章 具体的な事業展開</b> 全体の施策体系と計画期間 プロジェクト	本県の環境施策の事業体系 ( 2005 (平成 17) 年度 ~ 2007 (平成 19) 年度 ) *毎年度新たに3年間の計画を提示 「第 2 章 施策の基本的な方向」の「(3) 施策の方向」で示した<重点的に取り組むべき事項>に対応するため、「全体の施策体系」の中から事業を再構成してプロジェクトとして提示
<b>第 4 章 計画の実効ある推進</b>	計画の実効ある推進のための推進体制などについて提示



# 第1章 基本的な考え方

# 第1章 基本的な考え方

## 1 社会経済の動向と環境

### (1) 本県の環境をとりまく社会経済の動向

#### ア 人口

本県の人口は、2005(平成17)年1月1日現在で874.9万人です。今後も緩やかな社会増が見込まれる一方で出生数は低下傾向にあり、人口は、2009(平成21)年にピーク(約883.8万人)を迎え、やがて減少に転じるとともに、急速な高齢化の進行が予測されています。

本県のエネルギー消費量や廃棄物排出量は、総量ではこれまで高水準で推移しており、一人当たりの量もほぼ横ばい傾向に近い状況にあります。人口の減少により、環境面では、エネルギー消費や廃棄物の排出などに伴う環境負荷が社会全体としては減少する可能性があります。

#### イ 土地利用

本県の利用区分別土地利用の状況を見ると、2003(平成15)年現在、森林が39.2%、住宅地16.9%、農用地8.8%、道路7.9%、商業・業務用地等7.0%となっています。

神奈川県国土利用計画(第三次)の基準年である1994(平成6)年から、2003(平成15)年までの土地利用の動向を見ると、工業用地が減少する一方で、農用地や森林が想定よりも速いテンポで住宅地や道路などの用途に転換しています。

今後、人口のピークが2009(平成21)年、世帯数のピークが2014(平成26)年と予測されることから、当面、都市的な土地利用に対する需要の増加が見込まれるものの、2014(平成26)年以降については、都市的な土地利用に対する需要が減少することも想定されます。

#### ウ 産業

本県では、全国の趨勢と同様、製造業の生産拠点の海外移転などによる「産業の空洞化」の傾向が見られる一方、付加価値の高い製品を生み出す「ものづくりの高度化」も進展しています。また、サービス業の県内生産額が全国平均を上回る増加傾向を示すなど「経済のサービス化」が急速に進行しています。

今後は、県民の多様なライフスタイル(生活様式)や高齢者のニーズに合わせた新しい産業のほか、地域住民自らが主体となって実施するコミュニティビジネス\*など、地域に密着した産業が生まれてくるものと予想されます。

こうした中で、省資源や廃棄物処理、大気汚染防止など、環境の保全に向けて技術や製品・サービスなどを提供する環境関連の産業分野は、今後、全国的に市場規模や雇用規模も大きなものになると見込まれていますが、本県は大学や企業の研究所といった研究開発拠点の集積や、早くから公害対策等に取り組んできた京浜臨海部の企業・技術の集積など、高いポテンシャル(潜在能力)を有することから、こうした地域のポテンシ

---

\*コミュニティビジネス：地域の課題解決やニーズ充足のため、地域資源を活用しながら、地域住民自らが主体となって継続的に実施する地域密着型ビジネス

ヤルを生かした、新しい技術・サービス・ビジネスモデルなどの創出・集積が期待されます。

## エ 地方分権

2000（平成12）年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる地方分権一括法）が施行され、地方分権改革が進められています。現在、国では「三位一体の改革\*」など、国の関与の縮小や地方の権限の拡大をめざす論議が進みつつありますが、地方からも、自らの地域のことは自らの意思で決定し、責任ももつという、地域主権社会の実現に向けた取組が必要となっています。

こうした中で、「地方でできることは地方で行う」という考え方を基本に国と地方との役割分担を見直すとともに、住民に身近な自治体としての市町村の役割が一層大きなものになると考えられることから、市町村の役割の増大に応じた県と市町村との協働・連携や県の機能・役割の見直しが必要になっています。

環境分野においても、環境問題が身近な地域の問題から広域的な問題まで多岐にわたることを踏まえ、身近な地域の環境問題は市町村が対応を行うとともに、県は、広域的な環境管理の視点から県内全域における環境目標の実現に向けて、市町村や近隣自治体と連携しつつ、環境の実態や県民ニーズに対応した施策展開を図っていく必要があります。

## (2) 環境問題の動向

### ア 本県の自然特性

本県は、日本列島のほぼ中央に位置し、面積は241,585ha（国土の約0.64%）で全都道府県の中で5番目に小さい県です。

しかし、この狭小な県土の中に、京浜臨海部を中心とした産業集積型の都市が発達するとともに、海、平野、丘陵、山岳等に加え、相模川や酒匂川などの河川や、芦ノ湖などの湖沼といった変化に富んだ地形を有しています。

また、相模湾沿岸には美しいなぎさ、県西、県北地域には箱根や丹沢に代表される山なみが広がるなど、豊かな自然環境に恵まれています。

### イ 環境問題の歴史的変遷

環境問題は、主に次のような変遷をたどって今日に至っています。

#### [戦前～戦後期]

特定の工場・事業場による近隣住民の健康被害や近隣地域の環境悪化、開発等による自然環境の破壊が顕在化してきました。

#### [戦後～高度成長期]

特定多数の工場・事業場による相当範囲にわたる住民の健康被害や地域の環境悪化、乱開発等による広範囲の自然環境の破壊が発生しました。

#### [近年の環境問題]

昭和60年代以降は産業型公害が沈静化する一方で、廃棄物\*や廃棄物処理をめぐる

---

\*三位一体の改革：地方の権限と責任を大幅に拡大する方向で、①国庫補助負担金の改革、②地方交付税の改革、③税源移譲を含む税源配分の見直しの三つを同時に進めることを内容とする国の改革方針

問題が深刻化するとともに、地球温暖化\*現象やオゾン層\*の破壊など地球規模の環境問題も顕在化してきました。

## ウ 今日の環境問題の特質

本県では、これまでの取組により、大気環境や水環境において環境基準\*達成率の改善が図られ、廃棄物対策においても、再生利用率の増加や最終処分量の減少が進むなど、これまでの環境基本計画で「重点的課題・プロジェクト」として取り組んできたほとんどの課題において改善が見られるものの、自動車交通公害や廃棄物問題、地球温暖化現象など、根本的解決が困難な課題が残されています。

さらに、ヒートアイランド\*現象などによる都市部の生活環境の悪化や、アライグマやオオクチバス等の外来生物\*による生態系\*のかく乱など、新たな課題が顕在化するとともに、丹沢大山における森林の荒廃と土壌の流失や、相模湾のなぎさの後退など、自然環境の劣化が急速に進んでいる状況が明らかになってきています。

こうした今日の環境問題には、次のような特質があり、一朝一夕に解決することは困難ですが、それぞれの特質を踏まえた新しい手法の検討など、対策の強化が必要になっています。

- ① 地球温暖化現象のように、その原因が日常生活や通常の事業活動など多岐にわたり、環境負荷が長年にわたって蓄積されることで生じていること
- ② 丹沢大山の荒廃のように、シカの採食圧、都市部で自動車や工場から排出される窒素酸化物\*等の汚染物質の影響、林業の経営不振など、因果関係が必ずしも明確でないものも含め多くの原因が複合化していること
- ③ 自動車の排出ガスによる大気汚染や河川の環境問題のように、日常生活に身近であっても、首都圏全体や河川の上下流など、その原因が広域に関わること

また、本県では、2003(平成15)年10月に、県民、企業、NPO\*、行政の参加と協働により、持続可能な社会の実現をめざすすべての行動主体の指針として、「新アジェンダ 21 かながわ\*」が策定され、県民、企業、NPO、市町村などが、それぞれの主体的な取組を「マイアジェンダ\*\*」として公表し、実践活動を展開していることから、今後の環境問題への取組に当たっては、こうした様々な行動主体による取組を積極的に位置付け、それらと協働・連携して、総合的な取組を展開していく必要があります。

---

\***マイアジェンダ**：「新アジェンダ 21 かながわ」の推進の仕組みとして構築された制度。県民、企業、NPO、行政などが環境配慮に向けて自主的に取り組む内容を公表し、登録したものを「マイアジェンダ」という。

## 2 基本目標

環境基本条例では、環境政策の基本理念として、「環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行われなければならない。」ことを第一に掲げています。

しかしながら、今日の環境問題は、日常の社会経済活動やライフスタイル（生活様式）による環境負荷が、時間と空間を越えて集積するところに大きな特質があり、近年その傾向がますます強まっていることから、このままでは、将来の世代に負の遺産を引き継ぐことになりかねません。

今後10年の間に、本県は人口減少社会に移行し、エネルギーの消費や、廃棄物★の排出、自動車交通、生活排水などに起因する今日の様々な環境問題が緩和され、都市的土地利用の需要も減少する可能性があります。

しかし、単に人口が減少するだけでは、大量生産、大量消費、大量廃棄を伴う社会経済活動やライフスタイルに起因する今日の環境問題は、その進行が緩やかになることはあっても、解決が図られることは考えられません。

今後の環境政策においては、近い将来に到来する人口減少社会を、環境の保全と復元はもとより、良好な環境を創造していく好機としてとらえ、環境に配慮した計画的な土地の利用・再利用を始め、環境負荷の大きい現在の社会経済システムとライフスタイルの見直しや、成長が期待される環境ビジネスの振興による環境と経済が好循環する仕組みづくり、さらには、劣化の著しい自然環境への早急な対応など、今日の環境問題の根本的な解決に向けて積極的に取り組み、子や孫の世代に良好な環境を引き継いでいく必要があります。

こうしたことから、今後10年間における環境政策の基本目標を

<b>将来につなぐ、良好な環境の保全と創造</b>
---------------------------

として、様々な施策を展開していきます。

これまでの環境基本計画の目標である「環境保全型社会かながわ」の実現は、環境基本条例を踏まえたものですので、その趣旨は継承していきますが、大量生産、大量消費、大量廃棄を伴う社会経済活動やライフスタイルに大きく起因する今日の環境問題への危機意識と、人口減少社会の到来を機に環境の充実に積極的に取り組むという姿勢をより明確にするため、この基本目標を設定しました。

この基本目標は、県政運営の総合的な指針である「神奈川力構想・プロジェクト51★」の重点政策の基本方向「将来へつなぐ＜良好な環境＞の保全・創造～良好な環境を次の世代に引き継ぐ～」を踏まえたものでもあります。

環境基本条例の前文では、県民が「良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、良好な環境を保全し、将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。」として、いわゆる環境権の趣旨を責務とあわせて規定しています。

これは、いわゆる環境権を訴訟等の対象となる権利ではなく、環境政策を展開する上で尊重していくべきものと定めたものです。

環境基本計画においても、この条例の前文に規定されたいわゆる環境権の尊重の考え方にたち、基本目標の達成に向けて政策を展開していきます。

この基本目標の実現のためには、県はもとより、県民、企業、NPO<sup>\*</sup>、市町村などあらゆる行動主体が常に環境に配慮して行動する「環境立県かながわ」の考え方にたち、協働・連携して、環境政策を進めていく必要があります。

## 環境基本条例（抜粋）

### （基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、県内のすべての地域においてそれぞれの地域の自然的社会的条件に応じて環境に影響を及ぼすと認められる施策、事業活動等の計画の段階から総合的に環境に配慮することにより、豊かな自然環境を保全し、住みよい都市を創造し、及び快適な生活を実現することを旨として行われなければならない。
- 4 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

### 3 政策展開に当たっての基本的な視点

#### (1) 環境問題への対応指針

##### ア 困難な問題への積極的な対応

今日、自動車交通公害や廃棄物\*問題、地球温暖化\*現象など、根本的解決が困難な問題が残されています。これらの問題は、その原因が日常生活や通常の事業活動など多岐にわたり、環境負荷が長年にわたって蓄積されることで生じているなど一朝一夕には解決が困難ですが、将来の世代に負の遺産を引き継ぐことのないよう、県民、事業者などの意識と行動の改革や社会経済システムの環境配慮型への転換に取り組むなど、これらの困難な問題に積極的な対応を図ります。

##### イ 新たな問題への対応と予防原則\*に基づく対応

近年、その影響が顕在化してきた、ヒートアイランド\*現象や外来生物\*による生態系のかく乱など新たな環境問題に対して積極的に対応を行うとともに、環境基本計画改定後に生じる新たな環境問題についても積極的な対応を行います。

また、環境問題の中には、科学的知見が十分に蓄積されていないことなどから、発生の仕組みの解明や影響の予測が必ずしも十分に行われていませんが、長期間にわたる極めて深刻な影響あるいは不可逆的な影響をもたらすおそれがある問題があります。

このような問題については、完全な科学的証拠がないからといって対策を何もとらないでは将来、深刻な事態を招く可能性がありますので、科学的知見の充実に努めながら、必要に応じて予防的な方策を講じていきます。

##### ウ 環境保全上特に重要な地域への重点的な取組

丹沢大山の自然環境の荒廃や、水源地域の森林の荒廃、相模湾のなぎさの後退など、本県を代表する自然環境を有する地域において、市町村域を越え広範囲にわたり問題が生じています。このような地域の問題について、重点的な取組を行います。

##### エ 環境分野における国際協力

地球環境問題は、今や人類共通の課題であり、地球環境問題を解決するためには、全ての人類が地球市民という自覚をもって相互に協力していく必要があります。

本県にはこれまでの公害克服の経験や技術が蓄積されており、本県のもつ経験や技術を生かして、開発途上国の環境問題への支援を行うなど、地球規模の環境保全の視点に立った国際協力を推進します。

#### (2) 対応の具体化に当たっての考え方

##### ア 様々な政策手法の活用と適切な組合せ

環境政策の手法としては、規制的な手法や、環境負荷を低減する活動に対して経済的な支援を行うなどの経済的な手法、情報提供や表彰などを活用した自主的な取組の促進などの手法があります。

こうした様々な手法の長所・短所や国、市町村との役割分担を考慮しつつ、県として、目的達成のため適切な手法を組み合わせる効果的な取組を行います。

## イ 県民との協働・連携

今日の多くの環境問題が日々の生活や事業活動に起因していることから、企業やNPO★などを含め県民との協働・連携を基調に施策を展開していく必要があります。

個々の施策展開に当たって、県民との協働・連携を進めるほか、環境基本計画全体の推進に当たっても、県民の提案・意見を実効性のある施策につなげていく仕組みづくりを行います。

## ウ 地方分権を踏まえた対応

地方分権を踏まえ、身近な環境問題については市町村が対応することを基本とし、県は市町村がその役割を十分果たせるよう必要な支援や市町村間の調整、市町村域を越えた全県レベルでの枠組みづくりなどを行っていきます。

また、首都圏や、県境を越えた河川の流域などでの対応が必要な問題について、近隣都県や、県内及び近隣都県の市町村・住民などと協働・連携し、広域的な対応を図っていくことは、広域自治体としての県の大きな役割の一つであることから、環境問題の広がりに応じて広域的な対応を行います。



#### 4 政策分野と計画期間

基本目標である「将来につなぐ、良好な環境の保全と創造」の実現に向けて、2005（平成17）年度からおおむね10年後の2015（平成27）年度までを計画期間とし、県の環境政策が対象とする分野を、環境基本条例の理念を踏まえ、次の三つの政策分野に整理し、具体的な施策展開を図っていきます。

##### 政策分野1 恵み豊かな地域環境づくり

私たちが生活や事業活動を営む地域の環境を健全で恵み豊かなものにしていくことは、基本目標である「将来につなぐ、良好な環境の保全と創造」の基本となるものです。生活環境の改善や自然環境の保全など恵み豊かな地域環境づくりに取り組みます。

##### 政策分野2 持続可能な社会づくり

基本目標の実現のためには、恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会「持続可能な社会」を構築していく必要があります。

社会経済活動のあり方の見直しを含め、環境と経済のバランスのとれた持続可能な社会づくりに取り組みます。

##### 政策分野3 協働・連携を進める人づくり

基本目標の実現のためには、県はもとより、県民、企業、NPO★、市町村などあらゆる行動主体が常に環境を意識し、環境に配慮して行動する「環境立県かながわ」の考え方に立ち、県民、企業、NPO、市町村などとの協働・連携による環境政策を進めていく必要があります。

環境に配慮して、自ら率先して、かつ、他の人々や団体と協働・連携して行動する人づくりを進めます。

##### 計画期間 2005（平成17）年度から2015（平成27）年度まで

県の総合計画である「神奈川力構想・プロジェクト51★」との整合を図るため、おおむね10年後の2015（平成27）年度を目標年次とし、2005（平成17）年度から2015（平成27）年度までを計画期間とします。

## **第2章 施策の基本的な方向**

## 第2章 施策の基本的な方向

### 政策分野1 恵み豊かな地域環境づくり

#### (1) これまでの取組と課題

##### ■ 大気環境の改善は…

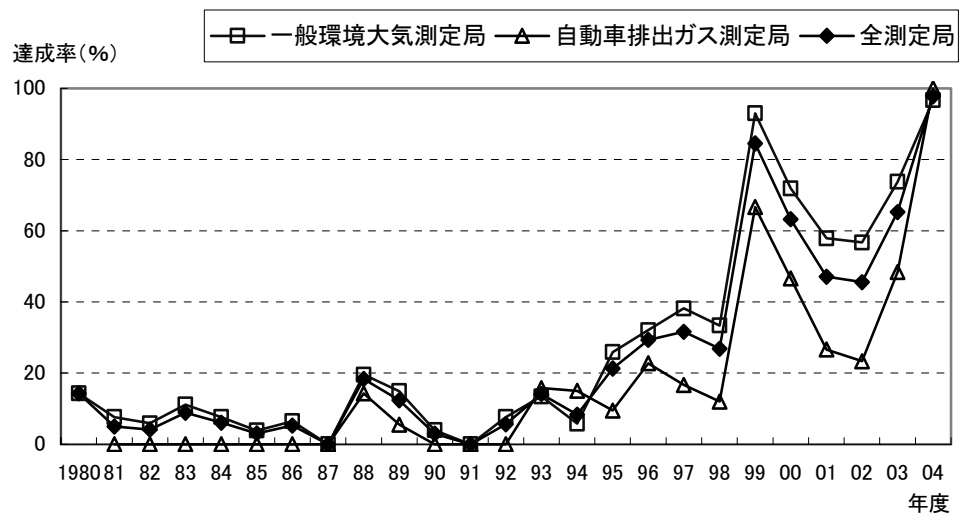
2004（平成16）年度の測定結果では、二酸化硫黄と一酸化炭素★は全ての局で環境基準★を達成し、二酸化窒素★は約95%、浮遊粒子状物質★の環境基準達成率は約98%と環境基準の達成率は上昇しており、特に、道路沿道を中心とした浮遊粒子状物質の環境基準達成率は100%と大幅に改善しています。しかし、依然として一部環境基準の未達成の地域があることから、これまでのディーゼル自動車規制の効果などを踏まえつつ、自動車交通公害対策を推進することが必要となっています。

光化学スモッグ★対策については、毎年光化学スモッグ注意報が発令される状況にあり、県民への迅速な情報伝達など被害の未然防止対策に加え、原因となる物質の排出削減を図っていく必要があります。

また、人工排熱の増加や地表面の人工化などにより都市部の気温が上昇する「ヒートアイランド★現象」や、屋外照明から発する光によって動植物の生育に悪影響を及ぼすこともある「光害★」が新たな課題となっています。

なお、昭和30～40年代に建材などとして大量に使われたアスベスト★（石綿）が、その解体時期を迎えることなどを踏まえ、適正管理の一層の徹底が必要となっています。

神奈川県内における浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移



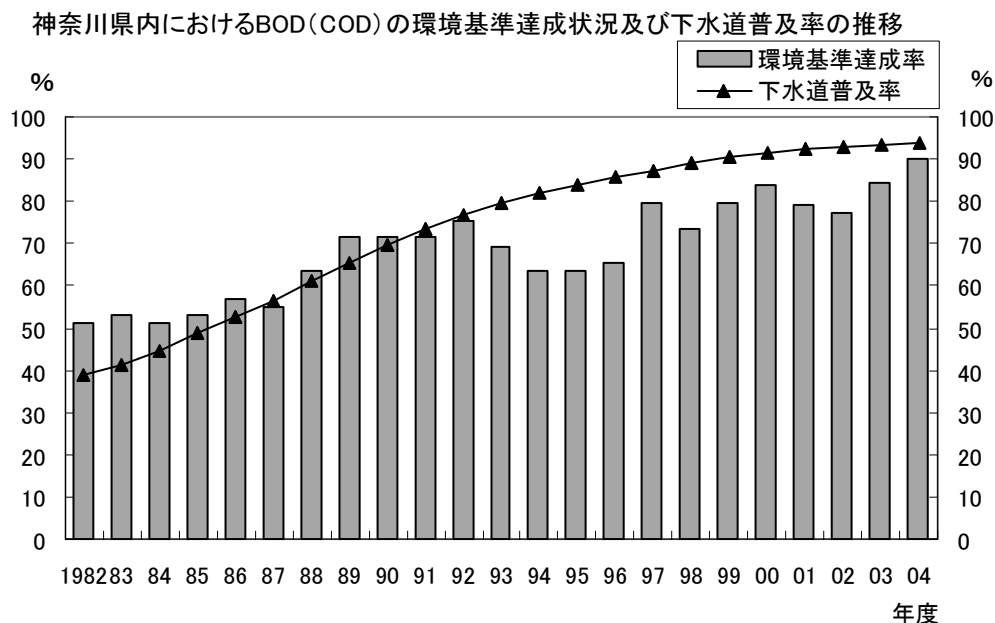
[大気水質課]

##### ■ 水環境の保全は…

河川、湖沼、海域などの汚濁状況を表すBOD★（生物化学的酸素要求量）又はCOD★（化学的酸素要求量）の環境基準の達成率は、下水道など生活排水処理施設の整備により長期的には改善傾向にありますが、100%達成には至っていません。また、東京湾や県内の主要な水がめである津久井湖・相模湖では、窒素、リンなどの濃度が高く、水質改善

に向けて一層の取組が必要です。

また、これまでも自然環境に配慮した河川改修や海岸保全施設の整備などを行ってきましたが、これらの取組などにより、河川流域やなぎさを含めた海について、自然環境豊かな水辺や良好な景観を創出していくことも必要です。



〔大気水質課（但し、下水道普及率については下水道課）〕

#### ■ 土壌・地下水汚染対策は…

法律に基づく有害物質の地下浸透防止の規制・指導や汚染が発見された場合の浄化対策の指導などを行ってきましたが、工場跡地の開発等に伴い土壌汚染が判明したり、地下水が汚染されている事例が見られる状況にあります。

農地の施肥、家畜排せつ物、生活排水など原因が多岐にわたる「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」については、地下水汚染が広範囲に及んでいることがあり、適切な対策を進めていくことが必要となっています。

#### ■ 化学物質対策は…

ダイオキシン類<sup>★</sup>については、2003（平成15）年度に引き続き2004（平成16）年度も全ての常時監視測定地点で環境基準<sup>★</sup>を達成するなどこれまでの取組の成果があがっていますが、私たちの生活や事業活動からは、様々な化学物質が環境に排出されており、健康や生態系<sup>★</sup>へ影響を与えるおそれがあります。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（いわゆるPRTR<sup>★</sup>法）に基づき、健康などに影響を生じるおそれのある化学物質を取り扱う事業者から提出されたデータを取りまとめて公表するとともに、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき事業者の自主的な取組の推進を図っていますが、このような取組により、県民や事業者などの理解のもとに、化学物質による環境影響を低減していくことが必要です。

## ■ 騒音・振動・悪臭対策は…

自動車や厚木飛行場における航空機、新幹線による騒音・振動が環境基準<sup>★</sup>等を超える状況が続いているほか、生活騒音に関する苦情や、店舗などからの様々な「におい」に関する苦情が増加しています。

法律などに基づく規制・指導のほか国や事業者への働きかけなどを行ってきましたが、快適な生活環境確保のために効果的な施策を検討していく必要があります。

## ■ 自然環境の保全は…

これまでも、地域制緑地<sup>\*1★</sup>の指定、トラスト緑地<sup>\*2★</sup>の保全や都市公園の整備などに取り組んできましたが、身近な里山などの雑木林を中心にみどりの減少が県の東部地域で著しく、中部地域でもその傾向が見られます。今後は、農家や都市住民、市町村などとの協働・連携による里山の保全も含め、身近なみどりの保全と創造に向けて一層の取組が必要となっています。

三浦半島地域は、みどりの減少著しい東部地域にあつて、貴重なまとまりのある緑地や自然海岸などを有する地域であり、三浦半島のみどりを始めとした自然環境を保全していく必要があります。

豊かな自然環境を有する丹沢大山においてもブナの立ち枯れや林床植生<sup>\*3★</sup>の衰退などが見られ、生物多様性<sup>★</sup>の喪失が懸念されています。これまで、植生保護柵や木道の設置などを進めてきましたが、2004（平成16）年度から2005（平成17）年度にかけて行っている丹沢大山総合調査も踏まえ、早急に保全と再生を図ることが必要です。

水を育む森林も林業の経営不振などにより荒廃が進んでいます。水源の森林の公的管理・支援とあわせ木材の有効利用を促進するなど、水源の森林の保全と再生に向けて対策の強化が必要です。

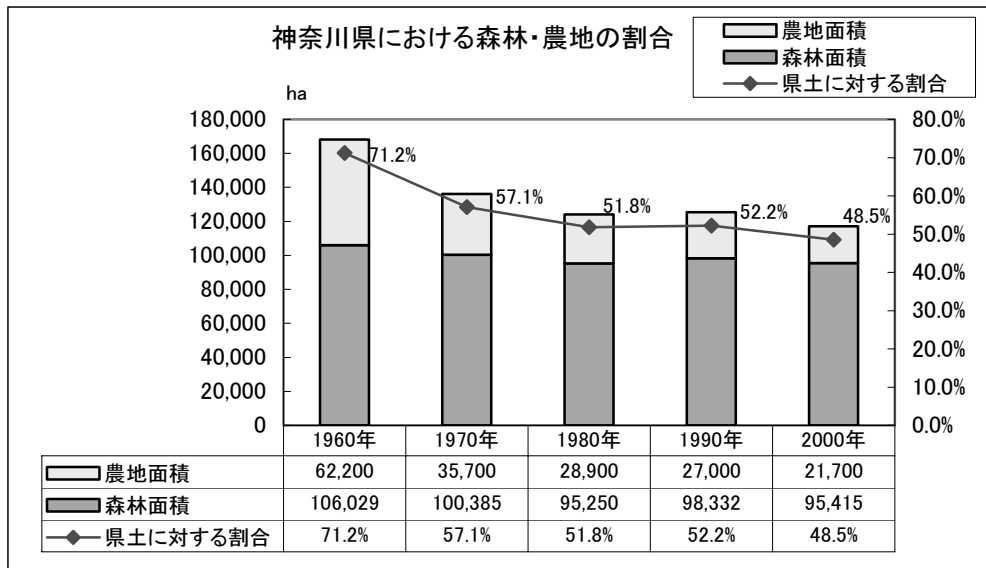
また、みどりや藻場などの減少に伴い、生物の生息空間が減少し、シカ、サルなど野生鳥獣による農林業被害や生活被害の増加、さらに、外来生物<sup>★</sup>のアライグマ、オオクチバスなどによる生態系<sup>★</sup>への影響も懸念されており、生物多様性に配慮した自然環境の保全や再生が課題となっています。

---

\*<sup>1</sup> **地域制緑地**：国や地方公共団体が、土地の所有のいかんに関係なく、良好な自然環境や風致等を保全する目的で法令に基づき指定した一定の地域の土地（緑地）

\*<sup>2</sup> **トラスト緑地**：ナショナル・トラスト運動（環境破壊から貴重な自然や歴史的環境を保存するために、広く市民から寄附金を集め土地や建物を買取り、保存・管理・公開する運動）により保全された緑地

\*<sup>3</sup> **林床植生**：森林は様々な高さをもった植物の組み合わせによる多層構造であるが、林床植生はこれらのうち低木以下の階層を構成する植生をいう。



[緑政課]

## (2) 10年後のめざす姿

- 大気汚染の少ない自動車の普及や工場・事業場からの大気汚染物質排出抑制の徹底などによって、大気中に排出される浮遊粒子状物質★や光化学スモッグ★の発生原因ともなる窒素酸化物★などが少なくなっています。  
また、土壌・地下水汚染対策の徹底が図られるとともに、県民、事業者などが化学物質による環境影響に理解を深めています。
- 下水処理施設などの整備や産業排水対策が徹底されるとともに、県民や事業者の環境配慮意識が高まり、川や海の水を汚さない工夫がなされ、川や海の水質改善が進んでいます。  
また、自然環境豊かな水辺が形成されるとともに、相模湾沿岸においては、なぎさを中心とした良好な景観などが保全されています。
- 市街地の都市公園や貴重な緑地、郊外の里山など身近なみどりや地域の景観が守られるとともに、ヒートアイランド★現象が緩和され、私たちの生活空間への騒音、振動、悪臭が減るなど、くらしやすい環境になっています。
- 丹沢大山などの自然環境や水源の森林などの保全が進み、多様な生物が生息しています。

## (3) 施策の方向

### ア 健康で安全なくらしを支える生活環境の保全

浮遊粒子状物質などの環境基準★の達成や光化学スモッグ被害の発生抑制に向けた対策の強化、土壌・地下水汚染対策の推進、化学物質による環境影響の低減、さらには

アスベスト\*（石綿）対策の徹底など、健康で安全な暮らしを支える生活環境の保全を図ります。

＜重点的に取り組むべき事項＞

- 大気環境の総合的な保全
- 化学物質による環境影響の低減

## イ 快適でうるおいのある生活環境の保全

身近なみどりや水辺などの自然環境に配慮したまちづくりや、ヒートアイランド\*現象の緩和、生活にうるおいをもたらす景観の保全に取り組むとともに、自動車、鉄道、航空機による騒音、振動の発生抑制に努めるなど、快適でうるおいのある生活環境の保全を図ります。

＜重点的に取り組むべき事項＞

- ヒートアイランド現象の緩和

## ウ 生物多様性\*に配慮した自然環境の保全・再生と活用

川や海などの水環境の保全や、都市のみどりや里山から森林に至るまでのみどりの保全・再生と活用を図るとともに、野生鳥獣の保護や生息環境の保全を進めるなど、生物多様性に配慮した、多様で豊かな神奈川の自然環境の保全・再生と活用を図ります。

＜重点的に取り組むべき事項＞

- 都市と里山のみどりの保全
- 野生鳥獣の保護と野生鳥獣による被害への対応
- 外来生物\*により引き起こされる問題への対応
- 環境保全上特に重要な地域への対応
  - 水源地域
  - 丹沢大山
  - 相模湾
  - 三浦半島

(1) これまでの取組と課題

■ 廃棄物★対策は…

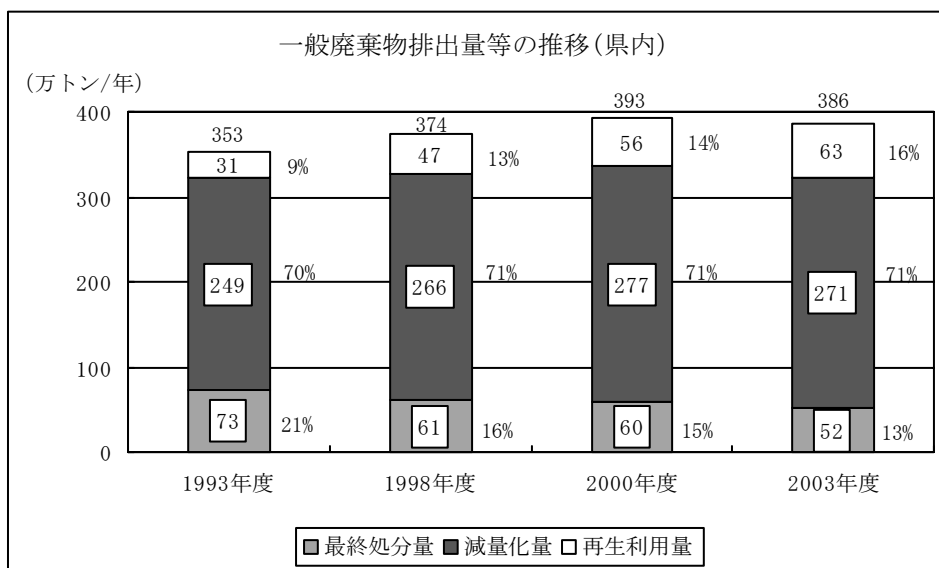
これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに物質的な「豊かさ」や「便利さ」をもたらす一方で、様々な環境問題を引き起こしていますが、とりわけ、廃棄物に関する問題は、大きな課題となっています。

廃棄物問題の根本的な解決を図り、持続可能な社会を築いていくためには、社会経済活動のあり方やライフスタイル（生活様式）を環境への負荷の少ないものへと転換し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された循環型社会を地域から形成していく必要があります。

これまでも、廃棄物の県内処理 100%を基本目標として、発生抑制や資源化、適正処理の取組を進めてきました。

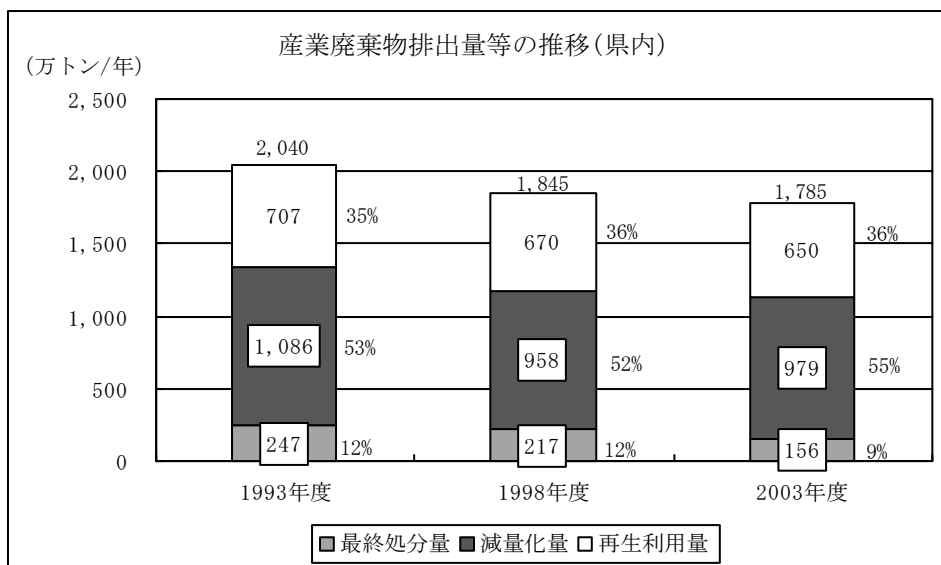
産業廃棄物★については排出量の減少などにより最終処分量が減少するとともに、一般廃棄物★についても、近年排出量が減少傾向にあり、また再生利用量の増加などにより、最終処分量は減少しています。

しかし、廃棄物の排出量が依然として高水準で推移し、最終処分場がひっ迫していることから、今後とも、より一層、循環型社会に向けた取組を進めていく必要があります。



[廃棄物対策課]





〔廃棄物対策課〕

■ 地球環境の保全是…

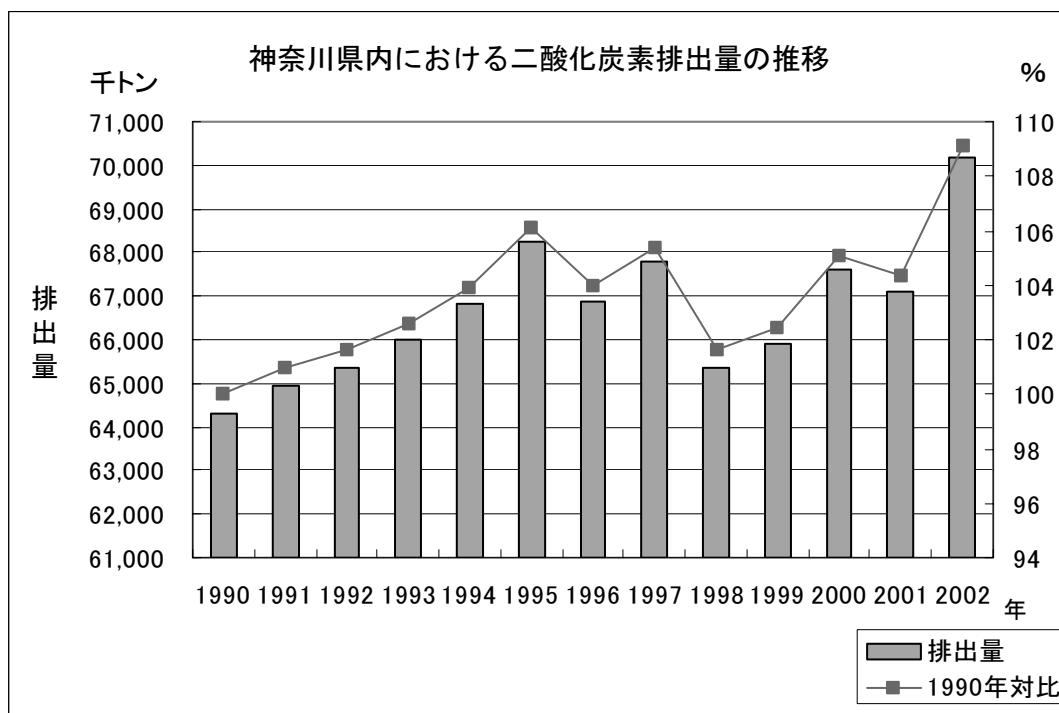
私たちの社会経済活動の影響による地球温暖化★やオゾン層★の破壊、酸性雨★など、地球全体の環境の悪化が懸念されています。

オゾン層の破壊につながるフロン類★の回収については、自主的な回収の取組を進めてきたところですが、2002（平成14）年4月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が施行され、回収の仕組みが整いました。

地球温暖化対策については、これまでの普及啓発などにより、一人ひとりの意識は高まってきています。

しかし、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の県内の排出量は、2010（平成22）年までに1990（平成2）年対比6%削減するという目標に対し、2002（平成14）年には1990年対比約9%の増加（暫定推計値）となっており、2005（平成17）年2月の京都議定書★の発効を受けて、国が策定した「京都議定書目標達成計画」を勘案して、本県の「地球温暖化対策地域推進計画★」である「新アジェンダ21 かながわ★」の「第5章 数値目標」を見直すとともに、県民、企業、NPO★、市町村などと協働・連携して、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいくことが必要です。

また、開発途上国、特にアジア諸国の経済発展等に伴い、酸性雨など国境を越えた環境悪化も懸念されている中で、本県には公害克服の経験や技術が蓄積されていることから、環境分野における国際協力を進めていくことも必要です。



〔環境計画課〕

■ まちづくりや経済活動と環境の関係は…

土地利用やまちづくり、経済活動のあり方を環境に配慮したものにしていくことも持続可能な社会に向けての大きな課題です。

これまで、神奈川県土地利用調整条例\*や環境影響評価\*制度の運用、環境共生のモデルとなる都市づくりに向けての取組などを行ってきましたが、今後は、将来的な都市的土地利用の減少も考慮しつつ、環境や安全に配慮した計画的な土地の利用・再利用を進めるとともに、環境と共生するまちづくりを定着させていくことが必要です。

経済活動との関係では、これまで環境に配慮した事業活動の促進などを行ってきました。

事業者の ISO14001\*\*の認証取得などは拡大しつつありますが、事業者への環境配慮の浸透はまだ十分とはいえない状況にあります。しかし、一方で、省資源や廃棄物処理、大気汚染防止などの環境関連の産業分野は、今後、全国的に市場規模や雇用規模も大きなものになると見込まれているという状況もあります。

今後は、環境ビジネスの支援も含め、環境に配慮することが経済的利益にもつながるような関係を積極的に構築していくことが必要です。

\* ISO14001 : 国際標準化機構 (ISO : International Organization for Standardization) が制定する環境マネジメントシステム\*の国際規格。企業などの事業者が環境マネジメントシステムを設け、環境対策を推進することを目的に環境方針や計画の策定、実施、結果の点検・見直しを行い、継続的な改善を図っていく仕組み。

## (2) 10年後のめざす姿

- よいものを長く大事に使うライフスタイル（生活様式）が定着し、リサイクルしやすい製品など、環境に配慮した「ものづくり」や「サービスの提供」が進み、自分たちの住む地域で出たごみは、できる限りその地域の中で再利用や処理されるようになっています。
- 県民や事業者などあらゆる行動主体がそれぞれ率先して効率的なエネルギー利用や環境にやさしい新エネルギー★の利用に取り組むことなどにより、二酸化炭素排出量の計画的削減が図られ、地球温暖化★防止などの取組が着実に進んでいます。
- 環境や安全に配慮した計画的な土地利用により、市街地においては、身近なみどりや自然の生態系★にも配慮した快適空間（アメニティ★）が確保され、郊外では農地などと宅地の調和のとれた土地利用が図られ、環境と共生するまちづくりが行われています。
- 環境に配慮した事業活動が消費者などに評価され経済的な利益につながることで、さらに環境に配慮した事業活動が進むという環境と経済が好循環する関係が形成され、環境に配慮した事業活動のスタイル（様式）が定着しています。

## (3) 施策の方向

### ア 循環型社会づくり

循環型社会の実現に向けて、廃棄物県内処理 100%を基本目標として、県民、事業者、市町村等と協働・連携しながら、廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理の推進を図るとともに、不法投棄の防止対策を進めます。

#### <重点的に取り組むべき事項>

- 地域からの循環型社会の形成

### イ 地球市民社会の環境保全

省エネルギー活動の普及や自動車、家庭、工場、オフィスからの二酸化炭素の排出削減など総合的な地球温暖化対策や、酸性雨★の原因ともなる窒素酸化物★などの排出削減に取り組むとともに、環境分野での国際協力を進め、地域から地球市民社会の環境保全をめざします。

#### <重点的に取り組むべき事項>

- 地球温暖化現象への対応
- 国際協力による地球環境保全への貢献

## ウ 環境に配慮した県土利用と環境と共生するまちづくり

持続可能な社会に向けて、神奈川県土地利用調整条例\*などに基づく県土の計画的な利用や、時代の動向を意識した環境影響評価\*制度の適切な運用、環境共生のモデルとなる都市づくりなど、環境や安全に配慮した県土利用と環境と共生するまちづくりをめざします。

### <重点的に取り組むべき事項>

- 環境と共生するまちづくり

## エ 環境と経済の好循環

環境に配慮した積極的な行動が経済的利益にもつながるよう、環境配慮を行う事業活動を支援し、県民、事業者等に環境に配慮した商品や事業活動等に関する情報を提供するなど、環境と経済の好循環の創出をめざします。

### <重点的に取り組むべき事項>

- 環境の保全に貢献する事業活動の促進
- 農林水産業の振興による環境の保全

(1) これまでの取組と課題

■ 県民、NPO<sup>\*</sup>、事業者、行政の取組は…

<県民、NPO>

県内には、自然保護やリサイクル、省エネルギーなど、環境の保全と創造に関する活動を行っているNPOが約400団体（2004（平成16）年5月現在）あり、里山の保全や植樹・間伐等の森林の整備、海岸ごみの回収や太陽光発電の普及など様々な取組が行われています。

<事業者>

事業者においては、近年、ISO14001<sup>\*</sup>の認証取得など環境マネジメントシステム<sup>\*1\*</sup>の導入や、環境報告書<sup>\*</sup>の作成・公表、環境会計<sup>\*</sup>の導入などの取組が拡大しつつあり、地域と連携した環境教育の取組なども見られますが、厳しい経済情勢の中、中小企業などへの浸透はまだ十分とはいえない状況にあります。

<行政>

県では、2001（平成13）年3月、ISO14001の認証を本庁において取得し、2003（平成15）年3月には、警察本部を除く県機関に認証範囲を拡大しました。グリーン購入<sup>\*2\*</sup>の拡大と廃棄物<sup>\*</sup>の削減、地球温暖化<sup>\*</sup>の防止に向けた率先行動プログラムなどを環境マネジメントシステムに取り入れ、継続的に改善することで、環境配慮の取組を進めています。

県内市町村においても、環境基本計画の策定やISO14001の認証取得など、環境配慮の取組が広がっています。

■ 協働・連携を進める人づくりに向けてのこれまでの取組は…

環境に配慮して行動するための基礎となる環境情報の提供については、ホームページの充実や環境に関する相談体制の充実を図ってきましたが、今後も情報提供や相談体制の一層の充実が必要です。また、一人ひとりが自ら率先して環境に配慮した行動を実践できるよう環境教育を充実させることも大きな課題となっています。

2003（平成15）年には、県民、企業、NPO、行政の参加と協働により「新アジェンダ21 かながわ<sup>\*</sup>」が策定され、この「新アジェンダ21 かながわ」により、自主的な環境配慮の仕組みとして創設された「マイアジェンダ<sup>\*</sup>」の登録が2005（平成17）年3月末現在約3,500件となっていますが、このような協働・連携の仕組みを強化するとともに、県境を越える環境問題については近隣自治体を含めた広域的な協働・連携の仕組みを定着させていくことが必要です。

<sup>\*1</sup>環境マネジメントシステム：企業などの事業者が、法令などの規制基準を遵守するにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のための行動をとるための仕組み

<sup>\*2</sup>グリーン購入：物品やサービスを購入する際に、購入の必要性を十分に考慮し、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること

## (2) 10年後のめざす姿

- 誰もが必要な環境情報を容易に入手できるようになっています。
- 持続可能な社会づくりに向けて、環境問題を幅広くとらえる環境教育が、学校や家庭、地域において、県民、企業、NPO\*、行政などの協働・連携により活発に行われ、「自ら考え、選択して行動する人」が育ち、県民も事業者も常に環境を大切にすることを意識を持ち、環境に配慮したくらしや事業活動を行っています。
- 県民、企業、NPO、行政などがそれぞれ率先して環境配慮を行うとともに、相互に協働・連携して環境配慮を行う仕組みが发展しています。
- 県境を越える環境問題には、八都県市首脳会議\*での取組を進めるなど広域的な連携を図る仕組みが定着しています。

## (3) 施策の方向

### ア 実践に結びつく環境意識の形成

環境情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、日常生活や事業活動に起因している環境問題の解決に向けて、「自ら考え、選択して行動する人」を育てる環境教育を推進するなど、具体的な実践に結びつく環境意識の形成に努めます。

#### <重点的に取り組むべき事項>

- 環境情報の提供の充実と「自ら考え、選択して行動する人」の育成

### イ パートナーシップの形成と定着

県民、企業、NPO、行政などが協働・連携して環境の保全と創造に取り組むための仕組みの充実、発展を図るとともに、県境を越えて引き起こされる環境問題に広域的に連携して取り組むなどパートナーシップの形成と定着に努めます。

#### <重点的に取り組むべき事項>

- 各行動主体が協働・連携する仕組みの充実

# 神奈川県環境基本計画

## 第3章 具体的な事業展開

平成19年7月

## はじめに

神奈川県では、1996（平成8）年に制定した神奈川県環境基本条例第8条に基づく「神奈川県環境基本計画」を1997（平成9）年3月に策定し、環境の保全と創造に関する様々な施策を推進してまいりましたが、2000（平成12）年4月の施策内容を中心とした見直しを経て、2005（平成17）年10月に全面的な改定を行いました。

この改定計画では、2005（平成17）年度から2015（平成22）年度を計画期間として第1章及び第2章で基本目標や施策の基本的な方向を定めるとともに、「第3章 具体的な事業展開」として当面3年間の事業計画を提示し、この事業計画については、毎年度行う進捗状況点検の結果を踏まえて、毎年度見直しを行うこととしています。

このたび、2005（平成17）年度事業を対象とした進捗状況点検の結果等を踏まえて、これまでの2005（平成17）年度から2007（平成19）年度までの事業計画を見直し、2007（平成19）年度から2009（平成21）年度までの3年間の計画に更新いたしました。

本書は、この2007（平成19）年度から2009（平成21）年度までの事業計画をお示ししたものです。

なお、2015（平成22）年度を目標年次とした計画の基本目標や施策の基本方向等については、変更しておりませんので、「神奈川県環境基本計画」（平成17年10月）とあわせてご覧ください。

「神奈川県環境基本計画」（平成17年10月）は、県のホームページに掲載しているほか、県政情報センターなどで閲覧できます。

(URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/keikaku/index.htm>)

本文の中で★の付いている用語は、「神奈川県環境基本計画」（平成17年10月）の巻末に参考資料として添付されている「用語集」に掲載されているものです。

同じ用語が複数回記載されている場合、★は、ページごとに最初に記載されている箇所に（プロジェクトについては、プロジェクトごとに最初に記載されている箇所に）のみ付けています。

なお、本書を独立してご覧いただく場合も想定し、専門用語等については、可能な限り簡単な脚注を付けています。



## 目次

### 第3章 具体的な事業展開

1 全体の施策体系と計画期間	1
(1) 恵み豊かな地域環境づくり	3
(2) 持続可能な社会づくり	9
(3) 協働・連携を進める人づくり	15
2 プロジェクト	17
1 大気環境保全対策の総合的推進	20
2 化学物質による環境影響低減対策の推進	24
3 ヒートアイランド対策の推進	30
4 都市と里山のみどりの保全と活用	34
5 特定鳥獣（ニホンジカ、ニホンザル）の保護管理の推進	36
6 特定外来生物（アライグマ、オオクチバス、コクチバス等）対策の検討・推進	40
7 水源地域環境対策の総合的推進	43
8 丹沢大山の自然再生の推進	48
9 相模湾の保全と再生	54
10 三浦半島のみどりの保全と活用	57
11 循環型社会づくり	60
12 地球温暖化対策の推進	65
13 新エネルギー導入の推進	72
14 国際環境協力の推進	76
15 環境と共生するまちづくり	79
16 環境に配慮した事業活動の促進	85
17 環境ビジネスの振興	89
18 環境と農林水産業の好循環の創出	92
19 環境教育の推進と基盤づくり	98
20 パートナーシップの取組の推進	103
21 環境を保全、創造する調査・研究の推進	108

## 第3章 具体的な事業展開

この章では、環境基本計画の目標年次である2015（平成27）年度を展望しつつ、2007（平成19）年度から2009（平成21）年度までの3年間に取り組む施策・事業を提示します。

### 1 全体の施策体系と計画期間

#### 全体の施策体系

第2章で示した「10年後のめざす姿」の実現に向けて、当面の3年間で取り組むべき施策・事業の全体像について示します。

#### 計画期間 2007（平成19）年度 から 2009（平成21）年度まで

環境基本計画全体の目標年次を展望しつつ、具体的な施策・事業については当面の3年間で提示します。

## 【全体の施策体系】

### (1) 恵み豊かな地域環境づくり

- ア 健康で安全な暮らしを支える生活環境の保全(P3)
  - (ア) 大気環境保全対策の推進
  - (イ) 自動車交通環境対策の推進
  - (ウ) 水質保全対策の推進
  - (エ) 土壌・地下水汚染対策の推進
  - (オ) 化学物質による環境影響低減対策の推進
- イ 快適でうるおいのある生活環境の保全(P4)
  - (ア) 騒音・振動・悪臭対策の推進
  - (イ) ヒートアイランド対策の推進
  - (ウ) 自然環境に配慮したみどり豊かなまちづくり
- ウ 生物多様性に配慮した自然環境の保全・再生と活用(P6)
  - (ア) 都市と里山のみどりの保全と活用
  - (イ) 丹沢大山などの自然環境の保全と活用
  - (ウ) 森林の保全の推進
  - (エ) 水環境保全対策の推進
  - (オ) 海的环境保全の推進

### (2) 持続可能な社会づくり

- ア 循環型社会づくり(P9)
  - (ア) 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進
  - (イ) 不法投棄の防止対策の推進
- イ 地球市民社会の環境保全(P10)
  - (ア) 地球温暖化対策の推進
  - (イ) 新エネルギー導入の推進
  - (ウ) オゾン層保護対策の推進
  - (エ) 酸性雨対策の推進
  - (オ) 国際環境協力の推進
- ウ 環境に配慮した県土利用と環境と共生するまちづくり(P12)
  - (ア) 環境に配慮した安全な県土利用の推進
  - (イ) 環境と共生する都市づくり
  - (ウ) 環境への負荷の少ない交通の推進
- エ 環境と経済の好循環(P13)
  - (ア) 環境に配慮した事業活動の促進
  - (イ) 環境ビジネスの振興
  - (ウ) 環境と調和した農林水産業の推進

### (3) 協働・連携を進める人づくり

- ア 実践に結びつく環境意識の形成(P15)
  - (ア) 環境教育の推進と基盤づくり
  - (イ) 環境情報の提供と相談の充実
  - (ウ) 環境への負荷の少ない生活・事業活動の促進
- イ パートナーシップの形成と定着(P16)
  - (ア) 協働・連携による仕組みの推進
  - (イ) 広域的な取組の推進

## (1) 恵み豊かな地域環境づくり

### ア 健康で安全な暮らしを支える生活環境の保全

#### (ア) 大気環境保全対策の推進

大気汚染による公害を防止するため、工場・事業場に対して大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」という。）に基づく規制・指導を行うとともに、建築物の解体等に伴うアスベスト\*飛散防止対策などを実施します。

- 大気汚染状況の常時監視
  - ・大気汚染監視用機器の整備（大気水質課）
  - ・常時監視測定網の保守管理（環境科学センター）
- 固定発生源\*対策の推進
  - ・固定発生源に対する規制・指導（大気水質課）【P J 1】
- アスベスト対策の推進
  - ・建築物等の解体に伴うアスベスト飛散防止対策（大気水質課）【P J 1】
  - ・アスベスト環境濃度の把握（大気水質課）【P J 1】
- 大気環境に係る調査・研究
  - ・光化学オキシダント\*や浮遊粒子状物質\*の挙動解明に関する研究（環境科学センター）

#### (イ) 自動車交通環境対策の推進

「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」の着実な推進を図り、ディーゼル自動車運行規制や、環境負荷の少ない低公害車の導入促進などを実施します。

- 自動車排出ガスの総量の削減に向けた計画的推進
  - ・大気汚染状況の把握（大気水質課）【P J 1】
  - ・総量削減計画の進捗状況の管理等（大気水質課）【P J 1】
- 自動車排出ガス対策の推進
  - ・ディーゼル自動車運行規制に係る指導・取締り（大気水質課）【P J 1】
  - ・ディーゼル自動車排出ガス低減措置への支援（大気水質課）【P J 1】
- 低公害車の導入促進及び物流グリーン化の推進
  - ・低公害車の導入促進（大気水質課）【P J 1】
  - ・物流グリーン化の推進（大気水質課）【P J 1】

#### (ウ) 水質保全対策の推進

河川、海域などの水質保全のため、公共用水域\*の環境基準\*の達成状況調査、工場・事業場等に対する立入検査や指導等を行います。

- 公共用水域の水質保全
  - ・公共用水域の環境基準の達成状況調査（大気水質課）
  - ・公共用水域の環境基準の類型指定\*（大気水質課）
  - ・工場・事業場等に対する排水規制・指導（大気水質課）
- 東京湾の水質保全
  - ・東京湾の水質及び底質の汚濁状況調査（大気水質課）
  - ・東京湾総量削減計画達成状況把握のための発生負荷量調査（大気水質課）

\* 【P J 〇〇】は、20ページ以降の当該プロジェクトを構成する事業を示します。プロジェクトを構成する事業については、それぞれのプロジェクトの説明を参照してください。

- 水道水（原水及び浄水）の水質監視
  - ・水道水質基準及び農薬等の検査（水質監視）の実施（生活衛生課）

#### (エ) 土壌・地下水汚染対策の推進

土壌・地下水について、将来にわたり有効かつ持続的に保全・活用するため、土壌汚染対策法、水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づき、工場・事業場等の指導及び監視を行うとともに、汚染の広がりや経年変化等を把握するため、地下水質調査を実施します。

- 土壌・地下水汚染対策の推進
  - ・土壌汚染対策法、水質汚濁防止法、生活環境保全条例の施行（大気水質課）【P J 2】
  - ・地下水の常時監視調査（大気水質課）【P J 2】
  - ・汚染工場・事業場周辺調査等の汚染対策指導や浄化効果確認調査の実施（大気水質課）【P J 2】
- 土壌・地下水汚染対策の推進に係る調査・研究
  - ・土壌・地下水汚染源の推定と浄化対策に関する調査・研究（環境科学センター）

#### (オ) 化学物質による環境影響低減対策の推進

化学物質による環境負荷の低減、環境汚染の未然防止対策の推進を図るため、化学物質に関する情報提供等を行います。また、ダイオキシン類<sup>\*</sup>を始めとする化学物質による環境汚染の実態を把握するとともに、調査結果に基づき必要な対策を講じます。

- 化学物質自主管理の推進
  - ・化管法及び生活環境保全条例の施行（大気水質課）【P J 2】
  - ・化学物質安全情報提供システムの運用（大気水質課、環境科学センター）【P J 2】
- 化学物質環境調査
  - ・化学物質環境調査（大気水質課、環境科学センター）【P J 2】
  - ・食品等化学物質調査（生活衛生課）【P J 2】
- ダイオキシン対策の推進
  - ・ダイオキシン法の施行（大気水質課）【P J 2】
  - ・ダイオキシン類常時監視調査（大気水質課）【P J 2】
  - ・ダイオキシン類緊急対策調査（大気水質課、環境科学センター）【P J 2】
  - ・食品由来ダイオキシン摂取量調査（生活衛生課）【P J 2】
  - ・水道水のダイオキシン類実態調査（企業庁水道電気局水道施設課）【P J 2】
- 有害大気汚染物質対策の推進
  - ・有害大気汚染物質の調査（大気水質課）【P J 2】
- 化学物質による地域環境影響の低減に向けた調査・研究
  - ・環境モニタリングの効率化及び高精度化の調査・研究（環境科学センター）【P J 21】
  - ・環境影響の実態解明と評価に関する調査・研究（環境科学センター）【P J 21】
  - ・排出量低減手法の評価と適用に関する調査・研究（環境科学センター）【P J 21】

### イ 快適でうるおいのある生活環境の保全

#### (ア) 騒音・振動・悪臭対策の推進

自動車等の交通騒音の状況把握や、排水性舗装等による沿道の騒音低減を図ります。工場・事業場等における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音、悪臭について必要な規制を行います。

厚木基地周辺の航空機騒音被害等の解消に向けては、騒音状況の把握に努めるとともに、周辺市と連携し、日米両国政府に対し働きかけを行います。

- 交通騒音対策の推進
  - ・自動車騒音の調査（大気水質課）
  - ・新幹線騒音等の調査（大気水質課、環境科学センター）
- 道路騒音対策の推進
  - ・排水性舗装等による低騒音化（道路管理課）
- 厚木基地周辺の航空機騒音被害等の解消
  - ・厚木基地周辺の騒音調査（基地対策課、大気水質課）
  - ・騒音解消に向けた日米両国政府への働きかけ（基地対策課）
- 騒音・振動発生源の規制・指導
  - ・騒音規制法、振動規制法及び生活環境保全条例に基づく、工場・事業場等に対する規制・指導（大気水質課）
- 悪臭発生源の規制
  - ・悪臭防止法に基づく規制方法の周知・徹底の実施（大気水質課）

#### (イ) ヒートアイランド\*対策の推進

八都県市や県内市町村と連携して調査・研究、普及啓発などを行うとともに、2004（平成16）年度及び2005（平成17）年度に実施した調査の結果から対策が必要な地域を中心に、市町村と連携しながら、地域特性を踏まえた対策を実施します。また、ヒートアイランド対策に資する省エネルギーや都市の緑化などを推進します。

- ヒートアイランド対策の推進
    - ・八都県市及び県内市町村との連携による検討・実施（環境計画課、環境科学センター）
- 【P J 3】【P J 15】【P J 21】
- ・県施設における率先実行（環境計画課、緑政課）【P J 3】【P J 15】
  - ・都市の省エネルギー対策の推進（環境計画課等）【P J 3】【P J 15】
  - ・都市緑化の推進（都市整備公園課、緑政課）【P J 3】【P J 15】

#### (ウ) 自然環境に配慮したみどり豊かなまちづくり

魅力ある都市公園などの整備や、魅力ある景観づくりの推進など景観の保全と創造に取り組みます。また、自然環境に配慮した水辺づくりなどを行います。

- 魅力ある都市公園などの整備
  - ・都市公園などの整備（都市整備公園課）【P J 4】
  - ・三浦半島公園圏構想の推進（政策課）【P J 10】
  - ・三浦半島国営公園の誘致（都市整備公園課）【P J 10】
  - ・さがみグリーンラインの整備\*（都市整備公園課、道路整備課）
- 景観の保全と創造
  - ・都市景観の保全と活用（都市整備公園課）【P J 15】
- 都市緑化の推進
  - ・街路樹の整備、維持管理（道路整備課、道路管理課）
  - ・相模川・酒匂川流域下水処理場施設を利用した緑地整備（下水道課）
- 自然環境に配慮した水辺づくり
  - ・自然にやさしい川づくり（河川課）【P J 15】
  - ・親水機能を持たせた農業用水路の整備（農地課）【P J 15】

---

\*さがみグリーンラインの整備：相模川に沿って自転車道と緑地を整備する事業

- ・魚にやさしい魚道の整備（農地課）【P J 15】

## ウ 生物多様性\*に配慮した自然環境の保全・再生と活用

### (ア) 都市と里山のみどりの保全と活用

県内の優れた自然環境及び歴史的環境を保存するための「かながわのナショナル・トラスト運動\*」の推進や、地域制緑地\*の指定、魅力ある都市公園などの整備を進めます。また、地域の貴重な資源である里山の保全・再生の取組を推進します。

#### ○魅力ある都市公園などの整備

- ・都市公園などの整備（再掲）（都市整備公園課）【P J 4】
- ・三浦半島公園圏構想の推進（再掲）（政策課）【P J 10】
- ・三浦半島国営公園の誘致（再掲）（都市整備公園課）【P J 10】
- ・さがみグリーンラインの整備（再掲）（都市整備公園課、道路整備課）

#### ○地域制緑地の指定による保全

- ・地域制緑地の指定拡大等（緑政課）【P J 4】
- ・緑地の利活用（緑政課）
- ・県民参加型による緑地の保全（緑政課）
- ・緑地保全のための普及・啓発（緑政課）

#### ○かながわのナショナル・トラスト運動の推進

- ・基金への寄附活動等トラスト運動の普及及び啓発（緑政課）
- ・緑化協力金制度\*の実施（緑政課）
- ・トラスト制度\*による緑地の買入れ及び借入れ等（緑政課）【P J 4】
- ・県、市町村、トラストみどり財団、ボランティアなどによる緑地の維持・管理及び活用（緑政課）
- ・ボランティア等の参加システムの構築及び推進（緑政課）

#### ○小網代の森の保全

- ・買入れ・借入れ等による保全、園路等の整備の推進（緑政課）【P J 10】
- ・環境教育の場の整備及び普及活動の実施（緑政課）【P J 10】

#### ○都市緑化の推進

- ・みどりの協定\*（緑政課）【P J 4】
- ・県有施設緑化（緑政課）

#### ○里地里山づくりの推進

- ・里地里山における保全活動の推進（農地課）【P J 4】

### (イ) 丹沢大山などの自然環境の保全と活用

丹沢大山においては、丹沢大山総合調査の結果を踏まえ2007（平成19）年3月に策定された「丹沢大山自然再生計画」に基づき、ブナ林の立ち枯れや森林土壌流出などの課題解決のため、植生保護柵の設置や土壌保全対策、ニホンジカの保護管理など総合的な対策を講じ、丹沢大山の自然再生をめざします。また、県民との協働・連携を具体化させていくため、県民の活動拠点としての自然環境保全センターを建て替え、環境学習などの機能拡充を図ります。

さらに、アライグマ対策や外来魚対策の検討など特定外来生物\*への取組や希少魚の保護・増殖研究等を行います。

#### ○ ブナ林の再生

- ・植生保護柵によるブナ稚樹保護対策の推進（緑政課、自然環境保全センター）【P J 8】

#### ○ 人工林の再生

- ・私有林の公的管理・支援の推進（再掲）（森林課）【P J 7】【P J 8】

- ・間伐材の搬出等の支援（再掲）（森林課）【P J 8】【P J 18】
- 自然資源・地域資源を活かした地域の自立とつながりの再生
  - ・丹沢エコツーリズムの推進（緑政課、自然環境保全センター）【P J 8】
  - ・ヤマビル総合対策など野生動物被害対策の支援（緑政課、政策課、自然環境保全センター）【P J 8】
- 溪流生態系の再生
  - ・森林土壌保全対策の推進（緑政課、自然環境保全センター）【P J 8】
  - ・溪畔林の整備（緑政課、自然環境保全センター）【P J 8】
- 野生鳥獣の保護管理の推進
  - ・鳥獣保護区★等の設置等（緑政課）
  - ・有害鳥獣被害対策の推進（緑政課、自然環境保全センター）
  - ・アライグマ対策の推進（緑政課）【P J 6】
  - ・ニホンジカ・ニホンザル保護管理の推進（緑政課、自然環境保全センター）【P J 5】【P J 8】
  - ・傷病鳥獣保護体制の整備（緑政課、自然環境保全センター）
  - ・新たな担い手の育成（緑政課、自然環境保全センター）
- 希少種の保全
  - ・希少種保全対策の推進（緑政課、自然環境保全センター）【P J 8】
  - ・植生保護柵による希少植物保護対策の推進（緑政課、自然環境保全センター）【P J 8】
- 自然公園の適正利用の推進
  - ・自然公園等施設整備（緑政課、自然環境保全センター）【P J 8】
  - ・自然公園の適正利用の推進（緑政課、自然環境保全センター）【P J 8】
- 自然再生に向けた基盤整備の推進
  - ・自然環境保全センターの整備（緑政課、自然環境保全センター）【P J 8】
  - ・自然環境情報ステーションの機能拡充（緑政課、自然環境保全センター）【P J 8】
  - ・環境学習基盤の整備（緑政課、自然環境保全センター）【P J 8】
  - ・県民参加による丹沢大山の自然再生（緑政課、自然環境保全センター）【P J 8】
  - ・自然に親しむ運動やごみ持ち帰りなど各種普及事業の推進（緑政課、自然環境保全センター）
- 自然にやさしい溪流づくり（砂防海岸課）
- 水域環境の保全に関する調査・研究
  - ・水生生物の生態学的研究及び保護・増殖研究（水産課、水産技術センター、環境科学センター）  
【P J 21】
  - ・外来魚に関する対策の検討（水産課、水産技術センター）【P J 6】【P J 8】
- 丹沢大山の自然再生のための調査・研究
  - ・ブナ林衰退機構の解明（自然環境保全センター、環境科学センター）【P J 8】【P J 21】
  - ・ブナ林等森林再生の実証試験、保護対策工法の開発（自然環境保全センター）【P J 21】
  - ・オゾン等に強い丹沢産樹種の苗木生産（自然環境保全センター）【P J 21】
  - ・ニホンジカと共存できる森林管理技術の開発（自然環境保全センター）【P J 21】
  - ・森林モニタリングの実施（自然環境保全センター）【P J 8】【P J 21】
  - ・生態系に配慮した緑化手法の研究・開発（自然環境保全センター）【P J 21】
  - ・希少植物の保全技術の開発（自然環境保全センター）【P J 21】
  - ・ヤマビル生態状況等の調査（自然環境保全センター）【P J 21】

#### （ウ） 森林の保全の推進

水源かん養など森林の持つ公益的機能を高めるため水源地域の私有林の公的管理・支援などを推進するとともに、造林、治山事業や森林づくりの担い手確保などの基盤の整備を進めます。



- 水源の森林の保全と再生
  - ・私有林の公的管理・支援の推進（森林課）【P J 7】【P J 8】
  - ・地域水源林の整備の推進（土地水資源対策課）【P J 7】
  - ・県民と協働した森林づくりの推進（森林課）【P J 7】
- 森林とのふれあいの推進
  - ・21世紀の森づくり事業の推進（森林課）
  - ・県民の森管理事業の推進（森林課）
- 造林や治山事業などによる多彩で活力ある森林づくりの推進
  - ・造林事業の推進（森林課）
  - ・保安林改良事業の推進（森林課）
  - ・治山事業の推進（森林課）
  - ・間伐材の有効利用や県産木材の利用拡大の推進（森林課）
- 森林づくりの担い手確保や林道事業などの基盤の整備
  - ・新規就労者の確保・育成（森林課）
  - ・林道の整備（森林課）

## （エ）水環境保全対策の推進

生活排水処理施設整備構想の着実な推進を図るため、協議会や各種会議の場を通じて、市町村への情報提供や連絡調整を行うとともに、下水道の整備、合併処理浄化槽★の整備及び農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設の整備を促進します。

また、桂川・相模川や鮎沢川・酒匂川の流域において、市民、事業者、行政とが一体となって様々な取組を行うとともに、県民の参加により水源環境の保全・再生施策を推進する新たな仕組みづくりを進めます。

- 生活排水対策の推進
  - ・生活排水処理施設整備構想の推進（大気水質課）
  - ・屋外でのバーベキューやキャンプ場等の野営活動における廃食用油等の適正処理の啓発（大気水質課）
  - ・洗剤の適正使用・減量使用の普及啓発（大気水質課）
- 生活排水処理施設整備の促進
  - ・相模川・酒匂川流域下水道★事業の推進（下水道課）【P J 9】
  - ・公共下水道★整備の促進（下水道課、土地水資源対策課）【P J 7】【P J 9】
  - ・合併処理浄化槽整備の促進（大気水質課、土地水資源対策課）【P J 7】【P J 9】
  - ・農業集落排水施設★整備の促進（農地課）【P J 9】
- 流域環境保全行動の推進
  - ・「アジェンダ21 桂川・相模川」に基づく流域環境保全行動の推進（大気水質課）【P J 20】
  - ・「酒匂川・鮎沢川水系サミット宣言」に基づく流域環境保全行動の推進（大気水質課）【P J 20】
- 水源地域交流の里づくりの推進
  - ・水源地域交流の里づくりの推進（土地水資源対策課）
  - ・水源地域と都市地域の交流基盤の整備（土地水資源対策課）
- 水源環境の保全・再生を推進する仕組みづくり
  - ・県民参加による水源環境保全・再生の仕組みづくり（土地水資源対策課）【P J 7】
  - ・水環境モニタリング調査の実施（土地水資源対策課）【P J 7】
- ダム湖等の環境整備の推進
  - ・ダム貯水池の水質浄化対策の推進（河川課、企業庁水道電気局利水課）【P J 7】

- ・ダム貯水池の堆砂対策の推進（河川課、企業庁水道電気局利水課）【P J 7】
- ・河川・水路の自然浄化対策の推進（土地水資源対策課）【P J 7】
- ・ダム貯水池等の維持管理等保全対策（企業庁水道電気局利水課）
- ・水源かん養林保育事業（企業庁水道電気局業務課）
- 地下水の保全・再生
  - ・地下水保全対策の推進（土地水資源対策課）【P J 7】
  - ・地盤沈下防止のための地下水採取の規制・指導及び監視に対する助成、採取量の実態把握（大気水質課）
  - ・透水性舗装による雨水浸透（道路管理課、道路整備課）
- 水域環境の保全に関する調査・研究
  - ・地域の地下水流動機構や地下水の水質形成機構の解明研究（温泉地学研究所）【P J 21】
  - ・相模湖・津久井湖の水質保全に関する研究（環境科学センター）【P J 21】

### （オ）海の環境保全の推進

景観や自然環境に配慮した海岸保全施設の整備、養浜の実施、砂防林の整備を行い、なぎさや浜辺のみどりを保全します。

- 浜辺のみどりの保全
  - ・湘南海岸砂防林の保護・育成（砂防海岸課）【P J 9】
- 自然にやさしい海岸づくりの推進
  - ・環境に配慮した海岸侵食対策の推進（砂防海岸課）【P J 9】
  - ・小田原漁港海岸「御幸の浜」におけるなぎさの再生、磯根資源・藻場の造成（水産課、水産技術センター）【P J 9】
  - ・自然にやさしい海岸づくり（真鶴港海岸）（砂防海岸課）【P J 9】【P J 15】
  - ・海岸美化の推進（廃棄物対策課）【P J 9】
- 多様な生物が生息する海域環境の把握と生息環境の回復・創造の推進
  - ・海況等漁場環境の調査・研究（水産技術センター）
  - ・魚介類にやさしい藻場（アマモ等）の造成や魚礁の設置等による生息環境の回復・創造（水産課、水産技術センター）【P J 18】【P J 21】

## （２）持続可能な社会づくり

### ア 循環型社会づくり

#### （ア）廃棄物\*の発生抑制・資源化・適正処理の推進

循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、市町村等と連携・協力して、効果的なしくみづくりなど総合的な取組を進めるとともに、県民、事業者の自主的な発生抑制や地域における循環的利用を円滑に推進するほか、廃棄物の適正処理を進めます。

- 循環型社会に向けた総合的取組
    - ・循環型社会形成のしくみづくり（廃棄物対策課）【P J 11】
    - ・ごみ処理広域化の推進（廃棄物対策課）【P J 11】
    - ・環境関連技術の研究、開発の推進と循環型社会ビジネスの振興（環境科学センター、農業技術センター、畜産技術センター、産業技術センター、京浜臨海部活性推進課）【P J 11】【P J 21】
- ・安全かつ安定的なリサイクルシステムの構築に関する調査・研究
  - ・廃棄物処理施設の安全対策の充実・強化に関する調査・研究 等

- ・環境教育の推進（子ども教育支援課、高校教育課、環境計画課、環境科学センター）【P J 11】
- ・都道府県域を越えた広域的な取組の推進（廃棄物対策課）【P J 11】
- 発生抑制、循環的利用の推進
  - ・生活系ごみの発生抑制、循環的利用の推進（廃棄物対策課）【P J 11】
  - ・事業系ごみの発生抑制、循環的利用の推進（廃棄物対策課）【P J 11】
  - ・建設廃棄物の発生抑制、循環的利用の推進（財産管理課、教育施設課、技術管理課、廃棄物対策課）【P J 11】
  - ・上下水道汚泥の循環的利用の推進（企業庁水道電気局水道施設課、下水道課）【P J 11】
  - ・食品廃棄物、家畜排せつ物の循環的利用等の推進（農業振興課、畜産課）【P J 11】
  - ・各種リサイクル法の円滑な施行（農業振興課、技術管理課、廃棄物対策課）【P J 11】
  - ・事業者による自主的な発生抑制、循環的利用の推進（廃棄物対策課）【P J 11】
  - ・グリーン購入★の推進（環境計画課）【P J 11】
- 適正処理の推進
  - ・一般廃棄物★の適正処理の推進（廃棄物対策課）【P J 11】
  - ・産業廃棄物★の適正処理の推進（廃棄物対策課）【P J 11】
  - ・産業廃棄物中間処理施設の整備と維持運営（廃棄物対策課）【P J 11】
  - ・産業廃棄物最終処分場の確保と維持運営（廃棄物対策課）【P J 11】
  - ・負の遺産の計画的な処理（廃棄物対策課）【P J 11】
  - ・感染性廃棄物処理対策の推進（廃棄物対策課）【P J 11】

#### （イ）不法投棄の防止対策の推進

不法投棄を許さない地域づくりをめざし、県民、事業者、市町村や警察本部などと連携・協力して、不法投棄の未然防止対策を進めるとともに、不法投棄が新たな不法投棄を招かないよう不法投棄物の早期撤去を促進し、原状回復を進めます。

- 不法投棄の未然防止対策の推進
  - ・不法投棄の未然防止に向けたしくみづくり（廃棄物対策課）【P J 11】
  - ・不法投棄の未然防止対策の充実（廃棄物対策課、道路管理課、河川課、砂防海岸課、森林課、警察本部生活経済課）【P J 11】
- 不法投棄の原状回復の推進
  - ・不法投棄の原状回復に向けたしくみづくり（廃棄物対策課）【P J 11】
  - ・不法投棄の原状回復対策の充実（廃棄物対策課、道路管理課、河川課、砂防海岸課、企業庁水道電気局利水課、森林課）【P J 11】
- 建設発生土の不法投棄対策の推進
  - ・不法投棄の監視等未然防止対策の実施（技術管理課）
  - ・公共建設発生土受入地の確保及び再利用の促進等適正処理対策の実施（技術管理課）

### イ 地球市民社会の環境保全

#### （ア）地球温暖化★対策の推進

京都議定書★の発効を受け、政府が閣議決定した「京都議定書目標達成計画」を踏まえ、2006（平成18）年6月に改訂した「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」の目標を達成するため、県民、NP

○★、事業者、市町村などと協働・連携して二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。

- 事業活動のグリーン化促進
  - ・事業者向け二酸化炭素排出量削減の促進（環境計画課）【P J 12】
  - ・中小企業への環境マネジメントシステム★の普及促進（再掲）（産業技術センター、金融課・大気

水質課、環境計画課)【P J 12】

- ・マイアジェンダ\*制度の普及促進(再掲)(環境計画課)【P J 12】【P J 16】
- ・地球温暖化対策推進法\*に基づく県の地球温暖化防止実行計画\*の推進・見直し(環境計画課)【P J 12】
- ・率先実行による成果の普及による二酸化炭素排出量削減の促進(県有施設へのESCO事業\*の導入)(環境計画課)【P J 12】【P J 13】

○環境負荷の少ないライフスタイルへの転換促進

- ・地球温暖化防止に向けた活動への参加・マイアジェンダ登録の促進(環境計画課)【P J 12】
- ・家電製品などの省エネ型機器への買い替え促進(環境計画課)【P J 12】
- ・環境にやさしくらしの推進(再掲)(環境計画課)【P J 12】【P J 19】
- ・住宅用太陽光発電の普及啓発(再掲)(環境計画課)【P J 12】【P J 13】

○持続可能な交通の実現

- ・低公害車の導入促進(再掲)(大気水質課)【P J 1】【P J 12】
- ・物流グリーン化の推進(再掲)(大気水質課)【P J 1】【P J 12】
- ・アイドリングストップ\*等のエコドライブの普及啓発(環境計画課、大気水質課)【P J 12】
- ・バイオエタノール\*の利用促進の検討(環境計画課)【P J 12】

○地域ぐるみの温暖化対策の展開

- ・地球温暖化防止活動推進員\*普及啓発事業(環境計画課)【P J 12】
- ・小・中学校における環境教育の推進(再掲)(子ども教育支援課)【P J 12】【P J 19】
- ・高等学校における環境教育の推進(再掲)(高校教育課)【P J 12】【P J 19】
- ・NPO\*や企業と連携した環境教育の実施(再掲)(環境計画課)【P J 12】【P J 19】
- ・NPOなどと協働・連携した県内小・中・高等学校での体験型授業の実施(再掲)(環境計画課)【P J 12】【P J 13】【P J 19】

○地球温暖化対策のための技術支援に関する研究(環境科学センター)【P J 12】【P J 21】

#### (イ) 新エネルギー\*導入の推進

太陽光発電の普及促進のための仕組みづくりや、県有施設における率先的な新エネルギー導入などに取り組みます。

○新エネルギーの民間導入促進

- ・NPOとの協働による新エネルギー導入に対する個別・具体的なアドバイス、コーディネート(環境計画課)【P J 13】
- ・NPOなどと協働・連携した県内小・中・高等学校での体験型授業の実施(環境計画課)【P J 12】【P J 13】【P J 19】
- ・NPOとの協働による学校への新エネルギー導入(環境計画課)【P J 13】
- ・住宅用太陽光発電の普及啓発(環境計画課)【P J 12】【P J 13】
- ・太陽光発電導入促進のための仕組みづくり(環境計画課)【P J 13】
- ・「かながわ新エネルギー賞」による顕彰(環境計画課)【P J 13】

○県有施設への率先導入

- ・水道・電気事業における小水力発電の導入(企業庁水道電気局水道施設課・発電課)【P J 13】
- ・県有施設への新エネルギー導入(環境計画課)【P J 13】
- ・グリーン電力調達の実施(環境計画課)【P J 13】
- ・県有施設へのESCO事業\*の導入(再掲)(環境計画課)【P J 12】【P J 13】

#### (ウ) オゾン層\*保護対策の推進

フロン類\*等の回収・破壊を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等」

関する法律」等に基づくフロン類回収事業者等の指導・監督及びフロン類に関する環境情報提供のための実態調査を実施することにより、フロン類等の適正処理の促進を図ります。

○フロン類の適正処理の促進

- ・フロン類回収事業者等への指導・監督（大気水質課、廃棄物対策課）
- ・大気中のフロン類に関する実態調査の実施（大気水質課、環境科学センター）

**(エ) 酸性雨\*対策の推進**

横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、小田原市及び相模原市と共同して、都市部、臨海部、山間部及び県央地域で広域的な酸性雨モニタリング（継続監視）調査を実施し、酸性雨の実態を把握します。

○酸性雨対策の推進に係る調査・研究

- ・酸性雨モニタリング調査の実施（大気水質課、環境科学センター）

**(オ) 国際環境協力の推進**

神奈川宣言ネットワーク\*を通じた加盟自治体間の情報交換や、神奈川国際環境協力協議会による東南アジアにおける現地の環境改善や環境教育の推進に向けた取組を進めるとともに、本県に立地された（財）地球環境戦略研究機関に対する支援などを行います。また、地域からの国際貢献の一環として、開発途上国等からの研修員の受入れや、かながわ民際協力基金などにより国際協力活動を支援します。

○国際環境協力の推進

- ・「ICLEI～持続可能性をめざす自治体協議会」会員としての活動（環境計画課）【P J 14】
- ・神奈川宣言ネットワークを通じた地域の環境改善に関する優良事例の収集・発信（環境計画課）

【P J 14】

- ・神奈川国際環境協力協議会による国際環境協力事業の実施（環境計画課）【P J 14】
- ・（財）地球環境戦略研究機関への支援（環境計画課）【P J 14】
- ・海外技術協力推進事業（国際課）
- ・かながわ民際協力基金によるNGO\*国際協力活動への支援（国際課）
- ・国際熱帯木材機関（ITTO）本部への支援（国際課）

**ウ 環境に配慮した県土利用と環境と共生するまちづくり**

**(ア) 環境に配慮した安全な県土利用の推進**

良好な環境を保全するための環境影響評価\*制度の適切な運用や、神奈川県土地利用調整条例\*などに基づく県土の計画的な利用を推進します。また、みどりを活かしたがけ崩れ対策など安全な県土利用を推進します。

○環境に配慮した計画的な土地利用の推進

- ・環境影響評価（環境アセスメント）制度の運用（環境計画課）
- ・計画段階からの環境配慮評価システム\*の推進（環境計画課）
- ・土地利用調整条例に基づく適切な調整の推進（土地水資源対策課）
- ・適正で合理的な土地利用の推進（都市計画課）
- ・地域環境評価\*（E A）情報の提供（環境計画課）

\*NGO：Non-Governmental Organization（非政府組織）の略。地球規模の課題や地域の国際化などに取り組む非政府・非営利団体

○安全な県土利用の推進

- ・みどりを活かしたがけ崩れ対策の推進（砂防海岸課）
- ・自然災害回避（アボイド）情報<sup>\*</sup>の提供（環境計画課）

（イ）環境と共生する都市づくり

県央・湘南都市圏においては、環境共生型プロジェクト（環境共生型のまちづくり事業）を誘導・促進するとともに、環境共生モデル都市ツインシティ<sup>\*</sup>の事業化に向けた取組を進め、環境と共生する都市圏の形成をめざします。

○環境共生モデル都市圏の形成

- ・環境共生型プロジェクトの促進（県土整備総務課）【P J 15】
- ・環境共生モデル都市ツインシティの整備（県土整備総務課）【P J 15】

（ウ）環境への負荷の少ない交通の推進

幹線道路網の整備や交通実態に適合した交通規制の実施など、交通の流れを改善することにより、自動車からの排出ガス量の抑制及び環境濃度の低減対策を実施します。

○交通の円滑化の推進

- ・交通実態に適合した交通規制の実施と見直し（警察本部交通規制課）【P J 15】
- ・マイカーから公共交通機関への転換の促進（警察本部交通規制課）【P J 15】
- ・交通管制システムの高度化などによる交通流の分散・誘導（警察本部交通規制課）【P J 15】
- ・幹線道路網の整備や交通のボトルネック<sup>\*1</sup>の解消（道路整備課）
- ・交通需要マネジメント<sup>\*2</sup>や公共交通利用の促進（都市計画課）

エ 環境と経済の好循環

（ア）環境に配慮した事業活動の促進

中小企業者等への環境マネジメントシステム<sup>\*</sup>の導入促進を図るため、ISO14001<sup>\*</sup>認証取得に関する相談やエコアクション 21<sup>\*</sup>など中小企業者向け環境マネジメントシステムについての説明会などを行います。また、物品やサービスを購入する際にその必要性を考えるとともに、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入する「グリーン購入<sup>\*</sup>」の普及を図ります。

○環境マネジメントシステムの普及促進

- ・ISO14001 認証取得に関する相談及び技術アドバイザーの派遣（産業技術センター）【P J 12】【P J 16】
- ・中小企業制度融資（フロンティア資金（地域環境保全対策））（金融課、大気水質課）【P J 12】【P J 16】
- ・中小企業向け環境マネジメントシステム（エコアクション21 など）の普及促進（環境計画課）  
【P J 12】【P J 16】
- ・ISO14001 研修会の実施（再掲）（環境計画課）【P J 12】【P J 16】

○マイアジェンダ<sup>\*</sup>制度の普及促進（環境計画課）【P J 12】【P J 16】

○グリーン購入の普及

- ・神奈川県グリーン購入基本方針に基づく率先実行及び市町村、民間への普及促進（環境計画課）【P J 16】
- ・家電量販店・小売店における省エネラベル<sup>\*</sup>の掲出等の促進（環境計画課）【P J 16】
- ・環境にやさしい買い物キャンペーンの実施（環境計画課）【P J 16】【P J 19】
- ・グリーン教育支援システム<sup>\*</sup>の推進（再掲）（環境計画課）【P J 16】【P J 19】

<sup>\*1</sup>ボトルネック：道路網または道路の一部区間において、交通容量が前後の区間に比べて小さいために、そこを流れる交通の妨げになっている地点または区間

<sup>\*2</sup>交通需要マネジメント：利用者のニーズを尊重しながら、車の利用のし方や暮らしぶりを工夫することにより、自動車交通の円滑化を図ろうとする施策の総称

○環境に配慮した住宅の建設の促進と普及・啓発（住宅課）

#### （イ）環境ビジネスの振興

環境関連分野等における企業間の連携や製品の共同開発、販路開拓など事業化促進に向けた支援に取り組むとともに、京浜臨海部の企業や技術の集積などを生かしながら、高付加価値型で環境共生型のエネルギー産業の創出集積を促進します。また、県内各地での地域資源を活用した環境関連産業の創出を支援します。

○環境関連分野など新規成長産業分野における産業振興策の推進

・環境関連分野など新規成長産業分野における事業化促進支援（産業活性課）【P J 17】

○京浜臨海部を中心としたエコ・エネルギー関連産業の創出集積の促進

・エネルギー産業の高度化・統合化の推進（京浜臨海部活性推進課）【P J 17】

・DME（ジメチルエーテル）★の活用促進（京浜臨海部活性推進課）【P J 17】

・エコ産業の創出支援（京浜臨海部活性推進課）【P J 17】

○地域資源を活用した環境関連産業の創出支援

・地域特性を踏まえた新エネルギー★産業の創出支援（環境計画課）【P J 17】

#### （ウ）環境と調和した農林水産業の推進

環境にやさしい農業を推進するため、農薬や化学肥料の使用量の削減対策を進めるとともに、農薬の使用及び管理について、立入検査や講習会などの指導を行います。

家畜排せつ物処理施設の整備など、有機性資源の有効活用を促進するとともに、県産木材の有効活用を促進します。

さらに、地産地消★の推進や農地の保全、豊かな海づくり等を推進し、農林水産業のもつ多面的機能★の発揮を図ります。

○環境保全型農業の総合的推進

・環境保全型農業の実践者の拡大（農業振興課）【P J 18】

・技術支援（農業振興課）【P J 18】

・県民の理解の促進（農業振興課）【P J 18】

○農薬安全対策の推進（農業振興課）

○家畜排せつ物など地域の未利用資源の有効活用の促進

・家畜排せつ物処理・利用施設等の整備への支援（畜産課、農業振興課）【P J 18】

・畜産バイオマスリサイクルの推進（畜産課）【P J 18】

・食品残さ等の再利用施設整備への支援や低利用水産資源の商品化の促進（農業振興課、畜産課、水産技術センター）【P J 18】

○豊かな海づくりの推進

・漁業管理制度の推進（水産課、水産技術センター）

・資源回復計画の実施（水産課、水産技術センター）【P J 18】

・アマモによる海の環境改善（水産課、水産技術センター）【P J 18】

○県産木材の有効活用の促進

・間伐材の搬出等の支援（森林課）【P J 8】【P J 18】

・認証木材の安定供給の推進（森林課）【P J 18】

・県産木材の需要・消費拡大の推進（森林課）【P J 18】

○農地の保全による多面的機能の発揮

・中高年ホームファーマー事業の推進（農地課）【P J 18】

・中山間地域などにおける農地保全活動への支援（農地課）【P J 18】

- ・地域の共同取組による農地の有効利用の促進（農地課）【P J 18】

#### ○地産地消\*の推進

- ・直売施設など地場流通施設の整備への支援（農業振興課、水産課）【P J 18】
- ・かながわブランドの推進（農業振興課）【P J 18】
- ・魚食普及の推進（水産課）【P J 18】

#### ○環境と農業の調和に向けた調査・研究

- ・環境保全型農業への減農薬・減化学肥料栽培技術の体系化と実証研究（農業技術センター）【P J 21】
- ・有機性廃棄物利用堆肥の品質評価基準の策定・研究（農業技術センター）【P J 21】
- ・循環型社会に向けた畜産技術の開発・研究（畜産技術センター）【P J 21】
- ・都市型畜産における環境負荷の低減技術の開発・研究（畜産技術センター）【P J 21】

### (3) 協働・連携を進める人づくり

#### ア 実践に結びつく環境意識の形成

##### (ア) 環境教育の推進と基盤づくり

小・中学校における教職員の知識や意識の向上を図るための取組や環境教育指導資料を活用した教育実践の普及等を進めるとともに、高等学校においては、先進的に環境教育を推進する環境教育拠点校における取組の成果の普及や教育課程に関する研究、環境教育指導資料を活用した教育実践の普及、教員の研修機会の拡充を行うなど、学校における環境教育を推進します。

また、マイアジェンダ\*登録者などのネットワークを活用した学校・地域での環境教育・学習及び実践活動のための仕組みづくりとその定着を進めるとともに、あらゆる行動主体が行う環境教育・学習を一層進められる環境を整備します。

#### ○学校における環境教育の推進

- ・小・中学校における環境教育の推進（子ども教育支援課）【P J 12】【P J 19】
- ・高等学校における環境教育の推進（高校教育課）【P J 12】【P J 19】
- ・NPO\*などと協働・連携した県内小・中・高等学校での体験型授業の実施（再掲）（環境計画課）【P J 12】【P J 13】【P J 19】

#### ○地域における環境教育の推進

- ・環境インターンシップ\*制度の推進（環境計画課）【P J 19】
- ・こどもエコクラブ\*活動の支援（環境計画課）【P J 19】
- ・NPOや企業と連携した環境教育の実施（環境計画課）【P J 12】【P J 19】

#### ○環境教育を支援する仕組みづくり

- ・環境情報コーディネーター\*による相談・コーディネート推進（環境計画課）【P J 19】
- ・グリーン教育支援システム\*の推進（環境計画課）【P J 16】【P J 19】
- ・環境保全活動実践者の育成・活用システムの整備（環境科学センター）【P J 19】

##### (イ) 環境情報の提供と相談の充実

県の環境情報ホームページ「かながわの環境」やメールマガジン\*等を活用して、わかりやすい環境情報を提供します。また、環境全般についての相談対応、学校とNPO等とのコーディネート（調整）など、幅広いニーズに対応できる相談を行います。

#### ○環境情報の提供と相談対応の推進

- ・ホームページ「かながわの環境」による環境情報の提供（環境計画課）【P J 19】【P J 20】

\*メールマガジン：電子メールを利用して発行する情報誌



- ・環境情報コーディネーターによる情報発信、相談・コーディネート<sup>の</sup>推進（環境計画課）  
【P J 19】【P J 20】
- ・大気汚染常時監視システムによる環境情報の整理・提供（環境科学センター）【P J 19】【P J 20】
- ・環境白書の発行（環境計画課）

#### （ウ）環境への負荷の少ない生活・事業活動の促進

環境にやさしい買い物キャンペーンを実施するとともに、夏らしいライフスタイル（生活様式）などの実施を呼びかけることなどにより、環境にやさしいライフスタイルの普及促進を図ります。

また、各種媒体を活用した消費者への普及啓発において、環境に関する表示（エコラベリング）の周知に努めるほか、環境にやさしい商品を選定するための情報を提供するとともに、県自ら率先して環境配慮の取組を行います。

- 環境にやさしいライフスタイルの促進
  - ・環境にやさしくらしの推進（環境計画課）【P J 12】【P J 19】
  - ・環境にやさしい買い物キャンペーンの実施（再掲）（環境計画課）【P J 16】【P J 19】
- 環境にやさしい商品選定への支援
  - ・消費生活情報提供（消費生活課）
- 県の環境配慮への率先的取組（IS014001<sup>★</sup>の推進）
  - ・IS014001 の認証継続（環境計画課）
  - ・IS014001 研修会の実施（環境計画課）【P J 16】
- 各種表彰制度による環境への負荷の少ない生活・事業活動の促進（環境計画課等）

### イ パートナーシップの形成と定着

#### （ア）協働・連携による仕組みの推進

かながわ地球環境保全推進会議<sup>★</sup>による県民、企業、NPO<sup>★</sup>、行政などのパートナーシップによる取組の推進を図ることにより、地球環境の保全を進めます。

また、相模川、酒匂川について、県外上流域を含めた市民、事業者、行政が一体となった流域環境保全行動の推進を図ります。

さらに、かながわ県民活動サポートセンターや「かながわボランティア活動推進基金 21」によりボランティア活動<sup>★</sup>支援の充実やNPO等との協働の推進を図ります。

- パートナーシップによる地球環境保全の推進（環境計画課）【P J 20】
- 流域環境保全行動の推進（再掲）（大気水質課）【P J 20】
- ボランティア活動の推進（県民総務課NPO協働推進室）【P J 20】

#### （イ）広域的な取組の推進

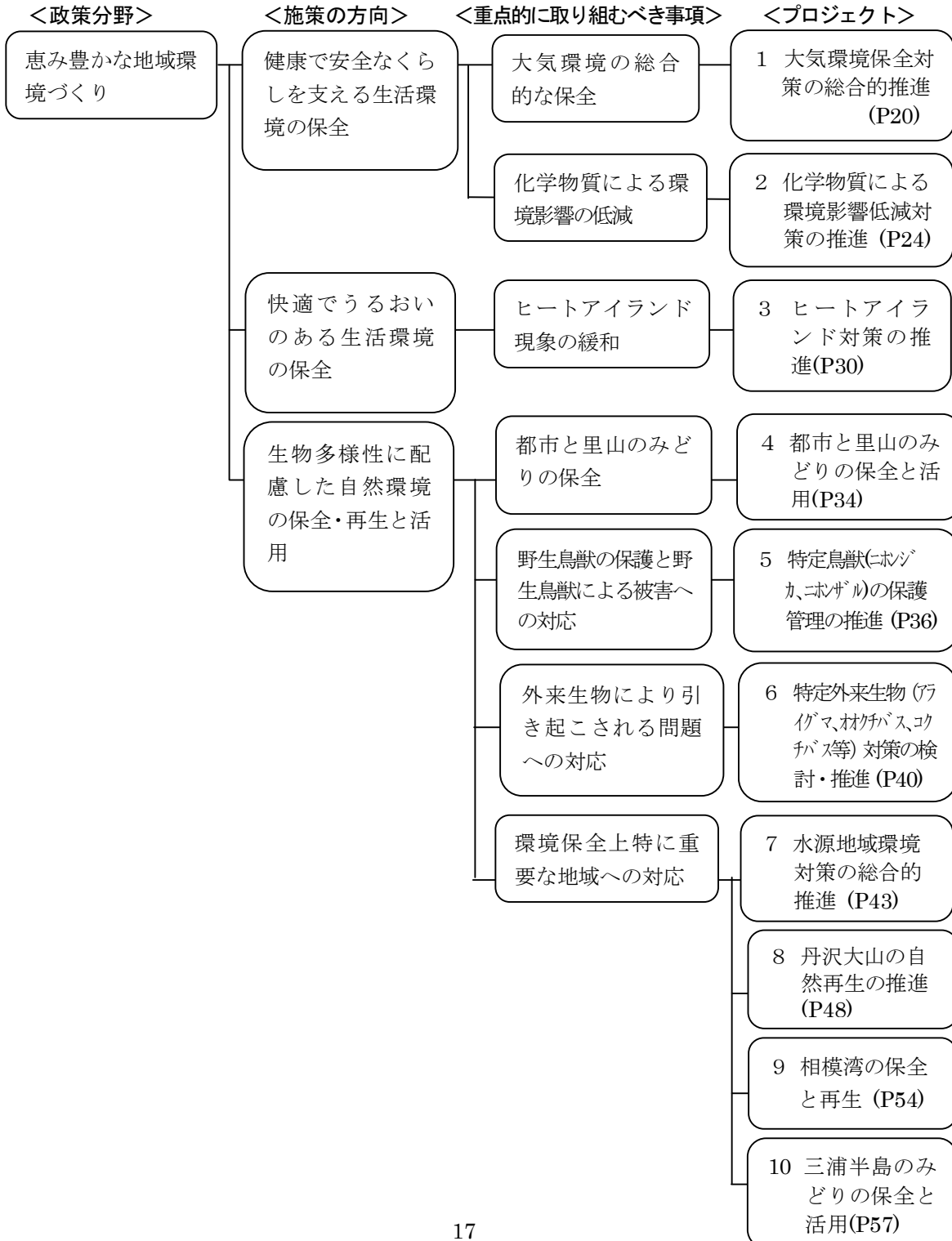
県域を越えて引き起こされる環境問題に対して、八都県市<sup>\*</sup>や近隣自治体と協働して広域的な取組を推進します。

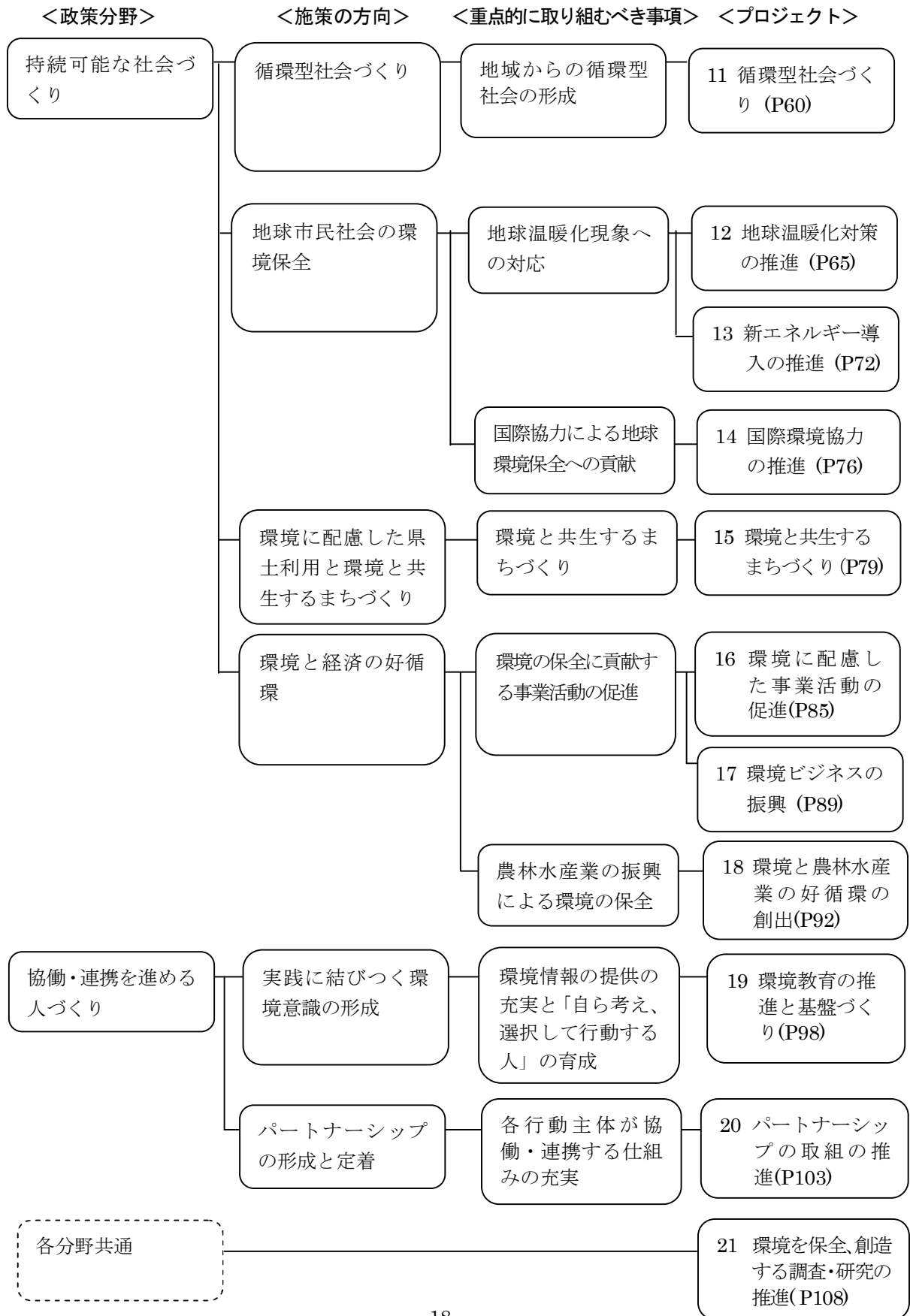
- 八都県市首脳会議<sup>★</sup>による取組
  - ・八都県市首脳会議環境問題対策委員会（環境計画課、大気水質課、緑政課）
  - ・八都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会（廃棄物対策課）
- 近隣自治体との協力

<sup>\*</sup>八都県市：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市

## 2 プロジェクト

「第2章 施策の基本的な方向」において、三つの政策分野ごとの施策の方向の中で設定した<重点的に取り組むべき事項>に対応するため、「全体の施策体系」で示した事業の中から再構成して、2007（平成19）年度から2009（平成21）年度までの3年間に取り組む「プロジェクト」を設定し、重点的な取組を行っていきます。







## ◆ 概 要 ◆

## [現在の状況]

大気汚染物質は主に、工場等の産業施設及び自動車から排出されています。本県では、大気汚染防止法の政令市と協力して二酸化窒素\*や浮遊粒子状物質\*等について 93 地点の測定局において常時監視測定を行っています。

工場、自動車等から排出される大気汚染物質に対しては、大気汚染防止法、生活環境保全条例等による濃度規制や総量規制、燃料の低硫黄化が進み、二酸化硫黄、一酸化炭素\*については環境基準\*が達成され、二酸化窒素、浮遊粒子状物質についても、近年は大幅な改善が見られますが、光化学オキシダント\*\*については依然として厳しい状況が続いています。

## 測定局の環境基準達成率の状況

		2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
二酸化窒素	一般環境大気測定局	93.3%	100%	100%	100%
	自動車排出ガス測定局	61.3%	74.2%	83.9%	83.9%
	全測定局	82.4%	91.3%	94.6%	94.6%
自動車排出窒素酸化物排出量		21,800 t	18,800 t	16,100 t	14,200 t
浮遊粒子状物質	一般環境大気測定局	56.7%	73.8%	96.7%	100%
	自動車排出ガス測定局	23.3%	48.4%	100%	96.8%
	全測定局	45.6%	65.2%	97.8%	98.9%
自動車排出粒子状物質排出量		2,100 t	1,460 t	950 t	650 t

[大気水質課]

## [これまでの取組と今後の課題]

## ア これまでの取組

大気汚染状況を主要道路沿道に設置した自動車排出ガス測定局などにおいて常時監視するとともに、2003（平成 15）年 7 月に策定した「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」（以下「総量削減計画」という。）に基づき、自動車からの粒子状物質排出量の推計など総量削減状況の進行管理を行いました。

また、2003（平成 15）年 10 月からは生活環境保全条例に基づくディーゼル自動車の運行規制に伴う指導・取締りを実施するとともに、ディーゼル自動車排出ガス低減装置装着への支援を行ったほか、生活環境保全条例に基づく低公害車導入義務の周知・啓発及び低公害車の導入補助などを行いました。

さらに、2006（平成 18）年 9 月に神奈川県電気自動車(EV)普及構想を発表、同年 11 月にはかながわ電気自動車普及推進協議会を設立し、全国の自治体に先がけて、電気自動車の本格的な普及に着手しました。

工場・事業場の固定発生源\*対策として、大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき窒素酸化物\*やばいじん\*等の濃度規制、総量規制などを実施しています。

アスベスト\*対策として、大気汚染防止法に基づき届出があった建築物解体等工事について、2006（平成 18）年に策定したアスベスト対策指導指針に基づき事業者指導等を行うとともに、立入検査と

\*光化学オキシダント：工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、炭化水素\*等の物質が太陽光線に含まれる紫外線により化学反応を起こし生成される物質の総称。風が弱い等の特殊な気象条件が重なって光化学オキシダントが多く滞留し、白くもやがかったようになった状態を光化学スモッグという。

環境調査を実施し、解体等工事に伴うアスベストの飛散防止を図っています。

また、大気汚染防止法の改正により、2006（平成18）年4月から揮発性有機化合物（VOC）★の排出規制を実施しています。

さらに、2005（平成17）年度にアスベスト製品取扱事業所や産業廃棄物処理施設、県内の大気汚染常時監視測定局におけるアスベスト濃度の測定を行ったところ、いずれも問題ない数値でした。

## イ 今後の課題

自動車交通対策については、総量削減計画に基づき、2010（平成22）年度までに二酸化窒素の環境基準達成局率を100%にするなどの目標達成に向け、環境基準達成が困難と見込まれる地域については、地域の状況に応じた効果的な取組を行う必要があります。また、県内全域に関しては、大気環境の一層の改善を図るため、低公害車の導入促進と環境に配慮した運転のし方であるエコドライブの普及推進を図っていく必要があります。

固定発生源対策として、工場・事業場から発生する窒素酸化物やばいじんについては、既に規制が行われており、二酸化窒素については全ての一般環境大気測定局で環境基準を達成していますが、さらに濃度を低減するため、排出抑制に努める必要があります。

また、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物（VOC）については、法規制と自主的取組を組み合わせることにより、より効果的な排出抑制の取組を進める必要があります。

アスベスト対策については、アスベスト建材を使用する建築物の解体等工事が今後増加することが予想されており、大気中へのアスベストの飛散防止に向け、解体等工事を行う事業者に対して大気汚染防止法に基づく作業基準の遵守・徹底を引き続き行う必要があります。

## 【今後の事業の方向性】

低公害車の導入促進について、電気自動車の本格的な普及推進も含め、引き続き取り組んでいくとともに、関係事業者が自発的に取り組める規制以外の手法として、運送事業者のエコドライブの推進及び荷主企業等のグリーン配送\*の促進を図っていきます。

固定発生源対策については、工場・事業場から発生するVOC等の排出抑制の促進を図ります。

アスベスト飛散防止対策については、建築物の解体等に伴うアスベストの飛散防止を徹底します。

## ◆ 目 標 ◆

（目標：県内における自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減）（年度別）

項 目	実 績			2007年度	2008年度	2009年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
窒素酸化物排出量(t)	16,100	14,200	—	14,300	13,300	12,200
粒子状物質排出量(t)	950	650	—	790	700	600

（設定期由）

大気汚染物質である、窒素酸化物及び粒子状物質は、自動車からの排出量が大きいため、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準の達成に向けて、必要となる自動車からのそれぞれの物質の排出総量の削減を目標として設定しました。

なお、各年度の排出量は、総量削減計画において設定している2010年度の目標\*達成に向けて、必要となる削減量により設定しています。

※ 2010年度の目標

- ・二酸化窒素については、2010年度までに環境基準達成率を100%とします。
- ・浮遊粒子状物質については、2010年度までに環境基準達成率を100%とするように努めます。

\*グリーン配送：低公害車の使用及びエコドライブの実施による環境に配慮した物品等の配送

## ◆ 構成事業 ◆

### 1 自動車排出ガスの総量の削減に向けた計画的推進 (大気水質課)

#### (概要説明)

大気汚染の状況や自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減の状況等の把握により総量削減計画の進捗状況を管理し、自動車排出ガスの総量の削減に向けた計画的推進を図ります。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 大気汚染状況の把握	県、大気汚染防止法政令市				
2 総量削減計画の進捗状況の管理等	県				

#### (事業の概要)

- 1 県内の大気汚染の状況を調査し、施策の効果及び環境基準の達成状況を把握し、今後の施策立案に役立てます。
- 2 総量削減計画の進捗状況として、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減の状況等を把握、管理します。また、2010(平成22)年度の目標達成に向け、県内全域で進める対策だけでは環境基準の達成が困難と見込まれる地域については、地域の状況に応じた効果的な取組の検討等を行います。

### 2 自動車排出ガス対策の推進 (大気水質課)

#### (概要説明)

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の削減を図るため、ディーゼル自動車運行規制の的確な運用を図ります。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 ディーゼル自動車運行規制に係る指導・取締り	県、政令指定都市				
2 ディーゼル自動車排出ガス低減措置への支援	県、政令指定都市				

#### (事業の概要)

- 1 八都県市\*が協調して実施しているディーゼル自動車に対する運行規制の実効性を確保するため、指導・取締りを行います。
- 2 規制適合車への買い換えや粒子状物質減少装置装着を行う中小事業者等に対し、融資・補助等の支援を行います。

\*八都県市：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市

**3 低公害車の導入促進及び物流グリーン化の推進** (大気水質課)

(概要説明)

大気環境の一層の改善を図るため、低公害車の導入促進と環境に配慮した運転の仕方であるエコドライブ等の物流グリーン化を推進します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 低公害車の導入促進	県、市町村、事業者				
2 物流グリーン化の推進	県、市町村、事業者				

(事業の概要)

- 1 電気自動車、天然ガス自動車等の環境性能の優れた低公害車の導入促進を実施します。
- 2 事業者が自発的に取り組める規制以外の手法として、運送事業者等のエコドライブ等の推進を図ります。

**4 固定発生源対策の推進** (大気水質課)

(概要説明)

工場・事業場等から発生する硫黄酸化物\*、窒素酸化物、ばいじん及び揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制の推進を図ります。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 固定発生源対策の推進	県、大気汚染防止法政令市				

(事業の概要)

- 1 大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、VOC等大気汚染物質の排出削減を推進します。

**5 アスベスト対策の推進** (大気水質課)

(概要説明)

建築物等の解体等に伴うアスベストの飛散防止対策の推進や情報の提供を図ります。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 建築物の解体等に伴う飛散防止対策	県、大気汚染防止法政令市				
2 アスベスト環境濃度の把握	県、大気汚染防止法政令市				

(事業の概要)

- 1 大気汚染防止法等に基づき、建築物解体時等のアスベスト飛散防止対策を実施するとともに、情報の提供を図ります。
- 2 大気中におけるアスベストの濃度の把握に努め、情報の提供を図ります。



## ◆ 概 要 ◆

## [現在の状況]

現在では数万種の化学物質が流通しているといわれ、その中には工場・事業場等や家庭で日常使われる物質から、物の焼却などに伴い非意図的に生成されるダイオキシン類\*など様々な化学物質があり、環境や人の健康へ影響を与えるおそれのある有害な化学物質の削減対策が求められています。

しかし、化学物質は種類も多く、排出規制のみでは対応することができないことから、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）及び生活環境保全条例に基づき、化学物質の環境影響低減に向けた事業者の取組を促進しています。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン法」という。）に基づく事業者に対する指導や県等によるモニタリング（継続監視）を行っており、2004（平成16）年度に引き続き2005（平成17）年度も県内全ての常時監視地点で環境基準\*を達成しています。

また、1997（平成9）年度から大気汚染による人への健康リスクがある程度高いと考えられる「優先取組物質」の中で、環境省が測定方法を提示している19物質について環境濃度のモニタリング調査（「有害大気汚染物質モニタリング調査」）を実施していますが、2005（平成17）年度は県内全ての地点において環境基準を達成しています。

## PRTR法に基づく化学物質の環境への排出量

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
届出事業所数	1,563	1,540	1,927	1,827	1,798
届出排出量 <sup>※1</sup> (t)	12,739	11,687	12,646	11,983	10,866
排出量 <sup>※2</sup> (t)	38,768	35,778	27,198	27,321	26,438

[大気水質課]

※1 化管法対象事業者から届出があった、事業所から大気・水域等へ排出された化学物質の量  
（2004年度に届出対象事業所要件を年間5 t以上の排出事業所から1 t以上の排出事業所に拡大（2003年度のデータから適用）しています。）

※2 届出排出量及び届出外排出量の合計

## ダイオキシン類の排出量推計値(g-TEQ\*)と常時監視地点の環境基準達成率(%)

	1997年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
排出量推計値	356.4	37.7	27.3	13.1	8.8	10.8
環境基準達成率	—	100	99.4	100	100	100

[大気水質課]

土壌汚染については、企業の自主的な調査や工場跡地の開発等に伴い重金属汚染が判明した事例や地下水汚染が発見されたことを契機に土壌汚染が判明した事例がみられます。

土壌が汚染されると、地下水や農作物などを汚染するおそれがあり、人の健康や生活環境への影響が考えられるため、適切な対策を推進することが重要になります。

地下水については、水質汚濁防止法第15条により、県及び横浜市等の水質汚濁防止法の政令市10市が共同で地下水質の汚濁の状況を常時監視しており、環境基準の達成率はおよそ90%前後で推移しています。

地下水概況調査における環境基準達成率の経年変化

(単位: 上段 % 下段 地点数)

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	平均
概況	88.8	88.3	92.6	93.2	87.6	90.0	94.8	90.8
調査	317/357	293/332	364/393	395/424	368/420	376/418	385/406	2,498/2,750

[大気水質課]

[これまでの取組と今後の課題]

ア これまでの取組

化管法の施行により、化学物質の環境への排出量等について把握と公表が開始され、2005（平成17）年度は2001（平成13）年度に比べて約30%減少しています。

また、生活環境保全条例に基づき2005（平成17）年度からは化管法に基づいた対応に加えて、事業者から化管法対象物質の管理目標の作成等の報告を受けており、これらの結果を県がとりまとめて公表しています。さらに、事業者、住民、行政によるモデル的なリスクコミュニケーション<sup>\*1</sup>の実施など相互の理解を深めるための取組を始めています。

ダイオキシン類については、排出量の削減等の対策が進んだことにより、2003（平成15）年度以降全ての常時監視測定地点で環境基準を達成し、排出量については、1997（平成9）年度比で2004（平成16）年度は97.5%の削減、2005（平成17）年度は96.9%の削減となりました。

さらに、土壌汚染に対応するため、これまでも生活環境保全条例に基づき特定有害物質を取り扱う事業所における特定有害物質の地下浸透の未然防止対策や土地の区画形質の変更時や事業所廃止時等における土壌調査、汚染が判明したときの汚染土壌処理に係る公害防止計画の届出などを義務付けてきましたが、生活環境保全条例の改正により、2004（平成16）年度から土壌汚染対策法と連携した土壌汚染対策を推進できるようにするとともに、ダイオキシン類も含めた土壌汚染対策に取り組むこととしました。

イ 今後の課題

化管法や生活環境保全条例の施行により、化学物質の低減対策の取組を一層進めていくとともに、その効果を把握するための進捗状況の点検及び化管法対象物質等の化学物質のモニタリングや、化管法データの公表に対応した地域でのリスクコミュニケーションの推進に取り組んでいく必要があります。

また、ダイオキシン対策については、事業者への指導を徹底するとともに局所的な汚染事案への対応を図っていく必要があります。

土壌汚染については、土壌汚染対策法及び生活環境保全条例に基づき、事業者に対して規制・指導を行っているところですが、汚染が判明した場合には、事業者に対して的確な浄化対策の指導や、周辺住民に対して適切な情報提供を行うことにより汚染の拡大防止や汚染された土壌の浄化など県民の不安感の軽減を図っていく必要があります。

さらに、広域にわたって地下水の水質汚染が判明している地域における発生源調査、汚染原因者が不明な場合の汚染対策及び周辺に工場・事業場等がない農用地などにおける硝酸性窒素等の汚染対策を進めていく必要があります。

[今後の事業の方向性]

ダイオキシン法、化管法及び生活環境保全条例に基づき、事業者の規制・指導、自主管理の促進を図っていきます。

事業者に対しては、化学物質の管理目標の作成<sup>\*2</sup>や進行管理、また、化学物質の安全性影響度の評価<sup>\*3</sup>

\*1 リスクコミュニケーション: リスク（化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系に有害な影響を与える「おそれ」のこと）について個人、集団、組織間における情報及び意見の相互交換のプロセス（過程）

\*2 化学物質の管理目標: 事業者は、事業所の環境負荷の低減を目的として、化学物質の管理目標を作成し、その達成状況等について知事に報告する。

\*3 化学物質の安全性影響度の評価: 事業者は、環境汚染の未然防止を目的として、化学物質の排出量及び有害性に基づく「安全性影響度」を評価し、その低減について必要な措置を講じる。

や化学物質の削減に向けた取組の指導を通じ、化学物質による環境影響の低減対策の促進を図っていきます。

ダイオキシン対策については、ダイオキシン法に基づく事業者の取組や継続的なモニタリング調査を実施するとともに局所的な汚染事案への対応を図っていきます。

また、化管法及び生活環境保全条例に基づいて排出量の低減対策を行った効果等を確認するため、大気や水域のモニタリング調査を行っていきます。

詳細な化管法データの提供や化学物質安全情報提供システム\*の運用、リスクコミュニケーションの実施を支援することにより自主管理を促進するとともに、事業者からの化管法対象物質の届出データや管理目標の作成等の報告をとりまとめて情報提供し、県民の理解を広めていきます。

土壌汚染については、土壌汚染対策法及び生活環境保全条例に基づき、事業者に対して規制・指導を行うとともに、汚染が判明した場合には事業者に対して的確な浄化対策の指導や、周辺住民に対して適切な情報提供を行うことにより、汚染の拡大防止や汚染された土壌の浄化など県民の不安感の軽減を図っていきます。

さらに、広域にわたって地下水の水質汚染が判明している地域における発生源調査、汚染原因者が不明な場合の汚染対策及び周辺に工場・事業場等がない農用地などにおける硝酸性窒素等の汚染対策を進めていきます。

## ◆ 目 標 ◆

(目標：自主管理の推進等による化学物質の環境への排出量の低減)

項 目	実 績			2007 年度	2008 年度	2009 年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
化学物質の環境への排出量* (t)	11,983	10,866	—	自主管理の推進による排出量の低減	自主管理の推進による排出量の低減	自主管理の推進による排出量の低減

※化管法に基づく化学物質の環境への届出排出量

(設定理由)

化管法や生活環境保全条例により、化学物質の管理の改善を指導することにより、化学物質全体の排出量を低減していくことを目標として設定しました。化管法に基づく化学物質の環境への届出排出量については、現時点では2005年度の数値が最新のデータとなっており、毎年度、最新のデータを記載していきます。

なお、2007年度から2009年度については目標の数値を設定していませんが、揮発性有機化合物(VOC)の排出削減等により2010年度は10,700t(2004年度の約10%削減)を目標とします。

## ◆ 構成事業 ◆

### 1 化学物質自主管理の推進

(大気水質課、環境科学センター)

(概要説明)

化学物質による環境負荷の低減、環境汚染の未然防止対策の推進を図るため、技術的支援を行うとともに、情報提供システムの運用等を行っていきます。

\*化学物質安全情報提供システム：化学物質の性質、有害性、法令規制、事故例等の情報をデータベース化し、インターネットを通じて事業者等へ情報提供するシステム

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 化管法及び生活環境保全条例の施行 ・化管法の排出量等の届出と公表 ・生活環境保全条例による化学物質の管理目標や達成状況の報告と公表 ・事業者等に対する支援と化学物質情報の提供	県				
2 化学物質安全情報提供システムの運用	県				

(事業の概要)

1 化管法対象事業者は、化学物質の排出量・移動量を県に届け出るとともに、生活環境保全条例に基づき管理目標やその達成状況を県に報告します。県は、化学物質の管理目標及びその達成状況の報告をとりまとめて公表します。

なお、事業者に対して、管理体制の整備、設備改善、代替技術の導入など化学物質削減等のための支援を行うとともに、事業者、住民、行政によるリスクコミュニケーションの実施、ダイオキシン対策の普及啓発資料や事業者、県民向けの化学物質対策の冊子の発行などにより、化学物質に関する県民理解の増進を図ります。

2 環境科学センターが運用している化学物質安全情報提供システム（KIS-Net）により化学物質の性質、有害性、法令規制、事故例等の情報をインターネットで提供します。

**2 化学物質環境調査**

(大気水質課、環境科学センター、生活衛生課)

(概要説明)

化学物質による汚染状況の把握や環境影響低減対策の効果等を確認するための調査を実施します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 化学物質環境調査	県				
2 食品等化学物質調査	県				

(事業の概要)

1 化管法及び生活環境保全条例に基づき行う、事業者の化学物質の排出量の低減対策の効果等を確認するため、大気や水域のモニタリング調査を行います。

2 化学物質による食品等の汚染状況を調査します。

**3 ダイオキシン対策の推進** (大気水質課、環境科学センター、生活衛生課、企業庁水道電気局水道施設課)

(概要説明)

ダイオキシン法に基づいて対象事業者に対して、規制・指導を行うとともに環境汚染実態の把握や緊急対策の実施等を行います。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 ダイオキシンの法の施行	県、ダイオキシ 法政令市				
2 ダイオキシン類常時監視調査	県、ダイオキシ 法政令市				
3 ダイオキシン類緊急対策調査	県、ダイオキシ 法政令市				
4 食品由来ダイオキシン摂取量調査	県				
5 水道水のダイオキシン類実態調査	県				

(事業の概要)

- 1 ダイオキシン法に基づき、特定施設の設置者に対する規制と指導等を行います。
- 2 ダイオキシン法に基づき、県内の大気、公共用水域\*、土壌等について環境汚染の実態を把握し、環境基準の適合状況の確認等を行います。
- 3 常時監視等においてダイオキシン類濃度が環境基準を超えた地域等について、追跡調査を実施し、発生源の把握と対策に努めます。これらの地域等については、継続的にモニタリング調査を実施し、汚染の拡大防止に努めます。
- 4 県内に流通している食品から県民が摂取するダイオキシン類の量を調査します。
- 5 県内の浄水場の原水及び浄水を対象にダイオキシン類濃度を調査します。

<b>4 有害大気汚染物質対策の推進</b>	<b>(大気水質課)</b>
------------------------	----------------

(概要説明)

大気汚染防止法の政令市と共同して、モニタリング調査を行います。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 有害大気汚染物質の調査	県、大気汚染防止 法政令市				

(事業の概要)

- 1 大気汚染防止法の政令市と共同して、各地域内の有害大気汚染物質のモニタリング調査を行います。

## (概要説明)

土壌汚染対策法、水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づき、工場・事業場等の指導及び監視を行うとともに、届出受理等の事務を行います。

また、工場・事業場等で土壌・地下水汚染が判明した場合は、周辺地下水等の汚染調査や汚染源の浄化対策の指導等を行います。さらに、周辺地下水等の継続的な調査を行い、浄化対策の効果の確認を行っていきます。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 土壌汚染対策法、水質汚濁防止法、生活環境保全条例の施行	県、水質汚濁防止法政令市				
2 地下水の常時監視調査	県、水質汚濁防止法政令市				
3 汚染工場・事業場周辺調査等の汚染対策指導や浄化効果確認調査の実施	県、水質汚濁防止法政令市				

## (事業の概要)

- 1 地下水汚染及びその原因となる土壌汚染に関する工場・事業場等について、届出受理等の業務及び立入検査を実施します。
- 2 水質汚濁防止法第15条により、県内の地下水質の状況及び汚染の広がりや経年変化等を把握するため、水質汚濁防止法政令市と共同で地下水質調査を行います。
- 3 常時監視等において、環境基準を超えた地域等について、追跡調査及び工場・事業場等の立入検査を実施し、発生源の把握と対策に努めます。これらの地域等については、汚染対策指導の効果の確認を行うため、継続的に周辺地下水等のモニタリング調査を実施し、汚染の拡大防止に努めます。

## ◆ 概 要 ◆

## [現在の状況]

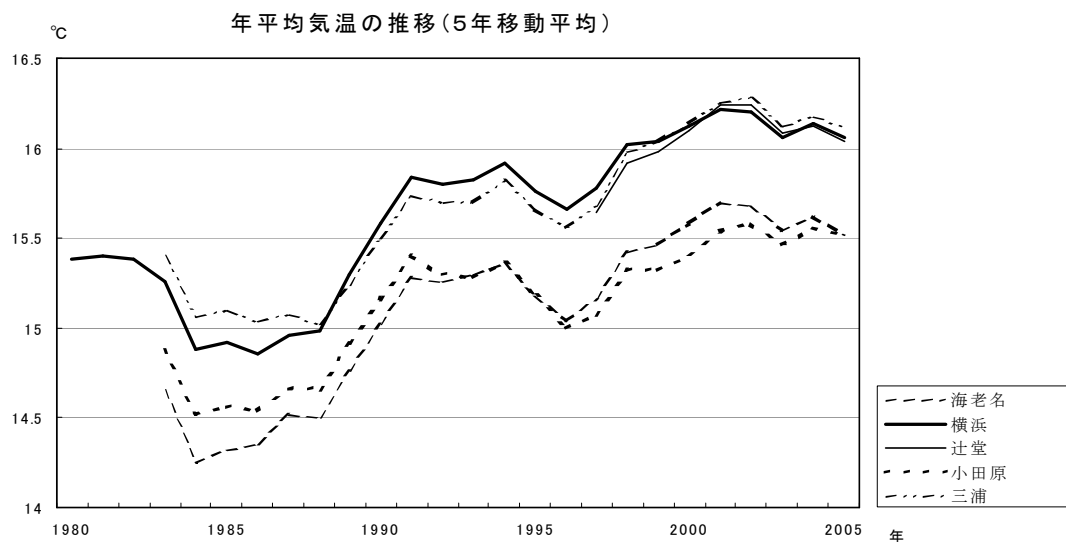
ヒートアイランド\*現象は、地表面被覆の人工化や人工排熱の増加、気象条件など多くの要素が絡み合って、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象であり、熱中症等の健康影響や冷房用電力の消費増大などによる二酸化炭素排出量の増加などの影響をもたらす環境問題です。

2003（平成15）年8月に発表された環境省の「ヒートアイランド現象による環境影響に関する調査」によると、本県では、この100年間の日最低気温の平均値（5年移動平均\*）は、横浜市で2℃前後上昇したと報告されています。

横浜市以外ではこのような長期的データはありませんが、海老名市、藤沢市、小田原市、三浦市及び横浜市の5箇所における過去およそ20年間（1983年～2005年、藤沢市の観測地点は1993年～2005年）の5年移動平均による年平均気温の推移を見ると上昇傾向にあることがわかります。また、同様に日最高気温30℃以上である真夏日の日数も増加傾向にあることが見て取れます。

このような状況を踏まえ、県では、2004（平成16）年度に県内のどの地域で都市化に伴う高温化が進んでいるかを確認するために、県内のAMeDAS（アメダス）及び大気汚染常時監視地点データから平均気温、真夏日日数、熱帯夜数などを算出し、都市化の影響が少ないと思われる他地域のデータと比較したところ、県内には高温化の程度が大きい観測地点が複数地点存在することが判明しました。

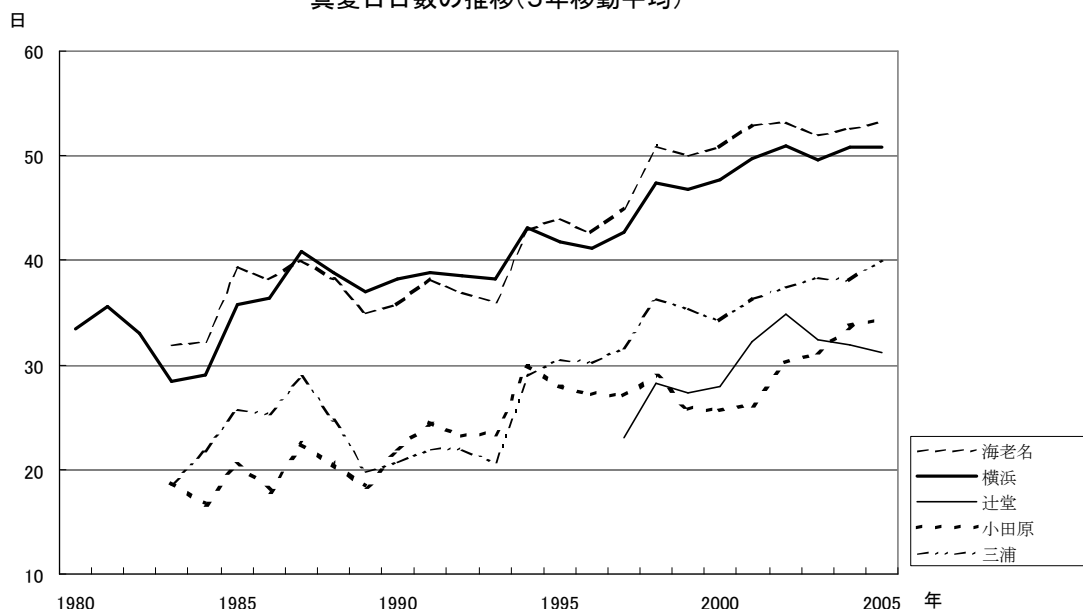
なお、横浜市では、2002（平成14）年度から市立小学校14校で気温観測を開始し、2006（平成18）年度には観測地点を66校に増設し、気温、湿度、雨量などのモニタリング（継続監視）調査を行っています。また、川崎市では、2004（平成16）年度から市内のヒートアイランド現象の実態調査を開始し、2006（平成18）年度は市内小学校等20箇所での気温測定を行い、中原区域を中心とした都市環境気候図の作成を行っています。



[環境計画課]

\*5年移動平均：年ごとの偶然的要素を取り除くため、各年の数値をそのまま置くのではなく、各年の直前5年間の平均値に置き直し平均値を次々にとることにより、データの変動をなめらかにするための統計手法の一つ

真夏日日数の推移(5年移動平均)



[環境計画課]

## [これまでの取組と今後の課題]

### ア これまでの取組

県では、関係部局が連携・協力してヒートアイランド対策を検討するという観点から、庁内の検討組織として、2003（平成15）年11月に「神奈川県環境基本計画推進会議ヒートアイランド対策部会」を設置し、県が行う調査の進め方などについての検討を行っています。

また、ヒートアイランド現象は都市化に伴う問題であることから、県、横浜市、川崎市の3者の連携・協力を図るため、2003（平成15）年度に行われた「第29回 県・横浜・川崎三首長懇談会」において、3者で連携して取り組むことを本県から提案し、2004（平成16）年度から「横浜市・川崎市・神奈川県 ヒートアイランド問題連絡協議会」を設置しています。2006（平成18）年度に開催した協議会には、これら3自治体以外にも関係する県内市町村の参加を求め、各自治体の取組についての情報交換や今後の連携について検討しました。

また、県では、2004（平成16）年度に県内のどの地域で都市化に伴う高温化が進んでいるかを確認するために「ヒートアイランド現象実態調査」を実施しました。さらに、2005（平成17）年度には、前年度の調査結果を踏まえて「ヒートアイランド現象調査」を行い、主な都市について、地域特性を整理するとともに、その地域に効果的と考えられる対策例を取りまとめました。

このほかに、八都県市首脳会議で、各都県市の現状やこれまでの取組状況に関する情報交換を行うとともに、家庭でできるヒートアイランド対策を紹介するパンフレットを作成しました。

### イ 今後の課題

「横浜市・川崎市・神奈川県ヒートアイランド問題連絡協議会」だけでなく、ヒートアイランド現象が現れていると思われるすべての市町村と連携・協議する場を設け、助言・情報交換などを通して具体的な対策の推進を図っていく必要があります。

## [今後の事業の方向性]

2004（平成16）年度及び2005（平成17）年度に実施した調査の結果を踏まえ、対策が必要な地域を中心に、関係市町と連携した総合的・効果的な対策を検討・実施していきます。



## ◆ 目 標 ◆

(目標：市町村と連携した総合的なヒートアイランド対策の実施)

項 目	実 績			2007 年度	2008 年度	2009 年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
県・市町村ヒートアイランド問題連絡協議会(仮称)による対策の促進	横浜市・川崎市・神奈川県ヒートアイランド問題連絡協議会による検討			県・市町村ヒートアイランド問題連絡協議会(仮称)の設置 両協議会による対策の検討	両協議会による対策の検討、普及啓発等の実施	両協議会による対策の検討、普及啓発等の実施

(設定理由)

ヒートアイランド対策を進めるためには、地域のまちづくりなどを担う市町村と連携を図りながら、地域特性にあった対策を検討し、実施していくことが必要です。そこで、2004年度に設置した「横浜市・川崎市・神奈川県ヒートアイランド問題連絡協議会」における連携だけでなく、県と関係市町村で構成する「県・市町村ヒートアイランド問題連絡協議会(仮称)」を設置し、情報交換等を通じて、地域特性にあった対策を促進していくことを目標としました。なお、2006年度までは、ヒートアイランド問題連絡協議会への参加市町村数を目標としていましたが、横浜市、川崎市との連携は強化した上で、すべての関係市町村と検討を進め、対策を促進していくことがより重要であると考え、目標を変更しました。

## ◆ 構成事業 ◆

### 1 ヒートアイランド対策の推進 (環境計画課、環境科学センター、緑政課、都市整備公園課)

(概要説明)

八都県市\*<sup>1</sup>や県内市町村と連携して調査・研究、普及啓発などを行うとともに、これまでに実施した調査の結果から、対策が必要な地域を中心に、市町村と連携しながら、地域特性を踏まえた対策を実施します。

また、ヒートアイランド対策に資する省エネルギーや都市の緑化などを推進します。

事業項目	事業主体	2007 年度	2008 年度	2009 年度
1 八都県市及び県内市町村との連携による検討・実施 ・八都県市による調査研究・普及啓発の実施 ・協議会における関係市町村との検討、地域別の対策の促進 ・ヒートアイランド対策の効果検証	県、八都県市			
	県、市町村			
2 県施設における率先実行 ・県有施設へのESCO事業* <sup>2</sup> の導入(再掲) ・建物敷地内の緑地の確保の推進	県			

\*<sup>1</sup>八都県市：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市

\*<sup>2</sup>ESCO事業：「Energy Service Company」の頭文字をとったもので、ビルや工場の省エネルギー改善に必要な包括的なサービス(省エネルギー診断、設備機器等の整備、省エネルギー効果の検証、設備機器等の維持管理等)を提供する事業。必要な費用は、ESCO事業者により保証された光熱水費の削減分に対応するのが特徴。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
3 都市の省エネルギー対策の推進 ・温室効果ガス排出量削減計画書制度(仮称)の導入・運用(再掲)	県、市町村、事業者	制度設計	導入・運用		
・環境マネジメントシステム★、マイアジェンダ★登録の普及促進(再掲)	県、市町村、事業者				
4 都市緑化の推進	県、市町村、事業者				

(事業の概要)

- 1 首都圏共通の課題として八都県市が共同で調査研究及び普及啓発を実施します。また、「横浜市・川崎市・神奈川県ヒートアイランド問題連絡協議会」に加えて、県と県内の関係市町村からなる「県・市町村ヒートアイランド問題連絡協議会(仮称)」を設置し、両協議会での情報交換等を通じて対策の促進を図ります。さらに、市町村と連携して、気温観測等によりヒートアイランド現象の実態を把握し、地域特性を明らかにするとともに、屋上緑化や壁面緑化等の対策について効果検証を行います。
- 2 省エネルギーと経費節減を可能にするESCO事業を県有施設に導入するとともに、そのノウハウ(専門的な技術、情報、知識)や効果を広く市町村や企業等に情報提供することによって、ESCO事業の導入促進を図ります。また、県施設整備の際に敷地や建物の屋上・壁面を活用し、緑地の確保を推進します。
- 3 エネルギーを使用する一定規模以上の事業所に対して、二酸化炭素排出量やエネルギー消費量の削減を図るための計画書の提出及び結果報告を求める制度の導入・運用を行います。また、企業へのISO14001★、エコアクション21★などの環境マネジメントシステムの導入促進、マイアジェンダ登録の普及促進を通じて省エネルギーを推進し、人工排熱の低減を図ります。
- 4 都市公園や大規模緑地など拠点となるみどりを保全するとともに、市町村と連携して屋上・壁面緑化などの様々な手法により身近なみどりを創出します。

## ◆ 概 要 ◆

## [現在の状況]

都市部においては、都市開発の進展により緑地の減少が著しくなっており、都市のみどりの減少が地域環境や生活環境の悪化の一因になっています。

農地や雑木林、集落が一体となった身近なみどりである里山は、後継者難などから荒廃が進んでいる一方、ボランティア団体などによる里山の保全活動の動きが進んでいます。

## [これまでの取組と今後の課題]

## ア これまでの取組

神奈川の都市のみどりについては、都市公園の整備や、地域制緑地<sup>\*1</sup>の指定や買入れ、トラスト制度<sup>\*2</sup>によるみどりの保全のほか、大規模な開発事業においてはみどりの協定<sup>\*</sup>等により緑地の確保を図るなどの施策に取り組んできました。

里山については、2002（平成14）年度に学識者、農業者、NPO<sup>\*</sup>等で構成する懇話会を設置し、地域での主体的な取組の重要性や行政の支援の必要性を内容とした「かながわ里山づくり構想」をまとめ、2004（平成16）年度からこの構想の実現に向け、モデル的に農家、地域住民及び都市住民（ボランティア、NPO、企業等）など幅広い県民と行政が協働して里山を保全する取組を行っています。

## イ 今後の課題

都市部においては緑地の減少が進んでいることから、様々な手法を活用した魅力ある都市公園の整備や、地域制緑地の指定、トラスト制度の活用によるみどりの保全など都市部におけるみどりの保全と創出を進めることが喫緊の課題となっています。

農林業の営みによって維持されてきた里山を保全・再生することは、身近なみどりの保全だけではなく、地域における自然循環・共生の仕組みを取り戻すことにつながり、県民一体となった里山保全の取組が必要となっています。

## [今後の事業の方向性]

都市公園の整備を推進することで、都市のみどりとしての拡充を図ります。また、地域制緑地の指定・買入れやトラスト制度による緑地の買入れ・借入れ等を引き続き進め、貴重なみどりの確保を進めていきます。

里山の保全・再生については、その推進体制の整備、計画づくり、簡易な基盤整備や、保全活動を行う団体への資機材等の支援などを進めていきます。

## ◆ 目 標 ◆

（目標：市街地におけるみどりのスペース（空間）の確保）

（累計）

項 目	実 績			2007年度	2008年度	2009年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
市街地におけるみどりのスペース (ha) (うち、都市公園など)	46,927 (4,035)	47,134 (4,110)	—	47,500 (4,301)	47,600 (4,321)	47,700 (4,341)

\*1 地域制緑地：国や地方公共団体が、土地の所有のいかんに関係なく、良好な自然環境や風致等を保全する目的で法令に基づき指定した一定の地域の土地（緑地）をいう。

\*2 トラスト制度：ナショナル・トラスト運動（環境破壊から貴重な自然や歴史的環境を保存するために、広く市民から寄付金を集め土地や建物を買い取り、保存・管理・公開する運動）により緑地等を保全する制度

(設定理由)

都市部のみどりの量が減少していることから、生物多様性の確保と良好な自然環境の保全・創出を図り、量的な確保を図る必要があるため、地域制緑地の指定やみどりの協定の締結、都市公園の整備などに取組むことにより、2010年度には47,900haを確保することをめざして目標値を設定しました。

◆ 構成事業 ◆

1 みどり豊かなまちづくりの推進 (都市整備公園課、緑政課)

(概要説明)

都市公園の整備や地域制緑地制度、トラスト制度の活用などにより、都市部におけるみどりの保全と創出を図り、みどり豊かなまちづくりを推進します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 都市公園などの整備	県、市町村				
2 地域制緑地やトラスト制度による貴重なみどりの確保	県、市町村、団体				
3 緑化の推進	県、市町村、事業者				

(事業の概要)

- 1 県民の憩いの場であり、都市のみどりの基幹をなす県立都市公園などを整備するとともに、市町村の都市公園整備を支援します。
- 2 特別緑地保全地区を始めとした地域制緑地の指定や買入れ、トラスト制度による買入れ及び借入れ等を行います。
- 3 市町村及び民間事業者と開発時の緑地を確保するために協定等を締結します。

2 里地里山づくりの推進 (農地課)

(概要説明)

地域の貴重な資源である里山について、農家、地域住民及び都市住民（ボランティア、NPO、企業等）など幅広い県民と行政が、それぞれの役割を担いながら保全・再生する取組を推進します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 里地里山における保全活動の推進	県、市町村、県民、事業者、NPO				

(事業の概要)

- 1 里地里山において、農家、地域住民等が主体となつて行う里地里山の保全活動に対し支援します。

## ◆ 概 要 ◆

### [現在の状況]

本県は、丹沢、箱根など豊かな自然環境に恵まれ、多くの野生鳥獣の生息が確認されている一方、都市化の進展など人間活動の活発化により、野生鳥獣の生息域と人の生活圏とが近接し、農林業被害や生活被害などあつれきが発生しています。

ニホンジカは、生息密度が高くなりやすく、食物資源を集団で共有し、資源を繰り返し集中的に利用することから、農林業被害だけでなく、丹沢山地内の林床植生\*\*の劣化や稚樹の喪失など森林生態系や生物多様性\*にも強い影響を与えています。一方、このような植生劣化により、ニホンジカの栄養状態が悪化するなど、個体群の維持にも影響が出ることが懸念されています。

ニホンザルの地域個体群は、2006（平成18）年3月現在、県内には、西湘、丹沢、南秋川の3地域個体群があり、全体が23の群れで構成されています。このうち、丹沢地域個体群の一部を除き、ほとんどの群れが餌付けや開発等による生息環境の悪化等により農作物等への嗜好や依存度を高め、農作物被害を発生させるとともに、人馴れが進み、威嚇や家屋侵入などの生活被害、人身被害を発生させています。一方、県内のニホンザルの地域個体群は規模としては大きくないため、長期的な観点から維持を図る必要があります。

### [これまでの取組と今後の課題]

#### ア これまでの取組

人と野生鳥獣の共存に向け、農林業被害や生活被害の軽減のみならず、生態系\*の保全も視野に入れ、地域個体群を長期的な観点から維持するため、2003（平成15）年3月に、ニホンジカ及びニホンザルの保護管理計画を策定し、県、市町村、関係団体が連携して、被害防除対策、生息環境整備、個体数調整を組み合わせ、毎年度、モニタリング（継続監視）を実施し、結果の分析により事業の効果検証を行いながら、保護管理事業を推進しています。

#### イ 今後の課題

保護管理事業に取り組んできたものの、ニホンジカの高密度化による生態系への影響は深刻化しており、ニホンジカ、ニホンザルによる農業被害の発生も恒常化しています。そのため、主に高標高域の天然林における高密度化の解消や、地域主体による効果的な被害防除体制の整備が必要となっています。

### [今後の事業の方向性]

2006（平成18）年度末に策定した第2次ニホンジカ及びニホンザル保護管理計画に基づき、地域個体群維持を前提に、生態系への影響、農林業被害を軽減するための、より効果的な対策を実施します。

\*林床植生：森林は様々な高さをもった植物の組み合わせによる多層構造であるが、林床植生はこれらのうち低木以下の階層を構成する植生をいう。

## ◆ 目 標 ◆

(目標：ニホンジカ：生物多様性の保全と再生、丹沢山地での地域個体群の安定的存続、農林業被害の軽減、分布域拡大による被害拡大の防止)

ニホンザル：地域個体群の維持、農作物等被害の軽減、生活被害・人身被害の根絶)

項 目	実 績			2007 年度	2008 年度	2009 年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
最大植生劣化レベルⅣ、Ⅴの管理ユニット数	—	12ユニット中 6ユニット	12ユニット中 6ユニット	12ユニット中 6ユニット	12ユニット中 6ユニット	12ユニット中 5ユニット
ニホンジカ 丹沢山地での地域個体群の安定的存続 ・1500頭を下回らないよう維持	[年度当初推計生息数の最小値] 2,100頭	[年度当初推計生息数の最小値] 2,400頭	[年度当初推計生息数] 3,700 ～4,500頭	モニタリングによる効果検証を踏まえた保護管理事業の実施	モニタリングによる効果検証を踏まえた保護管理事業の実施	モニタリングによる効果検証を踏まえた保護管理事業の実施
農林業被害の軽減 (参考：農林業被害額)	(28,306千円)	(16,590千円)	(12,369千円)			
分布域拡大による被害拡大の防止 ・分布域の現状維持、被害発生防止	丹沢山地以外では目撃情報が稀	丹沢山地以外では目撃情報が稀	丹沢山地以外では目撃情報が稀			
ニホンザル 地域個体群の維持 ・3地域個体群の維持 西湘、丹沢、南秋川	3	3	3	3	3	3
農作物等被害の軽減 (参考：農作物等被害額)	(25,055千円)	(18,532千円)	(30,472千円)	モニタリングによる効果検証を踏まえた保護管理事業の実施	モニタリングによる効果検証を踏まえた保護管理事業の実施	モニタリングによる効果検証を踏まえた保護管理事業の実施
生活被害・人身被害の根絶 (参考：行政機関への苦情件数の減少)	(437)	(156)	(463)			

**(設定理由)**

ニホンジカについては、農林業被害だけでなく、その採食圧等による林床植生の劣化など丹沢山地の生物多様性にも強い影響を与えていることを踏まえ、人間との共存に向け、生物多様性の保全と再生、農林業被害の軽減を図るとともに、長期的な観点から丹沢山地での地域個体群の安定的な存続を図ることを目標とし、さらに、丹沢山地以外ではシカの見撃は稀ですが、今後分布域が拡大していく可能性があることから、分布域拡大による農林業被害等の拡大の防止を目標としました。

ニホンザルについては、農作物被害のほか、生活被害・人身被害が深刻な問題となっていることから、農作物等被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人間との共存と、長期的な観点から地域個体群の安定的な存続を図ることを目標としました。

なお、数値目標を設定していないものについては人と野生鳥獣との共存に向けては各年度のモニタリング結果を踏まえた柔軟な対応が必要であることから毎年度、事業実施による実績を記載していきます。

## ◆ 構成事業 ◆

### 1 ニホンジカ保護管理の推進

(緑政課、自然環境保全センター)

#### (概要説明)

生物多様性の保全と再生、地域個体群の維持、農林業被害の軽減、分布域拡大による被害拡大の防止を目標とし、土地利用や被害状況等から保護管理区域を3地域(自然植生回復地域、生息環境管理地域、被害防除対策地域)に区分し、地域ごとに重点目標を定め、防護柵を主体とする被害防除対策、県有林を中心とした生息環境整備及び個体数調整を組み合わせ実施します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 保護管理事業の実施 ・被害防除対策の推進 ・生息環境整備の推進 ・個体数調整の実施 ・モニタリングの実施 生息状況、植生等調査 被害状況調査	県、 市町村、 県民等				

#### (事業の概要)

- 1 地形や植生を考慮して細分化した56の管理ユニットごとに、モニタリング調査結果を踏まえて保護管理事業を実施します。
  - ・被害防除対策：市町村や農業者などにより獣害防護柵などを設置します。
  - ・生息環境整備：県有林を中心とした森林整備等に個体数調整と連携しながら取り組みます。
  - ・個体数調整：管理捕獲(植生回復及び農林業被害軽減のための計画的な捕獲)と狩猟により個体数(生息密度)を調整します。管理捕獲では主にメスジカを捕獲対象とし、狩猟では狩猟可能区域全域でメスジカを捕獲対象とします。また、個体数調整の実施に当たっては、推計生息数の中央値(4,100頭)を基数とし、1,500頭を下回らないように維持します。
  - ・モニタリング：区画法\*による生息状況調査や踏査による植生等生息環境調査、捕獲個体からの地域個体群の質の調査、被害状況調査等を行い毎年度の事業効果を検証し、翌年度の事業内容の見直しに活用します。

### 2 ニホンザル保護管理の推進

(緑政課、自然環境保全センター)

#### (概要説明)

地域個体群の維持、農作物等被害の軽減、生活被害・人身被害の根絶を目標に、県内3地域個体群の各群れごとに対策を講ずることとします。

県内の3地域個体群とも、その規模が絶滅のおそれがある規模を下回っていることから、保護管理にあつては、電気柵の設置や追い払い、サルが人の生活圏に近づく要因の除去など人とニホンザルの棲み分けを前提とする被害防除対策を基本とします。

\*区画法：生息数調査法の一つ。調査地域を複数の区画に区分し、各調査区画に配置された調査員が一定時間区画内を歩き、動物を数える方法。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 保護管理事業の実施 ・被害防除対策の推進 ・生息環境整備の推進 ・個体数調整の検討・実施 ・モニタリングの実施 生息数、行動圏等調査 被害状況調査	県、 市町村、 県民等				

(事業の概要)

- 1 群れの加害レベル等に応じ、地域での主体的な追い払い等、モニタリング結果を踏まえた事業を実施します。
  - ・被害防除対策：電気柵の設置や、地域での組織的追い払い等被害防除対策への取組を促進します。
  - ・生息環境整備：人の生活圏をサルの餌場と認識させないよう、廃棄・取り残し農作物等誘引要因の除去を実施します。
  - ・個体数調整：人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合は、加害個体を捕獲します。また、個体数の増加が著しく群れの分裂により被害拡大のおそれがある場合は、誘引要因の除去等と合わせて個体数調整を検討・実施するとともに、恒常的に人身被害を発生させている加害性の高い群れの捕獲について慎重に検討します。
  - ・モニタリング：群れごとの個体数や行動圏調査、市町村ごとの被害状況調査等を毎年度行い、事業効果を検証しながら翌年度の事業内容の見直しを行います。



<b>プロジェクト名</b>	<b>6 特定外来生物（アライグマ、オオクチバス、コクチバス等）対策の検討・推進</b>
----------------	--

◆ 概 要 ◆

[現在の状況]

野生生物の本来の移動能力を超えて、意図的・非意図的に移動させられ、本来の生息地や生息域の外に存することとなった生物は一般的に外来生物\*と呼ばれ、外来生物の中には、農林水産業や人の生命・身体への被害を発生させ、また生態系\*への影響が懸念されるものがあります。

県内で農業被害、生活被害を発生させている鳥獣のうち、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物\*の指定種であるアライグマ及びタイワンリスの2000(平成12)年度以降の農作物被害額及び有害鳥獣捕獲数は、次のとおりです。

(被害額 単位:千円)

鳥獣名		年度					
		2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
アライグマ	被害額	—	1,305	1,228	9,037	15,629	16,676
	主な生活被害	・ 天井裏に住みつき糞尿で汚染する。 ・ 池のコイを食べる など					
	有害鳥獣捕獲数	217頭	505頭	777頭	903頭	974頭	1,063頭
タイワンリス	被害額	164	1,652	131	503	2	2
	主な生活被害	・ 戸袋や庭木をかじる。					
	有害鳥獣捕獲数	156頭	261頭	229頭	410頭	482頭	230頭

[緑政課]

また、外来魚については、北米から移入されたオオクチバス\*は、芦ノ湖のように漁業権対象魚種として有効利用されている例もありますが、魚食性が強く、環境によっては生態系に著しい影響を及ぼすことがあるため、神奈川県を始めとする各県の漁業調整規則等で移植が禁止されています。

しかし、一部の釣り人、団体などによる移植放流により、近年では全国にその生息域を広げ、各地で生態系に重大な影響を与えることが懸念されています。

宮ヶ瀬湖ではオオクチバス等の外来魚の増加が確認されており、ダム放水による中津川・相模川のアユへの影響等が危惧されています。

[これまでの取組と今後の課題]

ア これまでの取組

外来生物、在来生物を問わず、野生鳥獣については原則的に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護法」という。）により、保護の対象とされており、農業被害、生活被害を発生させている場合など、限定的に許可を受けて捕獲することができることとされていますが、アライグマ、タイワンリスについては、捕獲許可期間等について、許可基準を若干緩和しています。

アライグマについては、2005（平成17）年度には外来生物法に基づき神奈川県アライグマ防除実施計画（以下「防除計画」という。）を策定し、2006（平成18）年4月に国から防除の確認を受け、計画に基づき県及び市町村により捕獲、被害予防策等を進めています。また、富士箱根伊豆国立公園などで分布域を拡大しているオオハンゴンソウについて、2005（平成17）年8月から県民や関係行政機関と連携し駆除活動を実施しています。

宮ヶ瀬湖は国土交通省が管理しており、建設前と建設後の環境調査の中でオオクチバス等が確認されていますが、現在まで系統だった魚類生態調査はなされていません。そこで、2005（平成17）年度から、国の委託を受け、オオクチバスなど有害外来魚の調査を行っています。

## イ 今後の課題

アライグマの計画的な防除に当たっては、被害を発生させていない個体も含め、実態把握に必要な最低限の頭数を捕獲し、調査・分析し、その生態や生息実態を把握する必要があります。

宮ヶ瀬湖内での有害外来魚の生息条件を把握し、外来魚による被害を除去・軽減する必要があります。

### [今後の事業の方向性]

県内で被害を発生させているアライグマ、タイワンリスのうち、農業被害額が大きく、家屋侵入など生活被害も多発し、さらに今後生息域の拡大が懸念されるアライグマについては、まず計画的・総合的な対策が必要であることから、農業等人間生活への被害の軽減・解消と希少動植物又は地域生態系における重要な動植物の保護を図るため、防除計画に基づき多様な主体と連携して防除事業を実施します。

外来魚については、引き続き調査を行い、宮ヶ瀬湖におけるオオクチバスとコクチバス<sup>\*</sup>の分布・生態を解明し、その駆除対策を検討して、流域の生態系の保全を図ります。

## ◆ 目 標 ◆

(目標：アライグマによる農業被害及び生活被害の軽減・解消  
アライグマの捕食等からの希少野生生物の保護 )

項 目	実 績			2007年度	2008年度	2009年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
農作物等被害の軽減・解消 (参考:農作物等被害額)	(15,629千円)	(16,676千円)	(10,612千円)	モニタリング*による効果検証を踏まえた防除事業の実施	モニタリング*による効果検証を踏まえた防除事業の実施	モニタリング*による効果検証を踏まえた防除事業の実施

(設定期理由)

特定外来生物に指定された鳥獣の中で、アライグマは農業被害や生活被害の程度が大きく、生態系への影響も懸念され、また、生息域を拡大していることから、早急な対策が必要となっています。そこで、防除計画に基づき、最終的な目標は全県域からの排除とし、計画期間内は農業等人間生活への被害の軽減・解消、希少な動植物又は地域生態系における重要な動植物の保護をめざします。

なお、当面、毎年度数値として把握する農作物等被害額の実績を参考値として公表していきます。

(目標：外来魚対策の検討・推進 )

項 目	実 績			2007年度	2008年度	2009年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
外来魚生息実態把握と駆除方法の検討	未実施	外来魚実態把握	外来魚実態把握、駆除方法の検討	外来魚実態把握、駆除方法の検討	外来魚実態把握、駆除方法の検討	外来魚実態把握、駆除方法の検討

(設定期理由)

オオクチバスは芦ノ湖を始め、県下の多くの水域に分布していますが、芦ノ湖においては漁業権対象魚種として組合が管理を行っているほか、県の漁業調整規則等で移植が禁止されています。

しかし、宮ヶ瀬湖内のオオクチバス等の外来魚は、ダム放水に伴い、下流の中津川・相模川に流出する可能性が高く、河川の生態系にも影響を及ぼすことが懸念されています。また、宮ヶ瀬湖は奥相模湖や津久井湖とも水運用を行っているため、これらの人工湖の生態系にも影響を与えるおそれがあるにもかかわらず、その実態がよくわかっていません。そこで、宮ヶ瀬湖における外来魚生息実態把握と駆除方法の検討を行います。

\*モニタリング：継続して監視すること

## ◆ 構成事業 ◆

### 1 アライグマ対策の推進 (緑政課)

(概要説明)

県内で農業被害、生活被害を発生させており、さらに生態系への影響も懸念されるアライグマの被害対策に当たり、国、県、市町村、関係団体等と連携して防除計画に基づき、計画的・総合的な対策を推進します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 計画的対策の推進 ・防除事業実施	国、県、 市町村、 県民等				
2 生息状況など実態調査 ・モニタリング	国、県、 市町村、 県民等				
3 普及啓発の推進 ・研修会等の実施	国、県、 市町村、 NPO				

(事業の概要)

- 1 防除計画に基づき、捕獲、その他被害予防策など防除事業を実施します。
- 2 防除事業の効果検証のため、生息状況等の調査を行います。
- 3 研修会等を通じて、外来生物対策の必要性等について周知を図ります。

### 2 宮ヶ瀬湖生態系影響調査 (水産技術センター)

(概要説明)

宮ヶ瀬湖におけるオオクチバスとコクチバスの分布・生態を解明し、その駆除対策を検討して、湖内及び流域の生態系の保全を図ります。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 外来魚対策調査	県				
2 外来魚駆除技術開発試験	県				

(事業の概要)

- 1 オオクチバス等の湖内での生態や分布を調査し、生息場所と産卵場の確認を行います。
- 2 湖内での繁殖を防止するために、効率的な漁法を検討し、親魚の駆除試験を行います。

## ◆ 概 要 ◆

### [現在の状況]

水源地域の森林は、林業の経営不振等により、私有林を中心として手入れ不足の人工林が増加し荒廃が進んでいるほか、広葉樹林においても、下層植生の後退、土壌流出などが進んでおり、森林の持つ水源かん養や土砂流出防止などの公益的機能の低下が懸念されています。

本県の主要な水源河川である相模川及び酒匂川では、ダム湖である相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖及び丹沢湖を含め、水質汚濁の一般的な指標であるBOD<sup>★</sup>（生物化学的酸素要求量）、COD<sup>★</sup>（化学的酸素要求量）で評価すると、2005（平成17）年度は2004（平成16）年度に引き続き環境基準<sup>★</sup>を達成しています。

ただし、相模湖、津久井湖では、富栄養化<sup>★</sup>の原因となる窒素、リンの濃度が高く、アオコ<sup>\*1★</sup>が発生しやすい状況になっており、相模湖や丹沢湖では、上流からの土砂の流入による堆砂が進んでいます。

### [これまでの取組と今後の課題]

#### ア これまでの取組

水源地域の森林の保全については、経営環境の厳しい本県にあつては、市場経済だけに依存しては適切な保全・管理を行うことが困難なことから、私有林の公的管理・支援を行う水源の森林づくり事業に着手し、水源かん養等公益的機能の高い水源林づくりに取り組むとともに、森林整備に伴って産出される県産木材の利用を促進し、需要を拡大することにより森林整備の活性化を図る県産木材活用総合対策に取り組んできました。

水源地域の水質の保全に関しては、ダム湖の集水域について、生活環境保全条例で、他の地域より厳しい排水規制を実施しているほか、公共下水道<sup>★</sup>事業費補助や合併処理浄化槽<sup>\*2★</sup>整備費補助制度において、一般地域よりも充実した補助の仕組みとして、生活排水処理施設の整備を促進してきました。

ダム湖においては、エアレーション<sup>\*3★</sup>によるアオコの発生抑制や堆砂のしゅんせつなどを進めてきました。

また、相模川とその上流の桂川、酒匂川とその上流の鮎沢川について市民、事業者、行政が一体となって流域環境保全行動を進めてきました。

なお、これらの取組を進める一方で、県では、2000（平成12）年以来、県民の皆様や市町村等との意見交換を重ね、さらに県議会での議論を踏まえて、水源環境保全・再生に係る20年間の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と、この施策大綱を踏まえ最初の5年間に取り組む「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の2つからなる計画を策定し、2007（平成19）年度から計画に盛り込んだ事業を推進することとしました。

#### イ 今後の課題

水源地域の森林の荒廃が進んでいることから、私有林の公的管理・支援については、これまで以上

\*1 アオコ：富栄養化の進んだ湖沼等で、夏期を中心に藍藻類（ミクロキスティス、アナベナなど）が異常に繁殖し、水面に青い粉をまいたような状態を指した呼称

\*2 合併処理浄化槽：浄化槽は、水洗トイレからの汚水（し尿）や、台所、風呂場等からの排水（生活雑排水）を、微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流する施設で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に対して、し尿と生活雑排水を処理するものを合併処理浄化槽という。

\*3 エアレーション：湖の底に大きな泡を断続的に発生させ、水を一気に押し上げることにより、浅いところの水と深いところの水を入れ替え、湖の表層水温の低下と水温の均一化により、藻類（アオコ等）の増殖を抑制しようとする仕組み

に取組を拡充して推進していく必要があるとともに、間伐など森林整備に伴って生じた木材の搬出を促進するなど県産木材の有効活用をより一層進め、森林の適切な管理を図っていくことが課題となっています。

水源地域の水質の保全を図るため、公共下水道や合併処理浄化槽など生活排水処理施設の整備を促進するとともに、ダム湖の環境整備や地下水を主要な水道水源としている地域における地下水のかん養・汚染対策などを進める必要があります。

また、水源地域の環境は、水源地域の上流と下流が連携して保全・再生を進めていくことが重要であり、これまでの流域環境保全行動に加えて、県民参加で水源環境の保全・再生に取り組む仕組みづくりを行い、その定着を図っていくことが必要です。

#### [今後の事業の方向性]

公益上重要な森林の公的管理・支援など森林の保全と再生のための取組や、生活排水処理施設整備など水質の保全のための取組などを県、市町村等が連携し、県民参加で推進することにより、水源地域の環境の保全と再生を総合的に図っていきます。(なお、森林の保全と再生のため必要となる県産木材の活用についてはプロジェクト「18 環境と農林水産業の好循環の創出」で取り組みます。)

## ◆ 目 標 ◆

(目標：水源の森林づくりで、適切に管理されている森林の拡大 )

項 目	実 績			2007 年度	2008 年度	2009 年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
適切に管理されている森林面積 (ha)	6,224 (23%)	7,343 (27%)	8,530 (32%)	9,902 (37%)	11,300 (42%)	12,700 (47%)

※ ( ) 内は、水源の森林エリア(事業対象地域)内の手入れを必要としている私有林面積27,000haに対する割合  
(設定理由)

水源地域においては、林業の経営不振等により私有林を中心として荒廃が進んでいることから、森林の保全・再生のためには、私有林の適切な管理を進めていくことが重要です。

そこで、水源の森林エリア内の私有林の公的管理・支援を進め、適切に管理されている森林を拡大することを目標としました。年度別数値については、2022年度までに水源の森林エリア内の手入れが必要な私有林すべてについて公的管理・支援を行うことができるよう、設定しています。

(目標：ダム湖(相模湖・津久井湖・宮ヶ瀬湖・丹沢湖)における環境基準達成率100%の維持)

項 目	実 績			2007 年度	2008 年度	2009 年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
ダム湖における環境基準達成率(%)	100%	100%	—	100%	100%	100%

(設定理由)

県民の水がめである四つのダム湖は、水道水源であることに鑑み、常に良好な水質を維持していくことが必要です。そこで水質を評価するためには、環境基本法に基づき定められたBODやCODの環境基準の達成状況で判断することが一般的ですので、環境基準達成率100%を維持することを目標としました。

## ◆ 構成事業 ◆

### 1 森林の保全・再生 (森林課、土地水資源対策課)

#### (概要説明)

水源かん養など森林の持つ公益的機能を高めるため水源地域の私有林の公的管理・支援などを推進するとともに、県民と協働した神奈川らしい森林づくりを進めます。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 水源の森林づくりの推進(私有林の公的管理・支援の推進) ・水源林確保の推進 ・水源林整備の推進	県、市町村				
2 地域水源林の整備の推進	県、市町村				
3 県民と協働した森林づくりの推進 ・県植樹祭の開催、植樹箇所の育樹等 ・定着型ボランティアグループの育成	県、県民				

#### (事業の概要)

- 1 水源の森林エリア<sup>※1</sup>内の荒廃が進む私有林を4つの手法(水源分収林<sup>※2</sup>、水源協定林<sup>※3</sup>、買取り<sup>※4</sup>、協力協約<sup>※5</sup>)により公的管理・支援を行い、巨木林<sup>※5</sup>、複層林<sup>※6</sup>、混交林<sup>※7</sup>など豊かで活力ある森林づくりを推進します。

※1 水源の森林エリア：本県の広域的な水源であるダム水源等を保全する上で重要な森林の区域

※2 水源分収林：森林所有者との分収契約により、森林を整備します。

※3 水源協定林：森林所有者との協定(借り上げなど)により、森林を整備します。

※4 買取り：貴重な森林や水源地域の保全上重要な森林を買い入れ、保全整備します。

※5 協力協約：森林所有者が行う森林整備の経費の一部を助成します。

※6 巨木林：樹齢100年以上の森林

※7 複層林：高い木と低い木からなる二段の森林

※8 混交林：針葉樹と広葉樹が混生する森林

- 2 地域水源林エリア<sup>※9</sup>内の水源の保全上重要で荒廃が懸念される私有林及び市町村有林の整備を推進します。

※9 地域水源林エリア：地域内の河川表流水や伏流水、地下水、湧水を主要な水道水源としている地域と相模川水系、酒匂川水系取水堰の県内集水域のうち、水源の森林エリアを除いた区域

- 3 県植樹祭の開催、全国植樹祭の招致を通じ、県民と協働した神奈川らしい森林づくりを進めます。

### 2 ダム湖・河川環境整備 (河川課、企業庁水道電気局利水課、土地水資源対策課)

#### (概要説明)

エアレーションによるアオコの発生抑制やダムに堆積した土砂の除去などダム湖の環境整備を推進するとともに、市町村が行う水源河川に流入する河川・水路等の自然浄化対策を支援します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 ダム貯水池の水質浄化対策の推進	県				

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
2 ダム貯水池の堆砂対策の推進	県				
3 河川・水路の自然浄化対策の推進	県、市町村				

(事業の概要)

- 1 エアレーション装置の稼働や植物浄化施設の整備により、ダム湖の水質浄化を進めます。
- 2 堆積土砂の除去及び流入土砂の抑制により、上流域の災害防止及び有効貯水容量の回復を進めます。また、堆砂対策の検討を進めます。
- 3 水源河川に流入する市町村管理の河川・水路等において、市町村が行う生態系<sup>\*</sup>に配慮した水辺環境の整備や木炭等を利用した直接浄化対策を支援します。

**3 地下水の保全・再生** (土地水資源対策課)

(概要説明)

地下水を主要な水道水源としている地域内の市町村が行う取組を支援することにより、地下水の保全・再生を推進します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 地下水保全対策の推進	県、市町村				

(事業の概要)

- 1 地下水を主要な水道水源としている地域内の市町村が計画的に実施する地下水のかん養対策や汚染対策等を推進します。

**4 生活排水処理施設整備の促進** (下水道課、大気水質課、土地水資源対策課)

(概要説明)

水源地域への生活排水による環境負荷を低減するため、公共下水道や合併処理浄化槽の整備を促進します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 公共下水道整備の促進	県、市町村				
2 合併処理浄化槽整備の促進	県、市町村				

(事業の概要)

- 1 市町村が実施する公共下水道整備に対し一部補助することにより、公共下水道の整備を促進します。特にダム集水域については、重点的に整備を促進します。
- 2 市町村が合併処理浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用の一部を助成する場合、当該市町村に対して補助することにより、合併処理浄化槽の整備を促進します。

また、市町村設置による合併処理浄化槽の整備を促進するとともに、ダム集水域では、窒素やリンを除去する高度処理型の導入を進めます。

<b>5 保全・再生を推進する仕組みづくり</b>	<b>( 土地水資源対策課)</b>
---------------------------	--------------------

**(概要説明)**

水源環境の保全・再生について県民が主体的に参加できる仕組みづくりを進めます。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 県民参加による水源環境保全・再生の仕組みづくり	県、 県民				
2 水環境モニタリング調査の実施	県				

**(事業の概要)**

- 1 県民の参加により水源環境の保全・再生施策を推進する新たな仕組みの定着を図ります。
- 2 水源環境保全・再生施策の事業効果と影響を把握するため、水環境全般にわたる調査を実施します。



## ◆ 概 要 ◆

## [現在の状況]

丹沢山地の自然環境は、ブナの立ち枯れや人工林の荒廃、シカ個体群の過密化やその採食圧による林床植生<sup>\*1</sup>の衰退、ダム堆砂や水質汚濁、外来生物による生物多様性<sup>\*2</sup>のかく乱、オーバーユース（利用者の集中に伴う過剰利用）、などによって危機が広がり深刻化しています。

## [これまでの取組と今後の課題]

## ア これまでの取組

県は、1993（平成5）年から1996（平成8）年にかけて丹沢大山自然環境総合調査を行い、1999（平成11）年に「丹沢大山保全計画」を策定し、自然環境の保全と再生に取り組んできました。また、丹沢大山地域の保全・再生の取組の強化を図るため、2004（平成16）年度から2か年の計画で丹沢大山総合調査がNPO<sup>\*</sup>、企業、行政などの多様な主体で構成する実行委員会形式で実施されました。実行委員会からは、調査の結果をもとに自然再生事業の必要性、考え方、施策の方向性が2006（平成18）年7月に県へ政策提言され、それに基づき2007（平成19）年3月に「丹沢大山自然再生計画」を策定しています。

## イ 今後の課題

自然環境の保全・再生を推進するために丹沢大山自然再生計画の基本となる、施策の横断化を図る統合型管理、科学的な検証・評価と施策の柔軟な見直しを基本とする順応型管理、県民や企業等多様な主体の参加によるパートナーシップ型管理を組み込んだ自然再生事業を実施し、丹沢山地の諸問題を解決する必要があります。

## [今後の事業の方向性]

2007（平成19）年3月に策定された「丹沢大山自然再生計画」に基づき、NPO や学識者、企業など多様な主体からなる「丹沢大山自然再生委員会」、庁内の推進体制である「丹沢大山自然再生推進本部」などの新たな推進機関が相互に緊密に連携して、多様な主体の参加と協働のもとで丹沢大山地域の自然再生を推進していきます。

<sup>\*1</sup>林床植生：森林は様々な高さをもった植物の組み合わせによる多層構造であるが、林床植生はこれらのうち低木以下の階層を構成する植生をいう。

<sup>\*2</sup>生物多様性：ある生物の多様さとその生育環境の多用さをいう。

## ◆ 目 標 ◆

(目標：衰退している林床植生の回復)

項 目	実 績			2007 年度	2008 年度	2009 年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
最大植生劣化レベル*1Ⅳ、 Ⅴ*2の管理ユニット*3数	—	12 エット 中 6 エット	12 エット 中 6 エット	12 エット中 6 エット	12 エット中 6 エット	12 エット中 5 エット

(設定理由)

丹沢大山地域全体を56の管理ユニット(区域)に細分化した中で、特に、自然植生を回復させる必要がある12ユニットのうち、植生の劣化が進み、劣化レベルⅣ(植生の劣化が半分以上の状態)、Ⅴ(ほとんどの植生が劣化している状態)となっている管理ユニット数を、現状6ユニットから2010年度までに4ユニットに減らすことをめざして目標値を設定しました。なお、本目標は、植生保護柵の設置やシカ個体数調整等を行うことで、シカの採食による植生への影響を減らし、特に高標高域における林床植生の回復をめざすという考えから設定したものです。

## ◆ 構成事業 ◆

1 ブナ林の再生	(緑政課、自然環境保全センター、環境科学センター)
----------	---------------------------

(概要説明)

丹沢大山の衰退が著しい高標高域のブナ林の再生を図るため、動植物の生息環境の保全対策や調査・研究を行います。

事業項目	事業主体	2007 年度	2008 年度	2009 年度	
1 植生保護柵によるブナ稚樹保護対策の推進	県				
2 ブナ林衰退機溝の解明(再掲)	県				

(事業の概要)

- 高標高域のブナを中心とした自然林の保全と再生のため、植生保護柵を設置しニホンジカの採食圧からブナの稚樹を保護します。
- ブナ林衰退の原因と考えられる、オゾン等や森林土壌の乾燥化、ブナハバチによる食害など衰退要因の複合的影響について調査・研究します。

\*1 最大植生劣化レベル：管理ユニット(平均7.0km<sup>2</sup>)内において1km<sup>2</sup>以上ある植生劣化レベルのうち最も劣化の進んだレベルを、その管理ユニットの最大植生劣化レベルとしている。

\*2 植生劣化レベル：  
Ⅰ：シカの影響による植生の劣化は見られない状態。  
Ⅱ：シカの影響により植生の劣化が若干見られる状態。  
Ⅲ：シカの影響による植生劣化が半分程度見られる状態。  
Ⅳ：シカの影響による植生劣化が半分以上見られる状態。  
Ⅴ：シカの影響によりほとんどの植生が劣化している状態。

\*3 管理ユニット：地域特性に対応したきめ細かい保護管理事業を実施するため、地形や植生などを考慮して保護管理区域を56に区分したものを。

## 2 人工林の再生

(森林課、緑政課、自然環境保全センター)

### (概要説明)

手入れ不足の人工林やニホンジカの過剰な採食圧により衰退した林床植生等を再生し、生物多様性を向上するため、地域特性に応じた森林整備やシカの保護管理、各種調査を行います。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 水源の森林づくりの推進(私有林の公的管理・支援の推進)(再掲)	県、市町村				
2 間伐材の搬出等の支援(再掲)	県				
3 ニホンジカ保護管理事業の実施(再掲) ・生息環境整備の推進	県				
4 森林モニタリングの実施(再掲)	県				

### (事業の概要)

- 水源の森林エリア内で荒廃が進む私有林を4つの手法(水源分収林、水源協定林、買取り、協力協約)により公的管理・支援を行い、巨木林、複層林、混交林など豊かで活力ある森林づくりを推進します。
- 間伐材の有効活用を促進するために、集材・搬出等に対する支援を行います。
- 県有林を中心とした森林整備等にニホンジカの個体数調整と連携しながら取り組みます。
- 自然再生事業を実施することにより森林の水源かん養機能や生物多様性に対してどの程度効果や影響が現れるかを対照流域法\*1などの手法で観測し検証します。

## 3 自然資源・地域資源を活かした地域の自立とつながりの再生 (緑政課、自然環境保全センター、政策課)

### (概要説明)

丹沢大山の山麓の集落や地域のなりわいの再生をめざすため、丹沢の自然資源を活用したエコツーリズム\*2や、野生動物による農林業被害の軽減、ヤマビル対策を推進します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 丹沢エコツーリズムの推進	県、市町村、NPO				
2 ニホンジカ保護管理事業の実施(再掲) ・被害防除対策の推進	県、市町村、県民等				
3 野生動物被害対策の支援	県、市町村、県民等				

### (事業の概要)

- 丹沢のふもとの暮らしや里山等の再生のため、地域資源を活用したエコツーリズムを推進します。

\*1 対照流域法：地形、植生、気象条件等が類似した二つの流域で、一方に施策を講じながら、流域ごとの流出量等を測定・蓄積し、それぞれのデータの経年変化を比較・解析する調査方法

\*2 エコツーリズム：地域の自然環境や生活文化を損なうことなく、自然や文化にふれ、それらを学ぶことを目的とする観光のし方

- 2 市町村や農業者などによりニホンジカの被害防除のための獣害防護柵などを設置します。
- 3 県試験研究機関を中心とした共同研究などを受けてヤマビル総合対策に取り組むとともに、野生動物による被害対策に地域主体で取り組みます。

<b>4 溪流生態系の再生</b>	(緑政課、自然環境保全センター)
-------------------	------------------

**(概要説明)**

林床植生の衰退に伴う土壌流出や溪流沿いの自然林の減少などによる溪流生態系への影響を軽減するため、土壌保全や溪畔林を整備し、生物多様性に富んだ溪流の再生をめざします。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 森林土壌保全対策の推進	県				
2 溪畔林の整備	県				

**(事業の概要)**

- 1 シカの採食圧による林床植生の衰退によるブナなどの自然林内の土壌侵食を防止し、溪流環境を保全するとともに、林床植生を回復させます。
- 2 丹沢に発達した溪流周辺での生物多様性の再生のため、溪畔林の整備や水生生物の生息環境の保全などを行います。

<b>5 ニホンジカ保護管理の推進 (再掲)</b>	(緑政課、自然環境保全センター)
----------------------------	------------------

**(概要説明)**

生物多様性の保全と再生、地域個体群の維持、農林業被害の軽減、分布域拡大による被害拡大の防止を目標とし、土地利用や被害状況等から保護管理区域を3地域(自然植生回復地域、生息環境管理地域、被害防除対策地域)に区分し、地域ごとに重点目標を定め、防護柵を主体とする被害防除対策、県有林を中心とした生息環境整備及び個体数調整を組み合わせて実施します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 保護管理事業の実施 ・被害防除対策の推進 ・生息環境整備の推進 ・個体数調整の実施 ・モニタリングの実施 生息状況、植生等調査 被害状況調査	県、 市町村、 県民等				

**(事業の概要)**

- 1 地形や植生を考慮して細分化した56の管理ユニットごとに、モニタリング調査結果を踏まえて保護管理事業を実施します。
  - ・被害防除対策：市町村や農業者などにより獣害防護柵などを設置します。
  - ・生息環境整備：県有林を中心とした森林整備等に個体数調整と連携しながら取り組みます。
  - ・個体数調整：管理捕獲(植生回復及び農林業被害軽減のための計画的な捕獲)と狩猟により個体数(生息密度)を調整します。管理捕獲では主にメスジカを捕獲対象とし、狩猟では狩猟可能区

域全域でメスジカを捕獲対象とします。また、個体数調整の実施にあたっては、推計生息数の中央値（4,100頭）を基数とし、1,500頭を下回らないように維持します。

- ・モニタリング：区画法\*による生息状況調査や踏査による植生等生息環境調査、捕獲個体からの地域個体群の質の調査、被害状況調査等を行い毎年度の事業効果を検証し、翌年度の事業内容の見直しに活用します。

**6 希少種の保全・外来種の除去** (緑政課、自然環境保全センター、水産技術センター)

(概要説明)

ニホンジカの採食圧により丹沢大山の高標高域に分布している希少動植物の保全や徐々に広がりつつある外来生物の分布域拡大の阻止対策を検討します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 希少種保全対策の推進	県、NPO				
2 植生保護柵による希少植物保護対策の推進	県				
3 外来魚対策調査（再掲）	県				
4 外来魚駆除技術開発試験（再掲）	県				

(事業の概要)

- 1 丹沢に生息する希少動植物の保全のために、モニタリング（継続監視）を行い、溪流生態系保存地区の指定や国定公園特別保護地区の範囲の見直し、保全のための各種指針等の策定を検討します。
- 2 丹沢大山国定公園の特別保護地区を中心とした自然林内に生育するヤシヤイノデなどの希少植物の保全のため、植生保護柵を設置します。
- 3 オオクチバス等の宮ヶ瀬湖内での生態や分布を調査し、生息場所と産卵場の確認を行います。
- 4 オオクチバス等の宮ヶ瀬湖内での繁殖を防止するために、効率的な漁法を検討し、親魚の駆除試験を行います。

**7 自然公園の適正利用の推進** (緑政課、自然環境保全センター)

(概要説明)

多くの登山者が特定の登山道に集中し、登山道及びその周辺が荒廃するなどのオーバーユース問題に対応するため、登山道等の自然公園施設の整備や適正利用のためのマナー向上を図ります。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 自然公園等施設整備	県、NPO				
2 自然公園適正利用の推進	県、NPO				

\*区画法：生息数調査法の一つ。調査地域を複数の区画に区分し、各調査区画に配置された調査員が一定時間区画内を歩き、動物を数える方法。

(事業の概要)

- 1 年間 30 万人以上の利用者が集中する登山道でのオーバーユース問題を解決するため、県民協働型による登山道の整備や維持管理などを行います。
- 2 県民、事業者、NPO、市町村等と連携し、公園利用に関する基本方針の策定や自然公園の管理体制の強化、公園計画や公園利用に係る自然環境配慮ガイドライン等の見直しを行います。

<b>8 自然再生に向けた基盤整備の推進</b>	<b>(緑政課、自然環境保全センター)</b>
--------------------------	-------------------------

(概要説明)

丹沢大山が抱える問題解決や県民協働を実行する仕組みを構築し、丹沢大山の自然再生を総合的に推進するための基盤として、自然環境保全センターの整備や自然環境情報ステーションの機能拡充を行います。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 自然環境保全センターの整備	県				
2 自然環境情報ステーションの機能拡充	県				
3 環境学習基盤の整備	県				
4 県民参加による丹沢大山の自然再生	県、NPO				

(事業の概要)

- 1 丹沢大山の自然環境問題解決のため、水源地域の自然環境保全まで視野に入れた総合的研究の推進や、ボランティア活動等の拠点に必要な環境学習・教育機能に対応した施設整備を行います。
- 2 様々な自然環境情報を蓄積した、自然環境情報ステーション (e-Tanzawa) を公開版に整備し、県民との双方向の情報交換をめざすとともに、環境学習等の機能を追加します。
- 3 丹沢大山の自然環境保全活動を担う指導者や担い手を育成するため、環境学習・教育機能を充実します。
- 4 丹沢大山の自然環境保全や自然公園の適正利用を県民参加により推進するため、県民参加事業の拡充やボランティアやNPO団体等との協働事業などの充実、自然公園指導員による利用マナーの普及などを実施します。

## ◆ 概 要 ◆

## [現在の状況]

相模湾は、首都圏にありながら、海岸線の約7割が自然のままの海岸であり、美しいなぎさが広がっています。

また、沿岸の住宅や道路を潮風や飛砂から守るために植栽された砂防林が、湘南海岸に 11.4km にわたって広がり、浜辺のみどりとなぎさがあいまって本県を代表する自然景観の一つとなっていますが、近年、海岸が侵食され、なぎさの後退が進んでいます。

海の水質は、近年継続して、COD\*（化学的酸素要求量）の環境基準\*を満たしており、水質は比較的良好な状況に保たれています。

## [これまでの取組と今後の課題]

## ア これまでの取組

相模湾の海岸侵食対策として、茅ヶ崎海岸や平塚海岸において海岸保全施設の整備などを行い、なぎさの回復を図るための取組を実施しています。

また、湘南海岸砂防林の保護・育成による適切な管理を行うとともに、砂防林をいろいろな人に知ってもらい、親しんでもらうため、1991（平成3）年から林内にボードウォーク（木道）を設置するなど「しおさいの森」の整備を行ってきました。

水質の保全については、法令による規制を行うほか、下水道などの生活排水処理施設の整備を進めてきました。

## イ 今後の課題

景観や自然環境に配慮した海岸保全施設の整備などにより、なぎさの保全・回復を図ることや、湘南海岸砂防林の適切な管理を行い、浜辺のみどりを保全することが必要です。

また、海の水質の保全を図るため、法令に基づく規制を行うほか、下水道などの生活排水処理施設の整備を一層進める必要があります。

## [今後の事業の方向性]

景観や自然環境に配慮した海岸保全施設の整備や養浜の実施、湘南海岸砂防林の保護・育成により、景観を含めたなぎさの保全と回復を図るとともに、生活排水対策の推進により海の水質保全を進めます。

## ◆ 目 標 ◆

（目標：浜辺のみどりの保全と侵食海岸における砂浜の保全・回復）

項 目	実 績			2007 年度	2008 年度	2009 年度
	2004 年度	2005 年度	2006 年度			
浜辺のみどりの保全面積 (ha)	8.5	8.5	12.2	8.5	8.5	8.5
侵食対策実施海岸数	9	9	10	10	10	10

## （設定理由）

相模湾沿岸は、浜辺のみどりとなぎさがあいまって本県を代表する自然景観の一つとなっていますが、近年、なぎさの後退が進むとともに、松林の荒廃も懸念されており、良好な景観が損なわれつつあります。そこで、浜辺のみどりの保全を進めるとともに、海岸侵食対策により砂浜の保全・回復を図ることを目標としました。

- ・ 浜辺のみどりの保全については、砂防林の植栽面積が 85.2ha であり、2002 年度に枯木の撤去や苗木の植栽等の保護・育成を実施できた面積が 8.5ha であったため、毎年の保護・育成面積を 8.5ha とすると 10 年周期で管理ができることから毎年度の目標を設定しました。
- ・ 海岸侵食対策については、現在、侵食が進み砂浜の保全・回復を必要としている海岸について、人間生活の発展と反比例して侵食してきた海岸を数年で復元はできないものの、今以上の侵食を防止し自然海岸への環境修復を図っていくために継続して対策を実施する必要があることから毎年度の目標を設定しました。2005 年度までは、横須賀海岸（秋谷地区）、逗子海岸、藤沢海岸、茅ヶ崎海岸、平塚海岸、大磯海岸、二宮海岸、小田原海岸、小田原漁港海岸（御幸の浜）の 9 海岸を侵食対策が必要な目標海岸数としていましたが、2006 年度に改めて対策が必要な海岸を検討した結果、鎌倉海岸についても対策が必要であることがわかったため、10 海岸を侵食対策が必要な海岸数としています。

## ◆ 構成事業 ◆

### 1 浜辺のみどりの保全 (砂防海岸課)

(概要説明)

相模湾のなぎさ、みどりなどの環境を保全するため、湘南海岸砂防林の適切な管理を行います。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 湘南海岸砂防林の保護・育成	県				

(事業の概要)

- 1 湘南海岸砂防林を守るため、計画的な砂防林の保護・育成による適切な管理を行います。

### 2 自然にやさしい海岸づくりの推進 (砂防海岸課、水産課、廃棄物対策課)

(概要説明)

海岸環境に配慮した侵食防止施設の設置及び養浜を行うことにより、砂浜の保全・回復を図るなど、自然にやさしく安全で快適な海岸を整備します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 海岸保全施設・砂浜の整備 (茅ヶ崎海岸など9海岸)	県				
2 なぎさの再生、磯根資源・藻場の造成 (小田原漁港海岸)	県				
3 自然にやさしい海岸づくり (真鶴港海岸)	県				
4 海岸美化の推進	県、市町、 県民、 事業者、 NPO				



(事業の概要)

- 1 侵食が進む海岸について、養浜、侵食防止施設などによる砂浜の安定を図り、また背後地の防護が必要な箇所においては、景観や周辺への環境に配慮した施設整備を行います。
- 2 小田原漁港海岸において、自然環境に調和した人工リーフ\*1等の整備を進め、藻場の造成を図ります。また、地元の河川の砂を活用した養浜事業により自然環境との調和を図ります。
- 3 県立真鶴半島公園に属する真鶴港海岸において、周辺の自然景観や生態系\*に配慮した港湾海岸整備を行います。
- 4 県及び相模湾沿岸 13 市町を中心に企業・団体等の参画を得て設立された(財)かながわ海岸美化財団が実施する海岸美化活動を支援することにより、海岸の良好な利用環境の保全を図ります。

<b>3 生活排水処理施設整備の促進</b>	<b>(下水道課、大気水質課、土地水資源対策課、農地課)</b>
------------------------	----------------------------------

(概要説明)

生活環境の改善、安全で良質な水の確保や河川、海域などの水質保全、雨水による浸水防除のため、県と市町村が一体となって下水道の整備を推進するとともに、下水道処理の適さない地域については、合併処理浄化槽\*2\*整備の支援や農業集落排水施設\*3\*整備の支援を行います。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 相模川・酒匂川流域下水道事業の推進	県				
2 公共下水道*整備の促進	県、市町村				
3 合併処理浄化槽整備の促進	県、市町村				
4 農業集落排水施設整備の促進	県、市町村				

(事業の概要)

- 1 相模川、酒匂川の水質保全と流域関連都市の生活環境の向上を図るため、流域下水道\*4\*の建設と維持管理を行います。
- 2 市町村が実施する公共下水道整備に対し一部補助することにより、公共下水道の整備を促進します。特にダム集水域については、重点的に整備を促進します。
- 3 市町村が合併処理浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用の一部を助成する場合、当該市町村に対して補助することにより、合併処理浄化槽の整備を促進します。  
また、市町村設置による合併処理浄化槽の整備を促進するとともに、ダム集水域では、窒素やリンを除去する高度処理型の導入を進めます。
- 4 農業集落排水施設を整備する市町村に対して補助を行い、農業用排水などの水質保全と農業集落の生活環境の向上を図ります。

\*1人工リーフ：自然の珊瑚礁の機能を模して海岸から少し沖の海底に海岸線とほぼ平行に築いた人工的な暗礁

\*2合併処理浄化槽：浄化槽は、水洗トイレからの汚水（し尿）や、台所、風呂場等からの排水（生活雑排水）を、微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流する施設で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に対して、し尿と生活雑排水を処理するものを合併処理浄化槽という。

\*3農業集落排水施設：農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設のこと

\*4流域下水道：公共下水道の事業主体は原則として市町村であるが、2以上の市町村からの下水を受けてこれを処理するための下水道を流域下水道という。事業主体は原則として県である。

## ◆ 概 要 ◆

### [現在の状況]

三浦半島は、市街地が連担する首都圏の南西部において唯一の大規模な緑地や農地、変化に富む岩礁や干潟等の自然海岸、多様な生態系\*や広がりのある景観を有する貴重な地域です。また、都市近郊農業や沿岸漁業等の地域の自然環境に依存する一次産業が盛んであり、鎌倉を始めとする歴史や文化にも富む地域です。このことから、国が策定した「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」では、「首都圏の水と緑のネットワークを形成する中枢拠点」として三浦半島が位置付けられています。

これまでも個別の自然環境に対しては、開発等に対する保全策を積極的に講じてきましたが、社会経済情勢の変化とともに、半島地域全体の樹林地や海等における生態系の単純化や半島内の生態系同士の分断、生物の再生産力の低下といった三浦半島の基盤である自然環境全体の質的低下が顕著になってきています。

また、これらの恵まれた自然資源等を積極的に生かした地域の活性化や、自然環境と調和したうるおいのある生活の実現も求められています。

### [これまでの取組と今後の課題]

#### ア これまでの取組

三浦半島は、首都圏レベルで見ても「保全すべき優良な自然環境」を有する地域であることから、地域制緑地\*\*の指定拡大、都市公園の整備や条例等による土地利用規制、トラスト制度\*\*による土地の買入れ、文化財の指定等を通じた「みどりの量の確保」に向けた取組が、県内でも積極的に図られてきました。

また、首都圏で保全すべき重要な地域として、三浦半島のみならず首都圏のみどりの核となる国営公園の誘致にも積極的に取り組むとともに、関東、東海地方で唯一といわれる貴重な自然環境を残している小網代の森についてもその保全と活用を図ってきました。

さらに、三浦半島の自然環境の保全、創出、活用に向けた目標像と活動方針や取組方針を定めるとともに総合的・横断的推進を図っていくために、2005（平成17）年度に多様な関係主体（県民、行政、事業者等）が参画して三浦半島公園圏構想を策定しました。

#### イ 今後の課題

三浦半島に残されたみどりの重要性は認知されつつあり、みどりの「量的確保」は進んでいます。今後は、みどりの「質的確保」に向け、公園圏構想に基づき、多様な関係主体との協働により総合的・横断的推進を図っていくことが課題となっています。

### [今後の事業の方向性]

首都圏レベルでも重要な三浦半島地域の自然環境の保全と活用を推進していくため、三浦半島地域を、首都圏における「公園的機能を発揮する地域」と捉え、三浦半島公園圏構想に基づき、地域の持続的発展を図る事業を推進していくとともに、首都圏における水とみどりのネットワークの拠点となる国営公園の誘致に取り組みます。

\*1 地域制緑地：国や地方公共団体が、土地の所有のいかんに関係なく、良好な自然環境や風致等を保全する目的で法令に基づき指定した一定の地域の土地（緑地）をいう。

\*2 トラスト制度：ナショナル・トラスト運動（環境破壊から貴重な自然や歴史的環境を保存するために、広く市民から寄附金を集め土地や建物を買取り、保存・管理・公開する運動）により緑地等を保全する制度

## ◆ 目 標 ◆

(目標：三浦半島の自然環境の保全と自然環境を基盤とした地域の活性化)

項 目	実 績			2007年度	2008年度	2009年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
三浦半島公園圏構想の推進	構想の検討	構想の策定	構想の推進	構想の推進	構想の推進	構想の推進

(設定理由)

大規模な緑地や自然海岸と多数の歴史的資源に恵まれた三浦半島において、自然環境を保全するための取組を進めつつ、多様な産業や文化などと連携し、地域の活性化を図ることを目標としました。

そのため、様々な主体が参画して2005年度に策定した三浦半島公園圏構想に基づき、将来像を共有し、取組を推進していきます。

## ◆ 構成事業 ◆

### 1 三浦半島公園圏構想の推進 (政策課)

(概要説明)

「みどりとうみに囲まれた公園のような「魅力」と「活力」ある三浦半島」をめざし、2005（平成17）年度に策定した三浦半島公園圏構想に基づく取組を進めます。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 三浦半島公園圏構想の推進	県、市町、事業者、NPO*				

(事業の概要)

1 三浦半島地域の自然環境の保全と活用などを図る三浦半島公園圏構想に基づき、自然環境の保全、再生、創出、活用を促進する基盤の整備と維持、自然環境を基盤としたコミュニティ（地域社会）の醸成や観光等の活用面での充実を図っていくことで、半島地域の特徴を生かした地域の活性化を通じたみどりの「質的確保」をめざします。

また、地域や学校、NPOや事業者等との連携により、各種情報発信や体験活動等への取組を進めます。

### 2 三浦半島国営公園の誘致 (都市整備公園課)

(概要説明)

首都圏における水とみどりのネットワークの拠点となる国営公園の誘致に取り組みます。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 期成同盟会を中心とした国営公園の誘致	県、市町、団体				

(事業の概要)

- 1 2003(平成15)年度に、関係首長等からなる「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」により、国営公園候補地区及び連携地区を決定したことから、三浦半島公園圏構想の主要事業としてさらに誘致活動を強化します。

3 小網代の森の保全

(緑政課)

(概要説明)

関東、東海地方で唯一といわれる海、干潟、湿地、河川、集水域の森林が自然状態で連続的にまとまっている小網代の森について、地域制緑地制度を活用し、緑地の買入れ・借入れなどによる保全及び園路等の整備を進めます。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 買入れ・借入れ等による保全、園路等の整備の推進	県、市、 団体				
2 環境教育の場の整備及び普及活動の実施	県、市、 団体、 NPO				

(事業の概要)

- 1 地域制緑地制度などによる緑地の買入れ・借入れなどによる保全及び園路等の整備を進めます。
- 2 県、市、団体、NPOが連携し、保全・管理活動を実施するとともに、環境教育の場としての活用を図ります。

## ◆ 概 要 ◆

[現在の状況]

## 1 一般廃棄物\*の排出量等の状況

排出量は、1993(平成5)年度の353万トンから2004(平成16)年度の361万トンへと8万トン(2%)増加していますが、近年の推移をみると2000(平成12)年度の393万トンをピークに減少傾向にあります。

再生利用量は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」による分別収集の進展などにより、1993(平成5)年度の31万トンから2004(平成16)年度の66万トンへと約2倍となっています。また、再生利用率も1993(平成5)年度の9%から2004(平成16)年度の18%へと増加しています。

再生利用できなかった廃棄物\*の大部分は、焼却等による減量化や熱回収が図られています。2004(平成16)年度の減量化量は255万トンで、減量化率は、1993(平成5)年度以降70%程度で推移しています。焼却灰、不燃物等は最終処分場で埋立処分を行っています。最終処分量は、再生利用率の上昇等により減少傾向にあり、1993(平成5)年度の73万トンから2004(平成16)年度の40万トンへと33万トン(45%)減少しています。

県内の一般廃棄物の排出量等の推移

(万トン)

	1993年度			1998年度			2000年度			2004年度		
	排出量	構成比	指数	排出量	構成比	指数	排出量	構成比	指数	排出量	構成比	指数
排出量	353	100%	100	374	100%	106	393	100%	111	361	100%	102
再生利用量	31	9%	100	47	13%	152	56	14%	181	66	18%	213
減量化量	249	70%	100	266	71%	107	277	71%	111	255	71%	102
最終処分量	73	21%	100	61	16%	84	60	15%	82	40	11%	55
人口(万人)	819		100	839		102	849		104	874		107
世帯(万世帯)	303		100	325		107	334		110	359		118

[廃棄物対策課]

## 2 産業廃棄物\*の排出量等の状況

排出量は、産業構造の変化や事業者による発生抑制の取組が進んだことなどにより、1993(平成5)年度の2,040万トンから1998(平成10)年度は1,845万トン、2003(平成15)年度は1,785万トンへと減少しています。1993(平成5)年度と2003(平成15)年度を比較すると、255万トン(12%)減少しています。

再生利用量は、排出量の減少により、1993(平成5)年度の707万トンから2003(平成15)年度の650万トンへ57万トン(8%)減少しています。再生利用率は、がれき類などほとんどの種類の廃棄物で増加していますが、従来から再生利用率の低い有機性汚泥の排出量が増加したことや、再生利用率の高い鉾さいの排出量が大幅に減少したことによって、全体では36%にとどまっています。

脱水や焼却等の中間処理による減量化量は、排出量の減少により、1993(平成5)年度の1,086万トンから2003(平成15)年度の979万トンへ107万トン(10%)減少していますが、減量化率は、1993(平成5)年度の53%から2003(平成15)年度の55%へと若干増加しています。

最終処分量は、排出量の減少や再生利用率の増加により、1993(平成5)年度の247万トンから1998(平成10)年度の217万トン、2003(平成15)年度の156万トンへと着実に減少しており、1993(平成5)年度と2003(平成15)年度を比較すると、91万トン(37%)減少しています。

### 県内の産業廃棄物の排出量等の推移

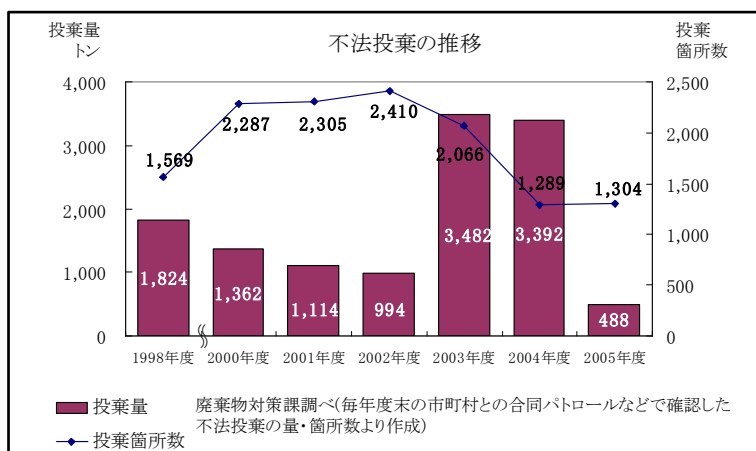
(万トン)

	1993年度			1998年度			2003年度		
	排出量	構成比	指数	排出量	構成比	指数	排出量	構成比	指数
排出量	2,040	100%	100	1,845	100%	90	1,785	100%	88
再生利用量	707	35%	100	670	36%	95	650	36%	92
減量化量	1,086	53%	100	958	52%	88	979	55%	90
最終処分量	247	12%	100	217	12%	88	156	9%	63

[廃棄物対策課]

### 3 不法投棄、散乱ごみの状況

1998(平成10)年度から2004(平成16)年度までの推移をみると不法投棄箇所数は、1998(平成10)年度の1,569件から2002(平成14)年度の2,410件へと増加傾向にありましたが、2003(平成15)年度から減少傾向に転じており、2005(平成17)年度は1,304件となっています。不法投棄量は、1998(平成10)年度の1,824トンから2002(平成14)年度の994トンへと減少傾向にありましたが、2003(平成15)年度は大規模な不法投棄事案(2,800トン)が発生したことにより、3,482トンへと急増しました。なお、この大規模な不法投棄事案につきましては、2005(平成17)年度に行政代執行により生活環境保全上の支障を除去するための不法投棄物の撤去を実施し2005(平成17)年度は488トンとなっています。



#### [これまでの取組と今後の課題]

##### ア これまでの取組

21世紀は、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とする社会を見直して、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成することが求められています。このため廃棄物の問題としては、その排出を最小限に抑え、排出した場合でも資源として最大限に活用し、どうしても資源として活用できないものについては、安全、安心な処理を行うことで、環境への負荷をできるだけ少なくすることが必要となっています。こうした取組を県民、事業者、市町村とともに、具体的に進めていくため、循環型社会づくりに向けた取組を一層強めるという考えのもと2005(平成17)年3月に「神奈川県廃棄物処理計画」を改訂し、その推進を図ってきました。

その結果、ごみ処理広域化の推進や、事業者における発生抑制・資源化に向けた自主的取組の促進、各種リサイクル法の円滑な施行、ダイオキシン★対策、県立県営の産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」の開設(2006(平成18)年6月)、「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」の制定(2007(平成19)年4月施行)など、一定の成果をあげるとともに、県民、事業者、市町村の取組の進展によって、再生利用率の増加、最終処分量の減少などが進んできています。

## イ 今後の課題

廃棄物の排出量は依然として高水準で推移し、最終処分場の残余容量はひっ迫しており、不法投棄が跡を絶たないのが現状です。このため、循環型社会に向けた取組を一層強めていくことが必要となっています。

また、不法投棄は、新たな不法投棄を招くことが危惧されるものであり、常習化・大規模化を防止するためにも、未然防止、さらには早期発見・早期対応が重要です。

### [今後の事業の方向性]

2005(平成17)年3月に改訂された「神奈川県廃棄物処理計画」に基づいて、循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、市町村などと連携・協力しながら、廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理の取組を計画的に進めます。

県民、事業者、市町村や県警と連携・協力しながら未然防止対策を充実・強化して進めるとともに、不法投棄の常習化、大規模化を防ぐため、不法投棄物の早期撤去を促進し、原状回復を進めます。

## ◆ 目 標 ◆

(目標：廃棄物の排出量の削減等)

項 目	実 績				2007年度	2008年度	2009年度
	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度			
一般廃棄物排出量 (万 t)	386	361	347	—	331	326	318
一般廃棄物再生利用率 (%)	16%	18%	23%	—	27%	30%	32%
一般廃棄物最終処分量 (万 t)	52	40	36	—	28	22	19
産業廃棄物排出量 (万 t)	1,785	—	—	—	1,864	1,885	1,904
産業廃棄物再生利用率 (%)	36%	—	—	—	42%	44%	45%
産業廃棄物最終処分量 (万 t)	156	—	—	—	95	84	74

※産業廃棄物の排出量等については総合実態調査を隔年で実施し、把握しています。

### (設定理由)

廃棄物の排出をできるだけ抑制するとともに、排出された廃棄物については資源として最大限に活用し、最終処分量を削減することが求められていることから、本県における一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量の抑制、再生利用率(リサイクル率)の向上、最終処分量の削減をめざして目標値を設定しました。

## ◆ 構成事業 ◆

### 1 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進 (廃棄物対策課)

#### (概要説明)

循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、市町村等と連携・協力して、効果的なしくみづくりなど総合的な取組を進めるとともに、県民、事業者の自主的な発生抑制や地域における循環的利用を円滑に推進するほか、廃棄物の適正処理を進めます。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 循環型社会に向けた総合的取組 ・循環型社会形成のしくみづくり ・ごみ処理広域化の推進 ・環境関連技術の研究、開発の推進と循環型社会ビジネスの振興 ・環境教育の推進 ・都道府県域を越えた広域的な取組の推進	県、市町村、県民、事業者、NPO				
2 発生抑制、循環的利用の推進 ・生活系ごみの発生抑制、循環的利用の推進 ・事業系ごみの発生抑制、循環的利用の推進 ・建設廃棄物の発生抑制、循環的利用の推進 ・上下水道汚泥の循環的利用の推進 ・食品廃棄物、家畜排せつ物の循環的利用等の推進 ・各種リサイクル法の円滑な施行 ・事業者による自主的な発生抑制、循環的利用の推進 ・グリーン購入★の推進	県、市町村、県民、事業者、NPO				
3 適正処理の推進 ・一般廃棄物の適正処理の推進 ・産業廃棄物の適正処理の推進 ・産業廃棄物中間処理施設の整備と維持運営 ・産業廃棄物最終処分場の確保と維持運営 ・負の遺産の計画的な処理 ・感染性廃棄物処理対策の推進	県、市町村、事業者				

#### (事業の概要)

- 1 循環型社会の実現に向けて3R（発生抑制、再使用、再生利用）や適正処理を進めるため、先進的な手法や制度を活用した効果的な施策を推進するとともに、市町村の広域的なごみ処理の取組や、環境関連技術の研究開発、循環型社会ビジネスの振興、環境教育を推進するなど、総合的な取組を進めます。
- 2 県民、事業者の自主的な発生抑制の取組や地域における循環的利用の円滑な推進を図るとともに、今後増加が見込まれる事業系ごみの削減や建設廃棄物の資源化を始め、上下水道汚泥、食品廃棄物のリサイクルなどの取組を進めます。
- 3 廃棄物の適正処理を推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の厳正な執行を図るとともに、廃棄物処理施設の整備促進と最終処分場の確保に努めます。また、PCB★廃棄物など負の遺産の計画的な処理の推進を図ります。



## (概要説明)

不法投棄を許さない地域づくりをめざし、県民、事業者、市町村や警察本部などと連携・協力して、不法投棄の未然防止対策を進めるとともに、不法投棄が新たな不法投棄を招かないよう不法投棄物の早期撤去を促進し、原状回復を進めます。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 不法投棄の未然防止対策の推進 ・不法投棄の未然防止に向けたしくみづくり ・不法投棄の未然防止対策の充実	県、 市町村、 県民、 事業者、 NPO				
2 不法投棄の原状回復の推進 ・不法投棄の原状回復に向けたしくみづくり ・不法投棄の原状回復対策の充実	県、 市町村、 県民、 事業者、 NPO				

## (事業の概要)

- 1 不法投棄を未然に防止するため、「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」の施行(2007(平成19)年4月)を契機として、普及啓発や監視パトロールの実施など未然防止対策の充実強化を図ります。
- 2 不法投棄しにくい環境づくりを促進するため、不法投棄が新たな不法投棄を招かぬよう、早期の不法投棄物の撤去を進め、原状回復を推進します。

## プロジェクト名 12 地球温暖化対策の推進

### ◆ 概 要 ◆

#### [現在の状況]

地球温暖化<sup>\*</sup>は、ただ単に気温を上昇させるだけでなく、台風・ハリケーンの強大化などの気候変動、気候の変化に伴う農業への影響、海水の熱膨張や氷河の融解による海面の上昇、媒介動物の生息域の拡大によるマラリアなどの感染症の増加など深刻な影響をもたらすものと懸念されています。

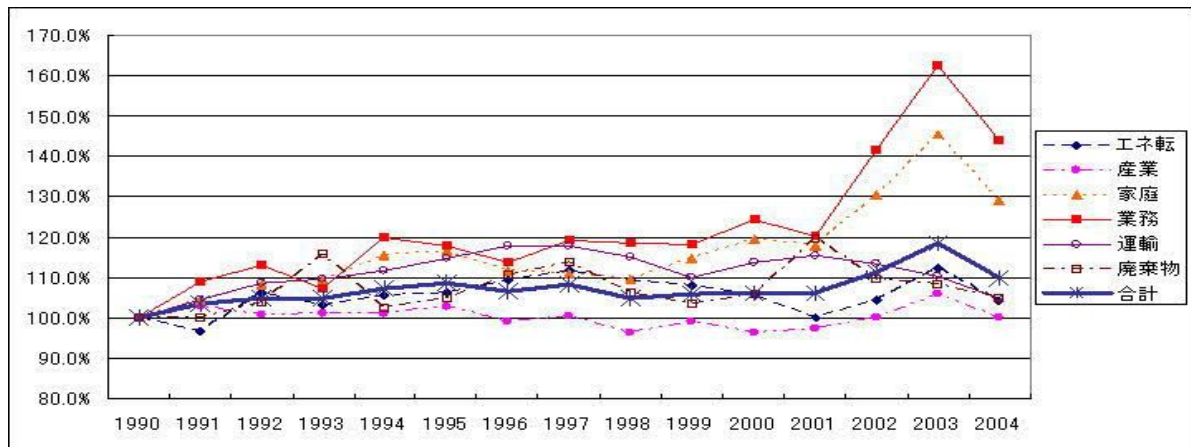
「気候変動に関する政府間パネル (IPCC) <sup>\*1</sup>」の作業部会が2007 (平成19) 年2月に発表した「第4次評価報告書第1作業部会報告書」では、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因であるとほぼ断定した上で、今後2030年までは、たとえ対策がなされても、10年当たり0.2℃の気温上昇を予測しています。また、化石燃料に依存して高い経済成長を実現する社会が続くと、今世紀末には1990年比で気温が2.4~6.4℃上昇する可能性があるとしています。

地球温暖化問題の解決に向けて、1992 (平成4) 年5月に「気候変動枠組条約」が採択され、1994 (平成6) 年3月に発効しています。その後、毎年締約国会議が開催されていますが、1997 (平成9) 年に京都で開催された「第3回締約国会議 (COP3)」において、日本など先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値目標を定めた「京都議定書<sup>\*</sup>」が採択されました。京都議定書では、対象とする温室効果ガス<sup>※</sup>を2008 (平成20) 年から2012 (平成24) 年までの第一約束期間に先進国全体で、少なくとも基準年<sup>※3</sup>対比5%削減することをめざしており、我が国は6%の削減を義務付けられています。

京都議定書が2005 (平成17) 年2月に発効したことから、政府は「地球温暖化対策の推進に関する法律<sup>\*</sup> (以下「地球温暖化対策推進法」という。))」に基づく「京都議定書目標達成計画」を同年4月に閣議決定しましたが、県ではこれを受けて、2006 (平成18) 年6月に「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画 (「新アジェンダ21かながわ<sup>\*</sup>」第5章「数値目標」)」を改訂しました。

なお、2004 (平成16) 年の県内の二酸化炭素排出量は、基準年である1990 (平成2) 年と比べて9.9%増加しています。部門別に見ますと、業務部門及び家庭部門の排出量の大幅な増加が際立っています。

神奈川県内の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の推移 (1990年 = 100とした指数変化)



※ 二酸化炭素などの温室効果ガスの排出源分類

- 【エネルギー転換部門】発電所や石油精製工場などにおける燃料使用に伴う排出
- 【産業部門】製造業 (工場、農林水産業、建設業)における燃料・電力の使用に伴う排出
- 【家庭部門】家庭における燃料・電力の使用に伴う排出 (自家用自動車からの排出は、運輸部門)
- 【業務部門】事務所・ビル等における燃料・電力の使用に伴う排出
- 【運輸部門】自動車、鉄道等における燃料・電力の使用に伴う排出

[環境計画課]

<sup>\*1</sup>気候変動に関する政府間パネル (IPCC) : 各国が政府の資格で参加し地球の温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画 (UNEP) 及び世界気象機関 (WMO) の共催により1988 (昭和63) 年11月に設置された機関。温暖化に関する科学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会的影響の評価、今後の対策のあり方の三つの課題について検討している。

<sup>\*2</sup>対象とする温室効果ガス : 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス (HFC、PFC、SF<sub>6</sub>) の6種類

<sup>\*3</sup>基準年 : 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素については1990 (平成2) 年。代替フロン等3ガスについては1995 (平成7) 年とする事も認められたため、我が国は1995 (平成7) 年を選択している。

## [これまでの取組と今後の課題]

### ア これまでの取組

本県では、「京都議定書目標達成計画」決定前の2003（平成15）年10月に「かながわ地球環境保全推進会議\*が採択した「新アジェンダ 21 かながわ」の「第5章 数値目標」を地球温暖化対策推進法第20条に基づく「地球温暖化対策地域推進計画\*」として位置付けていました。しかしながら、2002（平成14）年の地球温暖化対策推進法の改正で、地球温暖化対策地域推進計画は京都議定書目標達成計画を勘案するものとされましたので、2005（平成17）年7月に、かながわ地球環境保全推進会議内に「新アジェンダ 21 かながわ数値目標改訂委員会」を設けて検討を行い、2006（平成18）年6月に「京都議定書目標達成計画」を踏まえ、地域推進計画の改訂を行いました。

### イ 今後の課題

新たに改訂した「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」では、本県の温室効果ガス排出量の96%強を占める二酸化炭素のみを対象とし、地域全体の総排出量について「2010年の県内総排出量を1990年の水準まで削減する」という目標を設定したほか、「家庭部門」「自家用自動車」「業務ビル」に関する目標などを設定しています。

本県では、特に家庭部門や業務部門からの二酸化炭素排出量が顕著な増加傾向を示していることから、これらの部門の排出量の削減に結びつく実効ある対策が必要となっています。また、産業部門については、大企業については日本経団連の「自主行動計画」などにより対策が進んでいますが、中小企業については取組が遅れていることから、対策の強化を図る必要があります。

## [今後の事業の方向性]

本県の「地球温暖化対策地域推進計画」に定める目標を達成するため、部門ごとに次のような取組を進めます。

- ・ 「産業部門」及び「業務部門」に対しては一定規模以上の事業者に対して二酸化炭素排出量の削減・管理を促進するための仕組みづくりを行うとともに、環境マネジメントシステム\*\*の導入促進などにより、事業活動のグリーン化を促進します。
- ・ 「家庭部門」に対しては、家電製品などの省エネ型機器への買い替え促進や家庭用太陽光発電設備等の新エネルギーの普及など、環境にやさしいくらしの普及を進めます。
- ・ 「運輸部門」に対しては、電気自動車等の普及や物流グリーン化などを推進します。
- ・ 自らが取り組む環境に配慮した取組を登録し、実践する「マイアジェンダ」制度\*の普及を通じて、県民・事業者・行政などすべての主体の自主的な環境配慮活動を促進します。

---

\*環境マネジメントシステム：企業などの事業者が、法令などの規制基準の遵守にとどまらず、自主的・積極的に環境保全のための行動をとるための仕組み

## ◆ 目 標 ◆

(目標：県内における二酸化炭素の排出量の削減)

項 目	実 績				2007年	2008年	2009年
	(参考) 1990年	2004年	2005年	2006年			
二酸化炭素総排出量(万ト)	6,578	7,227	—	—	6,903	6,794	6,686
基準年(1990年)対比(%)	100	109.9	—	—	104.9	103.2	101.6

(設定理由)

国の「京都議定書目標達成計画」における二酸化炭素の削減目標は、基準年である1990年対比で、「エネルギー起源二酸化炭素」をプラス0.6%にする、となっていることを踏まえ、2006年6月に改訂した本県の地球温暖化対策地域推進計画では、2010年までに基準年(1990年)と同じ水準まで県内の二酸化炭素排出量を削減することを目標としています。そこで、この目標達成に向けて年度別目標値を設定しました。

なお、これまで、環境基本計画の年度別目標は、改訂前の地球温暖化対策地域推進計画の2010年までに1990年対比で6%削減するという目標に基づき設定していましたので、地球温暖化対策地域推進計画の改訂を受けて目標値を見直しました。

## ◆ 構成事業 ◆

### 1 事業活動のグリーン化促進

(環境計画課)

(概要説明)

一定規模以上の事業者に対し環境配慮を求める仕組みづくりを行うほか、事業者の自主的な環境配慮を促進するため、事業者の環境マネジメントシステム導入に対する支援や「マイアジェンダ」制度の普及促進を図ります。また県も事業者として温室効果ガスを削減するため、「地球温暖化防止実行計画★」を毎年見直しで実施するとともに、県有施設において二酸化炭素排出量削減のための率直的な取組を行います。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 事業者向け二酸化炭素排出量削減の促進・温室効果ガス排出量削減計画書制度(仮称)の導入・運用	県、市町村、事業者	制度設計	導入・運用		
2 中小企業への環境マネジメントシステムの普及促進(再掲)	県、市町村、事業者				
3 マイアジェンダ制度の普及促進(再掲)	県、市町村、事業者、NPO、県民				
4 地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化防止実行計画の推進・見直し	県				

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
5 率先実行による成果の普及による二酸化炭素排出量削減の促進 ・県有施設へのESCO事業*の導入	県				

(事業の概要)

- 1 一定規模以上のエネルギーを使用する事業所に対して、二酸化炭素排出量やエネルギー消費量の削減を図るための計画書の提出及び結果報告を求める制度の導入・運用を行います。
- 2 中小企業が環境に配慮した取組を推進できるよう ISO14001\*やエコアクション21\*などの環境マネジメントシステムの普及を促進します。
- 3 企業等に対し、「マイアジェンダ」登録を促すとともに、登録した企業等に対して、「かながわECOネットワーク」を通じて環境に配慮した事業活動を進めるための有効な手法についての情報提供等を行うことなどにより、登録企業相互の情報交換や環境配慮活動の連携を進めます。
- 4 一事業者としての県の温室効果ガス削減のため、地球温暖化対策推進法第21条に基づく「地球温暖化防止実行計画」を毎年度見直し、その成果や取組内容を公表します。
- 5 県有施設へのESCO事業の率先導入を図り、工場・オフィスからの二酸化炭素排出量の削減に向けた取組の推進を図ります。

<b>2 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換促進</b>	<b>(環境計画課)</b>
--------------------------------	----------------

(概要説明)

県民が自主的な温暖化対策実践行動を実施するための情報提供、啓発活動などを実施します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 地球温暖化防止に向けた活動への参加・マイアジェンダ登録の促進	県、市町村、県民、事業者、NPO				
2 家電製品などの省エネ型機器への買い替え促進	県、市町村、事業者、NPO				
3 環境にやさしいくらしの推進 (再掲)	県、市町村、事業者、NPO				
4 住宅用太陽光発電の普及啓発 (再掲)	県、事業者、NPO				

(事業の概要)

- 1 自らが取り組む環境に配慮した取組を登録し実践する「マイアジェンダ」制度の普及促進を図るとともに、登録者の効果的な取組を促進するための支援や実践状況を把握する仕組みの整備などを行います。

\*ESCO事業：「Energy Service Company」の頭文字をとったもので、ビルや工場の省エネルギー改善に必要な包括的なサービス（省エネルギー診断、設備機器等の整備、省エネルギー効果の検証、設備機器等の維持管理等）を提供する事業。必要な費用は、ESCO事業者により保証された光熱水費の削減分で対応するのが特徴。

- 2 家電製品のエネルギー消費量に関する情報の提供や、小売店の店頭で省エネ情報を表示する「省エネラベル」の普及を図ることなどにより、エネルギー消費量が多く、購入後一定期間経過した機器の省エネ型機器への買い替えを促進します。
- 3 環境と調和した暮らしの普及を促進するため、「夏のライフスタイル\*1」「冬のライフスタイル\*2」の普及啓発等を行います。また、「自由研究・実践レポートコンクール」及び「もったいない作文コンクール」を開催することにより、小・中学生、高校生への働きかけを行います。
- 4 家庭への太陽光発電システムの導入を促進するため、太陽光パネルメーカー、NPO等と連携して、適切な情報の提供等の普及啓発活動を実施します。

### 3 持続可能な交通の実現

(環境計画課、大気水質課)

#### (概要説明)

電気自動車などの二酸化炭素の排出量の少ない自動車の普及を図るとともに、環境に配慮した運転のし方であるエコドライブや公共交通機関の利用促進などの啓発を行います。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 低公害車の導入促進 (再掲)	県、市町村、事業者				
2 物流グリーン化の推進 (再掲)	県、市町村、事業者				
3 アイドリングストップ*3等のエコドライブの普及啓発	県、市町村、事業者、NPO				
4 バイオエタノール*4の利用促進の検討	国、県、事業者				

#### (事業の概要)

- 1 電気自動車、天然ガス自動車等の環境性能の優れた低公害車の導入促進を実施します。
- 2 事業者が自発的に取り組める規制以外の手法として、運送事業者等のエコドライブ等の推進を図ります。
- 3 自家用車への対策として、エコドライブの実践、省エネ車の導入促進、公共交通機関の活用促進などの働きかけを進めます。
- 4 国の動向等を踏まえ、バイオエタノールの利用促進の検討、普及啓発等を行います。

\*1夏のライフスタイル：軽装など夏らしい過ごし方のこと

\*2冬のライフスタイル：適温暖房など冬らしい過ごし方のこと

\*3アイドリングストップ：駐車時に自動車のエンジンを止めること

\*4バイオエタノール：サトウキビなど植物由来のバイオ（生物）素材から製造されたアルコール

4 地域ぐるみの温暖化対策の展開

(環境計画課、子ども教育支援課、高校教育課)

(概要説明)

自らが取り組む環境に配慮した取組を登録し実践する「マイアジェンダ」制度の普及促進を図るとともに、地域において地球温暖化対策の普及啓発活動を行う地球温暖化防止活動推進員\*への支援を行います。また、学校や地域における環境教育の充実を図ります。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 地球温暖化防止に向けた活動への参加・マイアジェンダ登録の促進 (再掲)	県、市町村、県民、事業者、NPO				
2 地球温暖化防止活動推進員普及啓発事業	県、市町村、NPO				
3 小・中学校における環境教育の推進 (再掲)	県				
4 高等学校における環境教育の推進 (再掲)	県				
5 NPOや企業と連携した環境教育の実施 (再掲)	県、NPO、事業者				
6 NPOなどと協働・連携した県内小・中・高等学校での体験型授業の実施 (再掲)	県、NPO、事業者				

(事業の概要)

- 「マイアジェンダ」制度の普及促進を図るとともに、登録者の効果的な取組を促進するための支援や実践状況を把握する仕組みの整備などを行います。
- 地域において地球温暖化対策の普及啓発活動を行う地球温暖化防止活動推進員に対する支援を行います。
- 教職員の知識や意識を高めるための研修を行います。  
また、2004(平成16)年度に改訂した環境教育指導資料(小・中学校編)の各学校の活用についての指導をします。  
さらに、文部科学省主催等の研修会へ教員を派遣し研修機会を設けるなど、環境教育指導者の育成に努めます。
- 理科等の教科活動や総合的な学習の時間、特別活動・部活動等で環境教育に関わる内容を扱ったり、「環境」に関わる学校設定教科・科目を設置します。また、2005(平成17)年度から実施している高校生による環境シンポジウム(高校生による学習発表に基づく研究交流)を引き続き開催します。  
環境問題について自ら考え、行動できる生徒を育成するための教育を推進する環境教育拠点校の取組成果を生かしながら、2005(平成17)年度に改訂した環境教育指導資料を活用した教育実践の普及や教育課程に関する研究を行います。  
また、文部科学省主催の研修会等への教員の研修機会の拡充を行うなど、環境教育指導者の育成に努めます。
- NPOや企業と協働・連携して学校、家庭、地域・職域における環境教育を進めます。
- 学校教育を通じて地域社会での新エネルギー・省エネルギーの普及啓発、導入促進を図るため、県内に在住又は在勤で、新エネルギー・省エネルギーに関して豊富な知識・経験を有する方を講師として小・中・高等学校に派遣して、体験型の授業を実施します。

## 5 地球温暖化対策のための技術支援に関する調査・研究（再掲）

（環境科学センター）

## （概要説明）

県や市町村における地球温暖化対策の円滑な推進のため、二酸化炭素等の排出量推計手法の確立などについての研究を行います。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 地球温暖化対策のための技術支援に関する研究	県				

## （事業の概要）

- 1 二酸化炭素等の排出量推計の迅速化や市町村別の排出量推計手法の確立について研究を行います。また、県内における地球温暖化の影響について県民と協働して調査した結果をわかりやすく情報発信する仕組みの検討を行います。



## ◆ 概 要 ◆

## [現在の状況]

本県全体の新エネルギー★の導入量は、太陽光発電や風力発電などの「供給側の新エネルギー★」では、原油換算で1996(平成8)年度の26.02万キロリットルから2004(平成16)年度の30.96万キロリットルと、8年間で約1.19倍の伸びとなっているものの、エネルギー消費量全体に占める割合は1.23%と、全国の1.7%(2002(平成14)年度実績)と比べ低くなっています。

しかし、太陽光発電については、2005(平成17)年6月に実施した「県政モニター県政課題アンケート」において、「興味がある」と答えた方の割合が7割に達しており、県民の関心は高いことがうかがえます。また、独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構(NEDO)の「太陽光発電新技術等フィールドテスト事業」の活用などにより、工場等の産業分野への導入も拡大しつつあります。

## エネルギー消費量全体に占める新エネルギー割合

	新エネルギー供給量	エネルギー消費量全体に占める割合
国	764万キロリットル	1.70%
県	30.96万キロリットル	1.23%

[国の数値は、資源エネルギー庁資料(2004年3月)より抜粋、県は環境計画課(2006年10月)]

## [これまでの取組と今後の課題]

## ア これまでの取組

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が少ない新エネルギーの導入は、地球温暖化★対策としても、実効性が大きく、地域からの取組が期待されています。このため、県では、1997(平成9)年3月に策定した「神奈川県クリーンエネルギー活用基本方針」に基づき、太陽光発電を始めとする新エネルギーの導入促進を図ってきました。

その後、新エネルギー設備の技術革新や価格の低下など、社会情勢の変化や、関連する法令等の整備、政府の新エネルギー導入目標の見直しなど、新たな動きもあつたことから、これら新しい状況に対応した施策を進めるために、2003(平成15)年3月に「かながわ新エネルギービジョン」を策定し、現在はこのビジョンに基づき、民間での導入に向けた普及啓発、県有施設への率先導入などに取り組んでいます。

## イ 今後の課題

現在、県内における住宅用太陽光発電システム導入の平均的費用は200万円以上、費用回収期間は20年以上となっておりますが、住宅用太陽光発電設置に対する国からの補助が2005(平成17)年度を最後に廃止されました。このため、今後は補助制度を有する市町村と連携した導入支援対策の強化が求められています。

また、2005(平成17)年度に実施したアンケート調査で太陽光発電の導入の障壁について尋ねたところ、最も多かったのは「費用が高い」でしたが、次に多かったのは「費用や効果などの情報が不足している」であったことから、適切な情報提供の充実を図る必要があります。

さらに、国において、2006(平成18)年度に「新・国家エネルギー戦略」(2006年5月)、「エネルギー基本計画」(2007年3月改定)が策定されたことから、それらを踏まえた、新たな新エネルギーの導入促進策を検討する必要があります。

### [今後の事業の方向性]

新エネルギーの一層の導入促進を図るため、太陽光パネルメーカー、NPO\*等と協力し、普及啓発、情報提供に努めるとともに、太陽光発電の導入に経済的なインセンティブ（動機付け）を与える仕組みづくりに取り組みます。

県自らの新エネルギー導入の推進に努めます。

木質バイオマスエネルギー\*\*など地域特性を活かした新エネルギー利用を促進するため、市町村、事業者の取組状況等に関する情報を収集し、必要に応じてその取組に協力・支援を行います。（地域特性を踏まえた新エネルギー産業の創出支援については、プロジェクト「17 環境ビジネスの振興」で取り組みます。）

## ◆ 目 標 ◆

（目標：太陽光発電の導入）

項 目	実 績			2007 年度	2008 年度	2009 年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
太陽光発電の導入量 (万kW)	3.02	4.05	—	9.46	13.94	20.63

（設定理由）

地球温暖化の原因である二酸化炭素削減に向けた取組の一つとして、石油等のエネルギーと比較して二酸化炭素の排出量が少なく環境負荷の小さい新エネルギーの導入を進めていますが、その中で、県内でどの地域でも導入可能で、しかも広く認知されている太陽光発電の導入量を目標として設定しました。

年度別の目標値については、「かながわ新エネルギービジョン」において2010年度における太陽光発電の政府目標値を本県に按分した数値（30.51万KW）を削減目標の目安としていることを踏まえて設定しています。

## ◆ 構成事業 ◆

### 1 新エネルギーの民間導入促進

（環境計画課）

（概要説明）

民間での新エネルギーの導入を促すため、NPOとの協働により新エネルギー導入に対する個別・具体的なアドバイス（助言）やコーディネート（調整）などを行います。また、NPOなどと協働した新エネルギーに関する環境教育や太陽光発電の導入促進のための普及啓発と仕組みづくりなどに取り組みます。

事業項目	事業主体	2007 年度	2008 年度	2009 年度
1 NPOとの協働による新エネルギー導入に対する個別・具体的なアドバイス、コーディネート	県、NPO			
2 NPOなどと協働・連携した県内小・中・高等学校での体験型授業の実施	県、NPO、事業者			

\*バイオマスエネルギー：サトウキビやサツマイモのアルコール発酵によって得られるエチルアルコール、海藻や糞尿のメタン発酵によって得られるメタンなど、生物体（バイオマス）によるエネルギー

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
3 NPOとの協働による学校への新エネルギー導入	県、NPO				
4 住宅用太陽光発電の普及啓発	県、事業者、NPO				
5 太陽光発電導入促進のための仕組みづくり	県、事業者、NPO	検討	試行	運用	
6 「かながわ新エネルギー賞」による顕彰	県				

(事業の概要)

- 1 新エネルギー設備の導入を促進するため、新エネルギー導入等の実績があり、具体的・実践的なノウハウ（専門的な技術、情報、知識）を持つNPO法人に委託し、新エネルギー設備の導入を検討している県民、事業者等に対し、導入の決定に必要な情報や導入手順等について、情報提供及び個別・具体的なアドバイス、コーディネート等を行います。
- 2 学校教育を通じて地域社会での新エネルギー・省エネルギーの普及啓発、導入促進を図るため、県内に在住又は在勤で、新エネルギー・省エネルギーに関して豊富な知識・経験を有する方を講師として小・中・高等学校に派遣して、体験型の授業を実施します。
- 3 NPOと県との協働で太陽光発電システムを学校へ導入するとともに、それを活用して地域の環境教育の拠点「地球温暖化対策地域学習センター」を整備し運営します。
- 4 家庭への太陽光発電システムの導入を促進するため、太陽光パネルメーカー、NPO等と連携して、適切な情報の提供等の普及啓発活動を実施します。
- 5 家庭への太陽光発電システムの導入促進を図るため、グリーン電力証書制度を活用し、太陽光発電の環境価値を経済価値に転換する仕組みの検討を行います。
- 6 新エネルギーの導入促進を図るために、県内で新エネルギーに関する技術開発や普及啓発について顕著な取組をされた個人や企業・団体等を「かながわ新エネルギー賞」により顕彰します。また、表彰の対象となった事例を広く紹介します。

**2 県有施設への率先導入** (環境計画課、下水道課、企業庁水道電気局水道施設課・発電課)

(概要説明)

県有施設へ新エネルギーを率先して導入していきます。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 水道・電気事業における小水力発電の導入	県				
2 県有施設への新エネルギー導入	県				

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
3 グリーン電力調達の実施	県	制度化	実施		
4 県有施設へのESCO事業*1★の導入（再掲）	県				

（事業の概要）

- 1 水道事業及び電気事業において配水池等での未利用エネルギーを利用した小水力発電設備を計画的に設置します。
- 2 県有施設に太陽光発電などの新エネルギーを率先して導入するとともに、発電状況等に関する情報開示や施設の公開等により普及啓発を図ります。
- 3 県の電力調達に、電気事業者に対し供給電力の一定割合を新エネルギーにすることなどを条件とする「グリーン電力調達」を導入します。
- 4 「神奈川県ESCO事業導入等基本方針」及び「神奈川県ESCO事業導入計画」に基づき、県有施設にESCO事業を計画的に導入します。特に、エネルギーの利用効率の高いコージェネレーション\*2設備の導入を図ります。

\*1 ESCO事業：「Energy Service Company」の頭文字をとったもので、ビルや工場の省エネルギー改善に必要な包括的なサービス（省エネルギー診断、設備機器等の整備、省エネルギー効果の検証、設備機器等の維持管理等）を提供する事業。必要な費用は、ESCO事業者により保証された光熱水費の削減分に対応するのが特徴。

\*2 コージェネレーション：発電するだけでなく、発電と同時に発生した排熱を給湯・暖房などに利用するエネルギー供給システム。効率がよい。

## ◆ 概 要 ◆

## [現在の状況]

現在、開発途上地域を中心とした国々では、人口の増加や都市への集中、貧困など様々な要因が組み合わさり、環境問題が深刻化しています。アジア諸国では、急激な工業化の影響も加わり、都市の大気汚染、水質汚濁、衛生環境の悪化、森林や土壌の劣化など様々な問題が生じています。

これまで、環境分野での国際協力は、国際機関や政府及び政府機関を中心として実施されてきましたが、問題の解決には国レベルの取組だけでなく地方レベルでの取組も必要です。

そこで、今後、地方自治体レベルでの国際協力の推進が求められており、開発途上国の地方自治体からの要請や多様なニーズに応えるため、持続可能な社会の担い手として、地方自治体の役割が期待されています。

## [これまでの取組と今後の課題]

## ア これまでの取組

1992（平成4）年6月にリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」において、持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向けた「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言（リオ宣言）」が合意されたことを契機として、「グローバル・パートナーシップ」で地球を守ろうという機運が高まってきました。

このような状況の中、1993（平成5）年8月に、県は持続可能な開発をめざす世界の地方自治体等で構成する国際ネットワークである「国際環境自治体協議会（ICLEI）（現在は、「ICLEI～持続可能性をめざす自治体協議会」に名称変更）」に加盟し、世界の地方自治体と連携した環境改善の取組を始めました。

その後、1995（平成7）年には、県と環境庁（当時）の主催で「環境にやさしい“まち・くらし”世界会議」を開催し、その成果を踏まえて1997（平成9）年1月に「持続可能な都市のための20%クラブ」を設立したほか、1998（平成10）年には、県と企業等が連携して「神奈川国際環境協力協議会」を設立し、1999（平成11）年度から（2003（平成15）年度まで）、タイとベトナムにおいて現地の環境改善につながる廃棄物処理、水処理などに関する研修セミナーを開催してきました。

さらに、地球サミットから10年目の節目の年である2002（平成14）年には、4月に県と環境省の主催で「アジアの地方自治体による国際環境シンポジウム（以下「国際環境シンポジウム」という。）」を開催し、地球サミット以後のアジアの地方自治体の取組の総括と今後の10年間に何をなすべきかについて議論が行われ、その成果として、参加者の総意に基づき「持続可能な開発のためのアジアの地方自治体の取組に関する神奈川宣言（以下「神奈川宣言」という。）」が採択され、アジアの地方自治体が連携して持続可能な開発に向けた取組を推進することが確認されました。そして、国際環境シンポジウムに参加した地方自治体等の中で優良事例等の情報の交換と経験の交流を行うため、「神奈川宣言ネットワーク★」が構築されました。

さらに、「神奈川国際環境協力協議会」では、2006（平成18）年度には具体的な現地の環境改善につなげるためのプロジェクトの一つとしてタイ・プーケット市の小学校に太陽光発電システムを設置し、環境教育の実施支援を行いました。

## イ 今後の課題

公害克服の経験など、県内の企業や行政が有する経験や技術、人材の蓄積を生かし、東南アジア地域における環境改善の取組を支援する国際協力プロジェクトを実施することにより、現地の環境改善に寄与することが期待されています。

そのため、「ICLEI～持続可能性をめざす自治体協議会」及び「神奈川宣言ネットワーク」を通じ

たアジアの地方自治体間の連携の強化を図るとともに、「神奈川国際環境協力協議会」に参加する企業等が有する環境関連技術のアジア諸国への移転スキーム（移転のための枠組み）について検討する必要があります。

**[今後の事業の方向性]**

「ICLEI～持続可能性をめざす自治体協議会」の会員として活動することにより、国内外の地方自治体との連携を強化します。

「神奈川宣言ネットワーク」については、加盟自治体間の情報交換の活性化を図るとともに、全世界への情報発信力の強化を図ります。

また、「神奈川国際環境協力協議会」の活動を通じて、東南アジア（当面はタイ）において、現地の環境改善や環境教育の推進に向けた取組を進めます。

**◆ 目 標 ◆**

（目標：環境改善の優良事例収集と情報発信）

項 目	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
神奈川宣言ネットワークを通じたアジアの地方自治体の環境改善に関する優良事例の収集と発信	優良事例の収集と発信			優良事例の収集と発信	優良事例の収集と発信	優良事例の収集と発信

（設定理由）

県内自治体やNPO等から積極的に環境改善に関する優良事例を収集し、それらを「神奈川宣言ネットワーク」を通じて世界へ発信することを呼び水として、アジアの地方自治体間の情報交流を活性化して具体的な成果に結びつけることをめざして、優良事例の収集と発信を目標として設定しました。

これまでは「神奈川宣言ネットワーク」への参加数を目標としていましたが、参加数の拡大よりも情報交流がより重要であるため目標を変更しました。

**◆構成事業◆**

**1 国際環境協力の推進** （環境計画課）

（概要説明）

「ICLEI～持続可能性をめざす自治体協議会」の会員としての活動、「神奈川宣言ネットワーク」を通じた優良事例の収集・発信、「神奈川国際環境協力協議会」による国際環境協力事業の実施を図ります。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 「ICLEI～持続可能性をめざす自治体協議会」会員としての活動	県				
2 神奈川宣言ネットワークを通じた地域の環境改善に関する優良事例の収集・発信	県				
3 神奈川国際環境協力協議会による国際環境協力事業の実施	県、市町村、事業者、団体、NPO				

(事業の概要)

- 1 「ICLEI～持続可能性をめざす自治体協議会」の会員として、地方自治体における環境対策の先進事例に関する情報を入手して本県の環境政策に活用するほか、世界の自治体と連携した事業の実施、本県の蓄積した技術やノウハウ（専門的な技術、情報、知識）の提供などにより、途上国等の地方自治体の環境改善に貢献します。
- 2 県内自治体やNPO等から優良事例に関する情報を収集し、それを「神奈川宣言ネットワーク」を通じて世界に情報発信することにより、途上国等の地方自治体の環境改善に貢献します。
- 3 「神奈川国際環境協力協議会」の会員として、タイにおいて、現地の環境改善や環境教育の推進に向けた取組を推進します。

<b>2 地球環境問題に関する国際的な研究機関に対する支援</b>	<b>(環境計画課)</b>
-----------------------------------	----------------

(概要説明)

人口増加や経済成長の著しいアジア太平洋地域における持続可能な開発の実現をめざし、実践的かつ革新的な戦略的政策研究を行う国際的研究機関として、1998(平成10)年に「(財)地球環境戦略研究機関(IGES)」が設立されました。

県は、地方自治体からの環境分野における国際貢献という観点や研究成果のフィードバックによる県・市町村の政策形成や民間企業の経営戦略形成への貢献が期待できることからIGESを誘致し、IGESの研究活動に対する支援を行っています。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 (財)地球環境戦略研究機関への支援	県				

(事業の概要)

- 1 IGESが実施する環境分野の戦略研究や研究成果の具現化に向けた活動に対し、誘致した自治体としての協力の一環として支援を行います。

## ◆ 概 要 ◆

## [現在の状況]

表情豊かな自然や歴史に培われた文化に恵まれた神奈川の都市は、経済成長期の急激な市街化の進展により、都市の身近な緑地が減少するとともに、市街地が拡大し画一的な都市及びそれを繋ぐ自動車交通網が形成されてきました。その結果、自然や歴史、文化を尊重し、地域の個性を生かした環境形成や魅力ある景観の保全や創造、うるおいやふれあいのある水辺空間の創造、みどりの保全の必要性など、都市のアメニティ★（快適さ）を高めることや、環境負荷の少ない交通環境の整備などが課題となっています。

また、都市における環境問題は、人間の活動の拡大に伴い、単に、大気、水、土壌の汚染といった地域レベルの問題にとどまらず、地球環境レベルに直結するようになっていきます。近年では、地表面被覆の人工化や人工排熱などにより都市部の気温が郊外に比べて高くなるヒートアイランド★現象も生じています。

## [これまでの取組と今後の課題]

## ア これまでの取組

1987（昭和62）年に策定した「魅力ある景観づくり指針」などにより、市町村の景観づくりを支援し、その結果、県内で10市町が景観条例等を制定、2市町が景観に関する指導要綱を作成し、独自に景観まちづくりに取り組んでいます。さらに、2004（平成16）年の景観法の施行に伴い、県としての景観形成の基本姿勢を明確に示すための方策について検討を行い、2006（平成18）年12月に「神奈川県景観条例」を施行しました。

県央・湘南都市圏においては、この都市圏を環境と共生する都市圏へと誘導していくため、事業者が環境共生の取組を計画・実施する際の協議・調整の仕組みとして、2002（平成14）年に「県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱」を施行するとともに、東海道新幹線新駅誘致地区を中心に環境共生のモデル都市をめざすツインシティ★について、2002（平成14）年に県、関係市町及び団体で「ツインシティ整備計画」を策定し、取組を推進しています。

また、身近な自然環境である「川」の整備に当たっては、治水上の安全性を確保した上で、川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然環境の保全や創出を行う川づくりである「多自然川づくり」を進めております。

さらに、農業用水路などについては、農業用水が持つ親水等の多面的機能★を有効活用するための水辺公園などの整備にも取り組んでいます。

なお、その影響が顕在化してきた「ヒートアイランド現象」については、2004（平成16）年度及び2005（平成17）年度に実態調査等を行いました。

## イ 今後の課題

県内のすべての市町村が景観行政団体となり、景観計画を策定するよう促進するとともに、県民の景観に対する認識をさらに高めるために、県は、神奈川県景観条例に基づき、景観づくりに関する総合的、計画的かつ広域的な施策を策定、実施していく必要があります。

水辺づくりに関しては、すべての河川における川づくりの基本である多自然川づくりについて、その川の川らしさを自然環境、景観、歴史・文化等の観点から把握し、その川らしさができる限り保全・創出されるように努めるほか、農業用水路などの整備についても、地域固有の景観や生態系★を保全するための取組を推進していくことが必要です。

さらに、都市における課題であるヒートアイランド現象への対策や、環境に重大な影響を及ぼす自動車交通の流れを円滑にすることなども重要な課題となっています。



### [今後の事業の方向性]

神奈川県景観条例に基づき、景観づくりに関する基本方針を策定します。

また、県民、NPO\*、事業者及び市町村と協働・連携して、景観づくりを進めるための体制を整備するとともに、市町村の景観施策の推進に対する支援等を行います。

また、県央・湘南都市圏においては、環境共生型プロジェクト（環境共生型のまちづくり事業）を誘導・促進するとともに、ツインシティの事業化に向けた取組を進め、環境と共生する都市圏の形成をめざします。

多自然川づくりは、普遍的な川づくりとして、すべての河川における川づくりの基本とするとともに、環境に配慮した農業用水路づくりなどについては、県民がふれあう機会のある場などとして、一層の充実を図ります。

また、ヒートアイランド現象については、2004（平成16）年度及び2005（平成17）年度に実施した調査の結果を踏まえ、対策が必要な地域を中心に、市町村と連携した総合的・効果的な対策を検討・実施していきます。

自動車交通に関しては、環境負荷の少ない公共交通機関利用への転換や、交通管制システムの一層の高度化等による交通流の分散などによる交通の円滑化を図ります。

## ◆ 目 標 ◆

（目標：美しい県土づくりに向けた景観まちづくりの推進）

項 目	実 績			2007年度	2008年度	2009年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
景観まちづくりの推進	景観法の施行	景観条例の検討	景観条例の制定基本方針の検討	神奈川県景観条例施行事業の推進	同左事業の実施・推進	同左事業の実施・推進

（設定理由）

2004（平成16）年の景観法の施行を踏まえ、県としての景観形成に係る基本姿勢を明確に示し、着実に各種の施策を展開するために、2006（平成18）年に神奈川県景観条例を制定しました。この条例に基づいて、基本方針の策定や推進体制の整備などの条例施行事業を総合的に実施することにより、美しい県土づくりに向けた景観まちづくりの推進を図ることを目標としています。

（目標：市町村と連携した総合的なヒートアイランド対策の実施）（再掲）

項 目	実 績			2007年度	2008年度	2009年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
県・市町村ヒートアイランド問題連絡協議会(仮称)による対策の促進	横浜市・川崎市・神奈川県ヒートアイランド問題連絡協議会による検討			県・市町村ヒートアイランド問題連絡協議会(仮称)の設置 両協議会による対策の検討	両協議会による対策の検討、普及啓発等の実施	両協議会による対策の検討、普及啓発等の実施

（設定理由）

ヒートアイランド対策を進めるためには、地域のまちづくりなどを担う市町村と連携を図りながら、地域特性にあった対策を検討し、実施していくことが必要です。そこで、2004年度に設置した「横浜市・川崎市・神奈川県ヒートアイランド問題連絡協議会」における連携だけでなく、県と関係市町村で構成する「県・市町村ヒートアイランド問題連絡協議会(仮称)」を設置し、情報交換等を通じて、地域特性にあった対策を促進していくことを目標としました。なお、2006年度までは、ヒートアイランド問題連絡協議会への参加市町村数を目標としていましたが、横浜市、川崎市との連携が強化した上で、すべての関係市町村と検討を進め、対策を促進していくことがより重要であると考え、目標を変更しました。

## ◆ 構成事業 ◆

### 1 景観まちづくりの推進 (都市整備公園課)

(概要説明)

神奈川県景観条例の施行を踏まえ、市町村や県民等と協働・連携して、景観づくりを推進するための体制を整備します。また、景観と調和した屋外広告行政を推進するため、関係機関と協力して啓発活動・除去活動を行うほか、屋外広告物講習会を開催します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 都市景観の保全と創造	県、市町村				

(事業の概要)

- 1 神奈川県景観条例の施行を踏まえ、県は、景観づくりを推進する上で、市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村の景観計画等策定への支援や広域的な見地からの調整を行うとともに、県民等への普及啓発などに先導的に取り組みます。そして、市町村や県民等と協働・連携して、景観づくりを推進するための体制を整備します。

景観と調和した屋外広告行政を推進するため、関係機関と協力して啓発活動・除去活動を行うとともに、屋外広告物業界の資質向上のため、屋外広告物講習会を政令市及び中核市と合同で開催します。

### 2 環境共生モデル都市圏の形成 (県土整備総務課)

(概要説明)

県央・湘南都市圏においては、環境共生型プロジェクトを誘導・促進するとともに、東海道新幹線新駅誘致地区を中心に環境共生のモデル都市をめざすツインシティの事業化に向けた取組を進め、環境と共生する都市圏の形成をめざします。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 環境共生型プロジェクトの促進	県				
2 環境共生モデル都市ツインシティの整備	県、事業者、市町				

(事業の概要)

- 1 「県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱」の運用や普及啓発を行います。
- 2 まちづくりや新橋などの都市計画決定と早期事業化に向けた取組を進めます。

### 3 ヒートアイランド対策の推進（再掲）（環境計画課、環境科学センター、緑政課、都市整備公園課）

#### （概要説明）

八都県市\*<sup>1</sup>や県内市町村と連携して調査・研究、普及啓発などを行うとともに、これまでに実施した調査の結果から、対策が必要な地域を中心に、市町村と連携しながら、地域特性を踏まえた対策を実施します。

また、ヒートアイランド対策に資する省エネルギーや都市の緑化などを推進します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 八都県市及び県内市町村との連携による 検討・実施 ・八都県市による調査研究・普及啓発の実施	八都県市				
	県、市町村				
2 県施設における率先実行 ・県有施設へのESCO事業* <sup>2</sup> の導入（再掲） ・建物敷地内の緑地の確保の推進	県				
	県、市町村、事業者	制度設計	導入・運用		
3 都市の省エネルギー対策の推進 ・温室効果ガス排出量削減計画書制度（仮称） の導入・運用（再掲） ・環境マネジメントシステム*、マイアジェンダ*登録の普及促進（再掲）	県、市町村、事業者				
	県、市町村、事業者				
4 都市緑化の推進	県、市町村、事業者				

#### （事業の概要）

- 1 首都圏共通の課題として八都県市が共同で調査研究及び普及啓発を実施します。また、「横浜市・川崎市・神奈川県ヒートアイランド問題連絡協議会」に加えて、県と県内の関係市町村からなる「県・市町村ヒートアイランド問題連絡協議会（仮称）」を設置し、両協議会での情報交換等を通じて対策の促進を図ります。さらに、市町村と連携して、気温観測等によりヒートアイランド現象の実態を把握し、地域特性を明らかにするとともに、屋上緑化や壁面緑化等の対策について効果検証を行います。
- 2 省エネルギーと経費節減を可能にするESCO事業を県有施設に導入するとともに、そのノウハウ（専門的な技術、情報、知識）や効果を広く市町村や企業等に情報提供することによって、ESCO事業の導入促進を図ります。また、県施設整備の際に敷地や建物の屋上・壁面を活用し、緑地の確保を推進します。
- 3 エネルギーを使用する一定規模以上の事業所に対して、二酸化炭素排出量やエネルギー消費量の削減を図るための計画書の提出及び結果報告を求める制度の導入・運用を行います。また、企業へのISO14001\*、エコアクション21\*などの環境マネジメントシステムの導入促進、マイアジェンダ登録の普及促進を通じて省エネルギーを推進し、人工排熱の低減を図ります。

\*<sup>1</sup>八都県市：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市

\*<sup>2</sup>ESCO事業：「Energy Service Company」の頭文字をとったもので、ビルや工場の省エネルギー改善に必要な包括的なサービス（省エネルギー診断、設備機器等の整備、省エネルギー効果の検証、設備機器等の維持管理等）を提供する事業。必要な費用は、ESCO事業者により保証された光熱水費の削減分に対応するのが特徴。

- 4 都市公園や大規模緑地など拠点となるみどりを保全するとともに、市町村と連携して屋上・壁面緑化などの様々な手法により身近なみどりを創出します。

**4 自然環境に配慮した水辺づくりの推進** (河川課、砂防海岸課、農地課)

(概要説明)

生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然環境の保全や創出を行う水辺づくりを進めます。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 自然にやさしい川づくり ・多自然川づくりの実施	県				
2 自然にやさしい海岸づくり(再掲) ・生態系に配慮した海岸整備	県				
3 環境との調和に配慮した水路づくり ・親水機能を持たせた農業用水路の整備	県、市町				
4 環境との調和に配慮した魚道づくり ・魚にやさしい魚道の整備	県				

(事業の概要)

- 1 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生育・生息・繁殖環境、及び多様な河川景観を保全・創出する川づくりを行います。
- 2 多くの自然が残されている県立真鶴半島公園の景観や生態系に配慮した真鶴港海岸の整備を行います。
- 3 農業用水が持つ親水機能などを有効活用し、水辺の整備や環境に配慮した農業用水路の整備を行います。
- 4 アユなどの魚類の生息環境を改善するため、農業用の取水堰において、環境との調和に配慮した魚道整備を行います。

**5 交通の円滑化の推進** (警察本部交通規制課)

(概要説明)

交通の流れを改善することを通して、自動車からの排出ガス量の抑制及び環境濃度の低減対策を実施します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 交通実態に適合した交通規制の実施と見直し	県				
2 公共交通機関への転換の促進 ・バス専用(優先)レーン等交通規制の実施	県				

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
3 交通管制システムの高度化などによる交通流の分散・誘導 ・交通管制システムの高度化 ・交通情報の収集・提供装置の整備拡充	県				

(事業の概要)

- 1 道路の新設・改良、交通流・量等交通実態に適合した最高速度、指定方向外進行禁止、駐車禁止等交通規制の実施・見直しにより、交通の円滑化を推進します。
- 2 路線バスの走行環境改善（定時・定速性の確保）によりマイカー利用者の公共交通機関への転換を促し、交通総量抑制を図ります。
- 3 信号制御の高度化や車両感知器による交通情報の収集・提供、交通信号機の集中制御化など交通管制システムの高度化を図るほか、新交通管理システム（UTMS）★の核となる施設として光ビーコン★★の整備推進を行い、旅行時間情報を始めとする交通情報の高度化を推進し、交通流の時間的・空間的分散の効率化を図ります。また、公共車両優先システム（PTPS）★や交通情報提供システム（AMIS）★などにも広く利用します。

---

\*光ビーコン：投受光器と制御機から構成され、赤外線技術を応用して走行車両との間で双方向通信を行う機能と車両感知機能とを併せ持つ装置のこと。投受光器は地上約5.5mの高さに設置され、双方向通信データと車両の存在感知信号は、制御機の伝送部を介して交通管制センターへ伝送される。

## ◆ 概 要 ◆

## [現在の状況]

20世紀の高度経済成長を支えた大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは環境に大きな負荷を与えました。そして、人類は、その結果生じた地球温暖化\*などの環境問題の解決を迫られており、その解決のために、事業活動のあり方やライフスタイル（生活様式）を環境への負荷の少ないものに転換していくことが求められています。

このため、部品やサービスの納入業者に対して ISO14001\*の認証取得を納入の条件とする企業の増加やグリーン購入\*の拡大など、環境保全型の市場が拡大しつつあり、企業活動において、自主的に環境配慮に取り組む必要性・重要性が高まっています。

このような中で、近年、輸出産業や大規模事業者を中心に、環境への負荷を低減させるための自主的な取組が進んでおり、ISO14001の認証取得、環境報告書\*の作成・公表、環境会計\*の導入などの取組が拡大しつつありますが、中小企業などへの浸透はまだ十分とはいえません。

## [これまでの取組と今後の課題]

## ア これまでの取組

ISO14000 シリーズ\*の認証取得に取り組む中小企業者等を対象に、ISO14001 審査登録セミナーの開催等の支援や、県中小企業制度融資（フロンティア資金（地域環境保全対策））による金融支援などを行ってきました。

また、「新アジェンダ 21 かながわ\*」の推進の仕組みとして、県民、企業、行政等が自主的な環境配慮活動を登録・公表する「マイアジェンダ」制度\*を創設し、「かながわE COネットワーク」を設けて、登録者相互の環境配慮活動に関する情報交換・連携を進めています。

さらに、県では2001（平成13）年に「神奈川県グリーン購入基本方針」を定め、物品やサービスを購入する際にその必要性を考えるとともに、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入する「グリーン購入\*」について、県自らが率先して取り組んできました。

## イ 今後の課題

中小企業者等が環境マネジメントシステム\*\*導入に取り組みやすいような支援を行うとともに、環境に配慮した取組に関する情報の公表など、環境に配慮した事業活動を進めるための有効な手法を普及していく必要があります。特に、ISO14001 やエコアクション 21\*などの認証取得に取り組む中小企業に対する手厚い支援が求められています。

また、環境マネジメントの手法の一つであるグリーン購入の市町村や民間企業へのより一層の普及を図る必要があります。

## [今後の事業の方向性]

中小企業者等への環境マネジメントシステムの導入促進を図るためホームページ等を活用して情報提供を行うほか、ISO14001 や中小企業者向け環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 などに関する認証取得の相談会・説明会などを行っていきます。

また、企業の社会的責任を果たすとともに大企業等のグリーン調達基準への対応を図るため、県内企業へのグリーン購入の普及促進を図ります。

\*環境マネジメントシステム：企業などの事業者が、法令などの規制基準の遵守にとどまらず、自主的・積極的に環境保全のための行動をとるための仕組み

## ◆ 目 標 ◆

(目標：事業所における環境マネジメントシステムの導入促進)

(累計)

項 目	実 績			2007 年度	2008 年度	2009 年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
環境マネジメントシステム認証取得事業所数	—	—	1,348	1,550	1,800	2,100

(設定理由)

ISO14001 などの環境マネジメントシステムの認証取得は、環境に配慮した事業活動を進める上で効果的な手法の一つです。これまでは県産業技術センターの ISO14001 審査登録セミナーを受講した事業所のうち半数程度が実際の認証取得に進むことを目標値としてきましたが、県内の事業所がそれぞれの状況に応じた環境マネジメントシステムの認証取得に取り組むことがより有効であると考えられることから、ISO14001 だけではなく、環境省が中小企業者向け環境マネジメントシステムとして設けた「エコアクション 21」など他の中小企業者向け環境マネジメントシステムの認証取得についても目標の対象とし、いずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けている事業所を増加させていくことを目標としました。

## ◆ 構成事業 ◆

### 1 環境マネジメントシステムの普及促進（産業技術センター、金融課、大気水質課、環境計画課）

(概要説明)

県内企業の事業活動の環境配慮型への転換を促進するため、特に中小企業に重点を置いて、ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの普及を促進します。

事業項目	事業主体	2007 年度	2008 年度	2009 年度	
1 ISO14001 認証取得に関する相談及び技術アドバイザーの派遣	県				
2 中小企業制度融資（フロンティア資金（地域環境保全対策））	県、金融機関				
3 中小企業向け環境マネジメントシステム（エコアクション 21*など）の普及促進	県、市町村、事業者				
4 ISO14001 研修会の実施	県				

(事業の概要)

- ISO14001 の認証取得をめざす中小企業が抱える諸問題に対し、産業技術センターに蓄積したノウハウ（専門的な技術、情報、知識）を活用し、相談に応じるとともに、相談の内容により、技術アドバイザーを派遣し、個別に、認証取得のためのシステム構築及び構築後の運用管理について支援します。
- 中小企業の ISO14001 の認証取得を金融面から支援するため、県中小企業制度融資の「フロンティア資金（地域環境保全対策）」の中で、県の認定を受けて ISO14000 シリーズを導入する中小企業者等を対象に、融資を行います。
- 中小企業者向けに設けられた「エコアクション 21」「エコステージ」「KES」などの環境マネジメントシステムの普及を図るため、ホームページ等による情報提供や説明会などを行います。

- 4 県職員だけでなく企業の環境問題担当者を対象としてISO14001に関する研修会を開催することにより、環境マネジメントシステムの普及促進を図ります。

**2 マイアジェンダ制度の普及促進** (環境計画課)

(概要説明)

企業等が環境配慮に向けて自主的に取り組む内容を登録、発信する仕組みである「マイアジェンダ」制度の普及促進を図り、「かながわECOネットワーク」を通じて環境配慮のための実践行動を社会全体に広げていきます。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 マイアジェンダ制度の普及促進	県、市町村、事業者、県民、NPO*				

(事業の概要)

- 1 企業等に対し、「マイアジェンダ」登録を促すとともに、登録した企業等に対して、「かながわECOネットワーク」を通じて環境に配慮した事業活動を進めるための有効な手法についての情報提供等を行うことなどにより、登録企業相互の情報交換や環境配慮活動の連携を進めます。

**3 グリーン購入の普及** (環境計画課)

(概要説明)

物品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「環境にやさしいものの買い方」である「グリーン購入」の普及を図り、環境配慮商品の生産、流通、消費などを通じた環境配慮活動の促進を図ります。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 神奈川県グリーン購入基本方針に基づく率先実行及び市町村、民間への普及促進	県				
2 家電量販店・小売店における省エネラベル*1の掲出等の促進	県、市町村、事業者				
3 環境にやさしい買い物キャンペーンの実施	県、市町村、事業者、NPO				
4 グリーン教育支援システムの推進(再掲)	県				

(事業の概要)

- 1 県において物品・サービスの購入、グリーン配送\*2、グリーン入札\*3について定めた「神奈川県グリーン購入基本方針」に基づき、県自らがグリーン購入を率先実行するとともに、市町村、民間へのグリーン購入の普及を図ります。

\*1省エネラベル：消費者が家電製品を購入する際に、省エネ情報を伝えるラベル

\*2グリーン配送：低公害車の使用及びエコドライブの実施による環境に配慮した物品等の配送

\*3グリーン入札：環境に配慮している企業から物品やサービスを購入すること



- 2 家電量販店や小売店に対し、「省エネラベル」など省エネ情報の表示の徹底や販売員に対する省エネ教育の実施を働きかけることにより、省エネ型家電製品への買い替えの促進を図ります。
- 3 県民の誰もが、毎日の買い物を通して、地球温暖化問題や廃棄物\*問題などの環境問題を考え、ライフスタイルを見直すきっかけとするため、環境にやさしい買い物キャンペーンを実施します。あわせて、小売店に対してもレジ袋の削減や環境配慮商品の販売等呼びかけます。  
こうした取組事例をホームページ等を通して紹介することにより、グリーンコンシューマー\*の育成を図ります。
- 4 「マイアジェンダ」登録校のうち、グリーン購入に関する知識及び情報の習得に必要な学習プログラム等を実施した学校を対象に、環境教育に取り組む個人又はNPO等の協力を得て、環境教育及び環境保全活動に必要な支援を実施する「グリーン教育支援システム」を推進します。

---

\*グリーンコンシューマー：エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入するなど、環境に配慮した行動をする消費者

## ◆ 概 要 ◆

## [現在の状況]

大気汚染防止、排水処理、廃棄物処理などの環境汚染防止分野、省資源・省エネルギーなどの環境負荷低減分野、さらには、資源回収・リサイクル、新エネルギー\*など資源有効利用分野など環境保全に資する技術、製品、サービス等を提供する環境ビジネスは、環境への負荷の少ない持続可能な社会に大きく貢献するものと期待されています。

環境省の「わが国の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の推計（2003（平成15）年）」によると、2000（平成12）年及び2020（平成32）年時点の市場規模及び雇用規模の大きなビジネス分野としては、環境汚染防止関連では廃棄物処理に関するサービスの提供、大気汚染防止用装置の製造が、資源有効利用分野では、再生素材、省エネルギー及びエネルギー管理が挙げられています。

## [これまでの取組と今後の課題]

## ア これまでの取組

環境関連などの新規成長産業分野の創出・集積促進に向け、関連企業・大学・研究機関相互の連携の支援や新たな技術・サービス・ビジネスモデルによる新規創業・新規事業化への支援などを推進してきました。

また、京浜臨海部において、臨海部における工場排熱の有効利用に係る検討への参画や「エコ産業創出協議会」の活動支援など環境関連産業の創出に向けた取組を進めてきたほか、地域資源の活用という観点から、県北・西部を対象に木質バイオマスエネルギー\*\*の導入に関する調査・試験的導入を行ってきました。

## イ 今後の課題

異業種の企業間の連携や製品の共同開発、販路開拓など事業化促進に向けた支援により、環境関連産業の創出を促進していく必要があります。

また、京浜臨海部において、地元企業や市等との連携を図りながら、環境への負荷を低減し、産業活力の向上に繋がるエコ・エネルギー関連産業の促進を図る必要があります。さらに、地域振興という観点から、地域資源を活用した環境関連産業の創出環境の整備を図る必要があります。

## [今後の事業の方向性]

環境関連分野等における異業種の企業間の連携や製品の共同開発、販路開拓など事業化促進に向けた支援に取り組むとともに、京浜臨海部の企業や技術の集積などを生かしながら、高付加価値で、環境共生型のエネルギー産業の創出集積を促進します。

また、県内各地で、その地域の特性・資源を活用した環境関連産業の事業化が促進されるよう、市町村と連携した支援体制を整備します。

\*バイオマスエネルギー：サトウキビやサツマイモのアルコール発酵によって得られるエチルアルコール、海藻や糞尿のメタン発酵によって得られるメタンなど、生物体（バイオマス）によるエネルギー

## ◆ 目 標 ◆

(目標：京浜臨海部におけるエネルギー産業の高度化・統合化の推進)

項 目	実 績			2007年度	2008年度	2009年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
エネルギー産業の高度化・統合化の推進	—	—	エネルギー有効活用の検討	実現方策の検討	関係機関等との調整	推進

(設定理由)

京浜臨海部において、高付加価値で、環境共生型のエネルギー産業の集積促進を図るためには、臨海部に立地する様々なエネルギー産業の高度化、統合化の推進が重要となることから、その実現方策の検討や関係機関等との調整など、高度化、統合化に向けた取組を目標に設定しました。

なお、これまででは環境保全型市場の拡大をめざして、グリーン購入\*の取組方針を持っている「マイアジェンダ\*」登録事業所数の拡大を目標値として設定していましたが、グリーン購入の拡大はプロジェクト「16 環境に配慮した事業活動の促進」の事業内容とすることがよりふさわしいと考え、目標を変更しました。

## ◆ 構成事業 ◆

### 1 環境関連分野など新規成長産業分野における産業振興策の推進 (産業活性化課)

(概要説明)

環境関連分野など新規成長産業分野において事業化促進支援を行うことにより、環境関連分野の産業を振興します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 環境関連分野など新規成長産業分野における事業化促進支援	県、団体		...	...	

(事業の概要)

1 環境関連分野など特に高い成長が期待される新規成長産業9分野を振興するため、異業種の企業間の連携や製品の共同開発、販路開拓など事業化促進に向けた支援を行います。

### 2 京浜臨海部を中心としたエコ・エネルギー関連産業の創出集積の促進 (京浜臨海部活性推進課)

(概要説明)

京浜臨海部におけるエネルギー産業の高度化・統合化やDME (ジメチルエーテル)\*1の活用により、エコ・コンビナートの形成をめざします。また、エコ産業\*2の創出に向けた民間企業の取組を支援します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	

\*1DME (ジメチルエーテル)：化石燃料のほかバイオマスなどを原料として精製が可能な液体燃料。燃焼時に硫黄酸化物やすすを全く発生せず、窒素酸化物\*の発生量も大幅に削減できるなど環境負荷が小さい代替燃料として、ディーゼル自動車燃料、発電用燃料など、幅広い用途での使用が期待されている。

\*2エコ産業：持続可能な社会への転換を図るため、環境負荷を低減するように配慮した製品やサービスなどを提供し、同時に環境に配慮した事業活動・生産活動を行う資源循環のビジネス

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 エネルギー産業の高度化・統合化の推進	国、県、市、事業者				
2 DME（ジメチルエーテル）の活用促進	国、県、事業者				
3 エコ産業の創出支援	県、事業者				

(事業の概要)

- 1 京浜臨海部に立地する石油精製、石油化学、鉄鋼業などのエネルギー産業の高度化、統合化、連携強化による高効率化の動きを促進し、環境共生型のエネルギー産業の集積をめざします。
- 2 京浜臨海部発の新エネルギーとして、DMEの活用による地域からの環境貢献や産業活性化への波及に向け、臨海部等の余剰資源（石油残渣、バイオマス\*等）を利用したDMEの製造方法等の研究を行うとともに、DME燃料供給についてのビジネス化の促進を図ります。
- 3 民間企業が中心となり新たなビジネスモデルの創出をめざす「エコ産業創出協議会」等の活動を支援します。

<b>3 地域資源を活用した環境関連産業の創出支援</b>	(環境計画課)
-------------------------------	---------

(概要説明)

地域の活性化、産業振興という観点から、地域特性を踏まえ、地域の資源を活用した環境関連産業の創出を支援します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 地域特性を踏まえた新エネルギー産業の創出支援	県、市町村				

(事業の概要)

- 1 県北・西部における木質バイオマスの熱源としての利用など、それぞれの地域の特性を踏まえ、その地域の資源を活用した新エネルギー産業の振興を図ります。

\* バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの

## ◆ 概 要 ◆

## [現在の状況]

農林水産業は、食料の供給などの本来的な役割に加え、県土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成や、やすらぎの場の提供など多面的機能\*を有しており、農地や森林が良好に保全されることにより、県民はそれを享受することができます。

しかし、肥料や農薬の使用状況や家畜排せつ物の管理状況によっては、環境へ負荷を与える場合のあることが指摘されています。

また、就業者の高齢化や減少等による耕作放棄地の増加や、林業の長引く低迷などによる森林の荒廃が進行しています。

一方で、2004（平成16）年度に実施した県民ニーズ調査によると「地元で取れた新鮮な野菜や魚を食べたい」という回答が約80%を占めるなど、地場産の農林水産物に対する期待は大きなものがあります。

こうした中で、消費者の安全・健康志向の高まりに応じて、農薬や化学肥料などの使用を減らし、堆肥など有機質資源を有効活用して栽培された新鮮でより安全な農産物を提供する取組が始められています。

## [これまでの取組と今後の課題]

## ア これまでの取組

農薬や化学肥料については、1997（平成9）年度から、2006（平成18）年度までに使用量（成分量）を30%削減することを目標に掲げ、農薬や化学肥料の使用を極力抑えた環境にやさしい農業（環境保全型農業）の推進を図るとともに、家畜排せつ物の堆肥としての活用やマグロの加工残さの加工品の開発など、地域の未利用資源の有効活用を推進してきました。

耕作放棄地は、主として生産条件の悪い地域に発生しがちであることから、用排水施設・農道の整備や農地の集団化・利用集積を進め、土地生産性の向上や農作業の省力化を図るための農業生産基盤の整備などを行い、優良農地の確保に努めてきました。

「かながわブランド\*1」に指定した農林水産物の普及、直売施設など地場流通施設の整備に対する支援など、地元の農林水産物と県民を結びつける取組などを進めるとともに、神奈川の農林水産業に理解を深めてもらうための取組を推進してきました。

また、県産木材の活用を図るため、間伐材の搬出に対して支援を行うほか、市町村や教育関係施設での県産木材の利用促進など、生産から加工、消費までの総合的な対策を推進してきました。

2005（平成17）年11月に全国豊かな海づくり大会を開催し、その基本理念である「海の再生と魚の食文化の創造」を県民に対してアピールしました。その理念に基づき、NPO\*や市民と協働し、アマモ\*2による海の環境改善事業を行うとともに、資源の減少が著しいアワビについて、禁漁区の設定や大型種苗の放流などを柱とした、積極的な資源回復を図るために「アワビ資源回復計画」を2006（平成18）年3月に策定しました。

## イ 今後の課題

環境保全型農業の推進については、2006（平成18）年度までに農薬・化学肥料の使用量を30%削減するという目標に対して、県内向けの主要な農薬卸業者と県内の肥料販売業者を対象に行った農薬・肥料の流通量調査では、農薬は1996（平成8）年度から2004（平成16）年度にかけて29%減少、化学肥料由来窒素は1996（平成8）年度から2005（平成17）年度にかけて37%減少しています。

\*1 かながわブランド：組織的な生産に基づき、品質、生産量並びに供給体制の向上・安定をめざす県内農林水産物及びその加工品を「かながわブランド」として指定している。

\*2 アマモ：浅い砂地に生える海草の一種

今後も、生産者、農業団体と連携を図り、さらに、消費者へ積極的にPRを行うことにより、環境保全型農業が広く認識され、定着するよう努めることが重要です。

また、家畜排せつ物の適正な管理と堆肥としての有効利用を一層推進するなど、地域の未利用資源を有効に活用しながら、農林水産業を進めることが必要です。

耕作放棄地対策としては、農業生産基盤の整備などを行うとともに、耕作放棄地の発生防止や解消に直接的につながっていく取組をさらに進めていくことが必要です。

また、県民の地元の農林水産物に対する期待に応えるよう「かながわブランド」の普及など地産地消\*の取組の一層の推進が必要です。

県産木材の有効活用の促進の取組を着実に進めるためには、木材生産体制の段階的な強化や低質材の新たな用途開拓、公共利用を中心とした先導的な取組をさらに強める必要があります。

豊かな海づくり大会の基本理念である海の再生に基づき、沿岸域の水産資源を維持・増大し、それらを育む海の環境改善や県民への啓発を行う必要があります。

このような取組を総合的に推進することにより、農林水産業の多面的機能が十分に発揮されるように努めることが必要です。

#### [今後の事業の方向性]

環境保全型農業の一層の推進や、家畜排せつ物の適正な管理と有効利用など地域の未利用資源の有効活用を進めることにより、環境と調和した農林水産業の推進を図ります。

また、耕作放棄地の発生防止や解消に努め、良好な農地の保全を図るとともに、農林水産物の地産地消の推進による県内産農林水産物の理解促進、需要拡大や、県産木材の有効活用を通じた森林の保全、豊かな海づくりの推進を図るなど、農林水産業の持つ多面的な機能の発揮により県土の環境保全に寄与します。

## ◆ 目 標 ◆

### (目標：化学肥料、農薬の使用低減の促進)

項 目	実 績			2007 年度	2008 年度	2009 年度
	2004 年度	2005 年度	2006 年度			
化学肥料由来窒素の低減率 (%)	27%	37%	32%	30%以上	30%以上	30%以上
農薬の低減率 (%)	29%	26%	—	30%以上	30%以上	30%以上

### (設定理由)

農林水産業の持つ多面的な機能は環境保全の重要な要素であり、水源かん養機能なども有する農地については、農薬や化学肥料による環境負荷の低減を図ることも必要です。

農薬や化学肥料の使用量は、様々な要因により年度ごとに影響を受けますが、県では 1996 年度を 100 として、2006 年度までに農薬や化学肥料の使用量（成分量）を 30%削減することを目標に掲げ、生産者、農業団体と行政が一体となって、環境保全型農業を総合的に推進してきました。

2006 年度の目標達成に向けてこれまでほぼ順調に削減を実施してきましたが、2007 年度以降も引き続き削減を推進していくこととしました。

### (目標：県内における家畜ふん堆肥化率の向上)

項 目	実 績			2007 年度	2008 年度	2009 年度
	2004 年度	2005 年度	2006 年度			
家畜ふん堆肥化率 (%)	84%	85%	90%	92%	93%	—

(設定理由)

環境と調和した畜産業を推進するために、家畜ふんの堆肥化を進め、地域資源の有効活用を図るとともに、畜産業による環境負荷の低減を図ることが必要です。

そこで、家畜排せつ物の発生量のうち、適正な堆肥化へ仕向けられたものの率として「堆肥化率」を設定しました。

目標数値については、「神奈川県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」の2008年度の目標値93%を踏まえて設定しています。2009年度以降の目標については、国の「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」の改定後(2007年予定)、県計画の作成とあわせて設定します。

(目標：木材生産量の拡大)

項目	実績			2007年度	2008年度	2009年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
木材生産量 (m <sup>3</sup> )	14,000	6,000	11,000	12,000	14,000	16,000

(設定理由)

森林の持つ水源かん養などの多面的機能を高度に発揮するためには、県産木材の有効活用を通じて森林整備を促進していくことが必要です。そこで、県内の木材生産量の拡大を目標としました。なお、2006年度までは農林水産省の「木材需給報告書」に基づき年度別目標を設定していましたが、この調査は製材業者へのサンプル調査をもとに推計したもので、県の独自調査と乖離があることや、国がこの調査を廃止する予定があることから、県の独自調査によるこれまでの実績をもとに、2007年度以降、年間2,000m<sup>3</sup>の増を図ることをめざして数値を設定しています。

(目標：豊かな海づくりの推進)

項目	実績			2007年度	2008年度	2009年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
資源回復計画の策定と実施	アワビ資源回復計画の着手	アワビ資源回復計画の策定	アワビ資源回復計画の実施 東京湾包括的資源回復計画の着手と策定	アワビ資源回復計画の実施 東京湾包括的資源回復計画の実施	アワビ資源回復計画の実施 東京湾包括的資源回復計画の実施	アワビ資源回復計画の実施 東京湾包括的資源回復計画の実施
アマモ場の造成面積 (m <sup>2</sup> )	462	1,913	1,980	2,300	2,300	2,300

(設定理由)

水産業の持つ県民の豊かな食生活への貢献や漁業を通じた水域環境の保全、海や川とのふれあいの場の提供などの多面的な機能を発揮するため、「豊かな海づくり」が必要です。そこで、水産資源の適正な管理・維持・増大とアワビやシャコなどの重要水産資源の回復を図るとともに、NPOなどとの協働・連携により藻場を造成し、漁場環境の改善と県民に対する海の世界保全に関する意識啓発を行うことを目標としました。

なお、アマモ場の造成面積の年度別目標値については、「かながわ水産業活性化指針」をもとに設定しています。

## ◆ 構成事業 ◆

### 1 環境保全型農業の総合的推進 (農業振興課)

#### (概要説明)

環境保全型農業推進運動の推進宣言団体との協定締結やエコファーマー<sup>\*1</sup>の認定等を通じて環境保全型農業の拡大と生産技術支援を行うとともに、県民の理解の促進を図ります。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 環境保全型農業の実践者の拡大	県、事業者				
2 技術支援	県				
3 県民の理解の促進	県、事業者				

#### (事業の概要)

- 1 環境保全型農業推進運動の推進宣言団体との協定締結やエコファーマーの認定を推進します。
- 2 「環境保全型農業栽培技術の手引」の改訂など、新しい技術の定着を図ります。
- 3 シンボルマーク利用の推進や各種イベントを利用し環境保全型農業の取組のPRを行います。

### 2 家畜排せつ物など地域の未利用資源の有効活用の促進 (畜産課、農業振興課、水産技術センター)

#### (概要説明)

家畜排せつ物など地域の有機性資源の処理・利用施設の整備や、畜産環境保全の指導・調査、家畜ふん堆肥流通に関する情報提供等を行うなど、有機性資源の有効活用を促進します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 家畜排せつ物処理・利用施設等の整備への支援	県				
2 畜産バイオマス <sup>*2</sup> リサイクルの推進	県				
3 食品残さ等の再利用施設の整備への支援や低利用水産資源の商品化の促進	県				

#### (事業の概要)

- 1 家畜排せつ物の適正な管理と堆肥としての有効利用を促進するため、畜産農家と耕種農家の連携を促進するための、家畜排せつ物処理・利用施設や必要な機械等の整備を支援します。
- 2 家畜排せつ物等のバイオマスを適正に管理し、地域における有効利用を促進し、環境と調和のとれた循環型社会の構築を図るため、生産者への指導や調査・研究を行います。
- 3 食品残さ等の再利用施設の整備への支援や低利用水産資源の商品化の促進を図ります。

\*1 エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくりや化学肥料・農薬の使用低減を一体的に行うことを内容とする計画を知事に提出して、認定を受けた農業者の愛称

\*2 バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの



3 農地の保全による多面的機能の発揮

(農地課)

(概要説明)

中高年ホームファーマー事業による耕作放棄地の解消や中山間地域などの農地の保全活動への支援により、農地の保全に取り組みます。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 中高年ホームファーマー事業の推進	県				
2 中山間地域などにおける農地保全活動への支援	県、市町村				
3 地域の共同取組による農地の有効利用の促進	県、市町村、団体				

(事業の概要)

- 1 耕作放棄地を県が借り受け、中高年者などの耕作能力を持った県民に貸し出し農地の保全を図るとともに、県民にゆとりと生きがいの場を提供します。
- 2 中山間地域などにおける耕作放棄を未然に防止し、農業生産の維持向上と多面的機能の確保を図るため、農業生産活動等の地域ぐるみの取組に対し支援します。
- 3 耕作放棄地の解消や農業用水路等の長寿命化など、農業生産の基盤となる農地や農業用水などの資源を保全する地域の共同活動に対して支援します。

4 地産地消の推進

(農業振興課、水産課)

(概要説明)

大型直売センターなどの整備による販路の拡大や、かながわブランドの推進、魚食普及の推進を図ることなどにより地産地消に取り組みます。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 直売施設など地場流通施設の整備への支援	県				
2 かながわブランドの推進	県、事業者				
3 魚食普及の推進	県				

(事業の概要)

- 1 地産地消を推進し、県内農水産物の安定供給を図るための大型直売センターなどの整備に対する支援を行います。
- 2 「かながわブランド」のブランド力の強化を推進し、「かながわブランド」の新たな展開を図ります。
- 3 漁業に対する理解と魚食の普及を図るため、魚食普及交流会を開催します。

5 県産木材の有効活用の促進

(森林課)

間伐材の搬出支援などによる木材の安定供給、高品質な県産木材（製材品）の生産体制強化やストックヤード（一時保管所）の整備による製材品の安定流通、さらには、学校などの公共施設における県産木材利用への支援や住宅生産者との連携強化による県産木材の需要拡大を一体的に進めます。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 間伐材の搬出等の支援 ・間伐材の搬出促進	県				
2 認証木材の安定供給の推進 ・県産木材供給拠点の整備支援	県、事業者				
3 県産木材の需要・消費拡大の推進 ・森林循環フェアの開催 ・公共木造施設等の整備	県、事業者				

(事業の概要)

- 1 間伐材の有効活用を促進するために、集材・搬出等に対する支援を行います。
- 2 県産木材の加工・流通の核となる県産木材供給拠点の民間による整備を支援して、品質や産地が明確な県産木材製品の生産・流通体制を構築します。
- 3 無垢の柱をはじめ合板など多様な県産木材製品のフェアの開催や公共施設への活用などを通じて県産木材の普及・PRを促進し、需要・消費の拡大を進めます。

6 豊かな海づくりの推進

(水産課)

(概要説明)

豊かな海づくり大会の基本理念である「海の再生と食文化の創造」に基づき、沿岸域の水産資源の維持・増大と、それらを育む海の環境改善を推進するため、アワビやシャコなどの重要水産資源回復計画を実施するとともに、NPO等と協働でアマモ場を造成し、県民への啓発を行います。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 資源回復計画の実施	県、市町村、事業者、				
2 アマモによる海の環境改善	県、市町村、県民、事業者、NPO				

(事業の概要)

- 1 アワビやシャコなどの重要水産資源の増大を図るため、三浦半島のアワビと東京湾の底びき網漁業を対象とした資源回復計画を実施します。
- 2 海の環境改善を図るため、漁業者やNPO等と協働でアマモ場を造成し、県民に海の環境改善の取組を啓発していきます。

## ◆ 概 要 ◆

### [現在の状況]

地球温暖化<sup>\*</sup>の防止、循環型社会の形成、自然環境の保全・再生など、現在、環境問題については課題が山積していますが、それらの課題を解決するためには、行政のみならず、県民・NPO<sup>\*</sup>、事業者等すべての行動主体が積極的に環境保全活動に取り組む必要があります。

そのような状況の中で、環境教育を推進し、環境保全についての国民一人一人の意欲を高めていくことなどを目的として、2003(平成15)年10月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が施行されました。

今後、学校、地域・職域において環境教育をより一層推進し、環境問題を幅広くとらえて「自ら考え、選択して行動する人」を育成する必要があります。

### [これまでの取組と今後の課題]

#### ア これまでの取組

小・中学校では、教職員の知識や意識を高めるための研修や教師用指導資料の作成、研究委託校における研究、学校教育放送番組の制作など様々な取組を行うとともに、県民、企業、行政等が自主的な環境配慮活動を登録・実践する制度である「マイアジェンダ<sup>\*</sup>」に登録して環境教育・学習に取り組む学校に対しては「グリーン教育支援システム<sup>\*</sup>」を実施するなど、学校における環境教育を支援してきました。

高等学校においては、理科等の教科・科目や総合的な学習の時間で「環境」に関わる内容を扱ったり、「環境」に関わる学校設定教科・科目を設置してきました。また、生徒会活動や学校行事、部活動等に位置付けて取り組んできた例もあります。さらに、2004(平成16)年度から、先進的に環境教育を推進する環境教育拠点校を指定するとともに、2005(平成17)年度から高校生による環境シンポジウム(高校生による学習発表に基づく研究交流)を開催しています。

また、大学生については、環境に関する活動を行っている企業、団体、行政等での就業体験の機会を提供する環境インターンシップ<sup>\*</sup>制度を設け、環境意識の高い人材の育成を図っています。

このほか、かながわ県民センター内に設けた環境教育・学習に関する情報提供・相談の拠点である「アジェンダ21 かながわ環境情報相談コーナー(愛称:かながわエコBOX)」をNPO等と協働・連携して運営し、環境情報コーディネーター<sup>\*1</sup>、学校を含む地域全体の環境教育に対する支援を行いました。

さらに、地域においては、「かながわボランティア活動推進基金21」を活用してNPO法人と協働で学校に設置した太陽光発電設備を活用して「地球温暖化対策地域学習センター」を開設し、児童・生徒はもとより地域住民に対しても環境教育を実施したほか、子どもたちが地域で楽しみながら自主的に環境活動・学習を行う「こどもエコクラブ<sup>\*2</sup>」の活動を支援するため、県内交流会等を実施しました。

#### イ 今後の課題

学校教育については、環境問題やエネルギー問題についての正しい理解を深め、これらの問題について自ら考え、行動できるような児童・生徒の育成をめざしたカリキュラム(教育課程)の研究や、

<sup>\*1</sup>環境情報コーディネーター:「アジェンダ21 かながわ環境情報相談コーナー(愛称:かながわエコBOX)」に常駐し、環境全般に関する相談への対応や、ホームページ「かながわの環境」やメールマガジン(電子メールを活用した情報誌)を活用した環境情報の発信、環境教育に必要な情報・資料の提供等のコーディネート(調整)などを行っている。

<sup>\*2</sup>こどもエコクラブ:環境省では、1995(平成7)年度より各都道府県及び市区町村の協力を得て、地域の環境や地球環境に関する活動を行う幼児から高校生までのグループを「こどもエコクラブ」として、募集し、支援を行っている。子どもと活動を支える一人以上の大人(サポーター)で構成されている。

環境教育を推進するための教育実践の普及、環境教育指導者の育成等を行うとともに、「グリーン教育支援システム」の定着を図るなど、環境教育推進のための基盤を強化していく必要があります。

また、環境インターンシップ制度や環境情報の提供・相談対応の充実、こどもエコクラブ活動の支援の強化など、学校を含む地域全体での環境教育・実践活動を支援する体制の整備が課題となっています。

#### [今後の事業の方向性]

小・中学校においては、文部科学省主催等の研修会へ教員を派遣するなどの教職員の知識や意識の向上を図るための取組や、2004(平成16)年度に改訂した環境教育指導資料を活用した教育実践の普及などにより、効果的な授業展開を支援するとともに、学校・家庭・地域が一体となって身近な問題から取り組んでいけるよう、関係機関とも連携し、環境教育の一層の充実に努めていきます。

高等学校においては、先進的に環境教育を推進する環境教育拠点校における取組の成果の普及や教育課程に関する研究を進めるとともに、2005(平成17)年度に改訂した環境教育指導資料を活用した教育実践の普及や、文部科学省主催の研修会等への教員の研修機会の拡充を行うなど、環境教育を推進していきます。

また、マイアジェンダ登録者や地球温暖化防止活動推進員\*のネットワークを活用した学校・地域での環境教育・学習及び実践活動のための仕組みづくりとその定着を進めるとともに、あらゆる行動主体が行う環境教育・学習を一層進められる環境(情報、人材、場所、教材等)を整備します。

## ◆ 目 標 ◆

(目標：学校におけるマイアジェンダ登録の推進)

(累計)

項 目	実 績			2007年度	2008年度	2009年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
マイアジェンダ登録 学校数	33	219	399	610	840	1,070

(設定理由)

学校において、次代を担う子どもたちに環境への配慮の重要性を認識してもらう環境教育を実施することは、家庭や地域への波及という効果も期待できるなど、環境教育を推進する上で非常に効果的なものです。そこで、「学校のマイアジェンダ」の登録を契機として学校における環境教育の充実・強化を図ってほしいという趣旨で、マイアジェンダ登録校(小・中・高等・特別支援学校)数を目標値としました。

なお、これまでは、2006年度までに1,300校の登録を目標としてきましたが、これは県内の小・中・高等・特別支援学校を合わせた学校数の約7割という高い目標であり、これまで校長会での働きかけや登録用紙の見直しなど様々な登録促進策を行ってきたものの達成できませんでした。そこで、これまでの実績を勘案し、2008年度までに小・中・高等・特別支援学校の約5割の登録をめざすこととして目標値を見直しました。

## ◆構成事業◆

### 1 学校における環境教育の推進

(子ども教育支援課、高校教育課、環境計画課)

(概要説明)

教職員の知識や意識を高めるための研修を行うとともに、学校における効果的な授業展開を支援することなどにより、各校の環境教育への取組をさらに進め、児童・生徒の環境に配慮した自主的な取組を促進します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 小・中学校における環境教育の推進	県				
2 高等学校における環境教育の推進	県				
3 NPOなどと協働・連携した県内小・中・高等学校での体験型授業の実施（再掲）	県、NPO、事業者				

**(事業の概要)**

- 1 教職員の知識や意識を高めるための研修を行います。  
また、2004（平成16）年度に改訂した環境教育指導資料（小・中学校編）の各学校の活用についての指導をします。  
さらに、文部科学省主催等の研修会へ教員を派遣し研修機会を設けるなど、環境教育指導者の育成に努めます。
- 2 理科等の教科活動や総合的な学習の時間、特別活動・部活動等で環境教育に関わる内容を扱ったり、「環境」に関わる学校設定教科・科目を設置します。また、2005（平成17）年度から実施している高校生による環境シンポジウム（高校生による学習発表に基づく研究交流）を引き続き開催します。  
環境問題について自ら考え、行動できる生徒を育成するための教育を推進する環境教育拠点校の取組成果を生かしながら、2005（平成17）年度に改訂した環境教育指導資料を活用した教育実践の普及や教育課程に関する研究を行います。  
また、文部科学省主催の研修会等への教員の研修機会の拡充を行うなど、環境教育指導者の育成に努めます。
- 3 学校教育を通じて地域社会での新エネルギー・省エネルギーの普及啓発、導入促進を図るため、県内に在住又は在勤で、新エネルギー・省エネルギーに関して豊富な知識・経験を有する方を講師として小・中・高等学校に派遣して、体験型の授業を実施します。

<b>2 地域における環境教育の推進</b>	<b>(環境計画課)</b>
------------------------	----------------

**(概要説明)**

NPO、企業等、様々な主体と協働・連携した、地域における環境教育・実践活動の取組を支援します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 環境インターンシップ制度の推進	県				
2 こどもエコクラブ活動の支援	県				
3 NPOや企業と連携した環境教育の実施	県、NPO、事業者				

**(事業の概要)**

- 1 大学生に環境に関する活動を行っている企業、団体、行政等での就業体験の機会を提供することにより、環境意識の高い人材の育成を図ります。
- 2 子どもたちが、地域で楽しみながら自主的に環境学習や環境保全に関する活動を行う「こどもエコクラブ」活動を支援するため、県内交流会やサポーター研修会等を実施します。

- 3 NPOや企業と協働・連携して学校、家庭、地域・職域における環境教育を進めます。

### 3 環境教育を支援する仕組みづくり

(環境計画課、環境科学センター)

#### (概要説明)

様々な行動主体が行う環境教育・実践活動を支援するため、適切な情報提供・相談を実施するとともに、学校での環境教育を支援する人材・資材等を支援する制度を推進します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 環境情報コーディネーターによる相談・コーディネートの推進	県				
2 グリーン教育支援システムの推進	県				
3 環境保全活動実践者の育成・活用システムの整備	県				

#### (事業の概要)

- 1 環境情報コーディネーターによる、環境保全に関する市民活動団体の情報提供・共有のためのメールマガジン（電子メールを活用した情報誌）の発行や、ホームページ「かながわの環境」による「マイアジェンダ」の具体的取組方法等、環境教育・実践活動に役立つ情報の発信を行うとともに、環境学習に関する相談・関係者間のコーディネート（調整）を行います。
- 2 「マイアジェンダ」登録校のうち、グリーン購入に関する知識及び情報の習得に必要な学習プログラム等を実施した学校を対象に、環境教育に取り組む個人又はNPO等の協力を得て、環境教育及び環境保全活動に必要な支援を実施する「グリーン教育支援システム」を推進します。
- 3 環境に関心のある一般県民を環境保全活動を行っている実践者に育成し活用するシステムの整備を進めます。

### 4 環境情報の提供と相談対応の推進(再掲)

(環境計画課、環境科学センター)

#### (概要説明)

県の環境情報ホームページ「かながわの環境」やメールマガジン等を活用して、わかりやすい環境情報を提供します。また、環境全般についての相談、学校とNPO等とのコーディネートなど、幅広いニーズに対応できる相談を行います。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 ホームページ「かながわの環境」による環境情報の提供	県				
2 環境情報コーディネーターによる情報発信、相談・コーディネートの推進	県				
3 大気汚染常時監視システムによる環境情報の整理・提供	県				

#### (事業の概要)

- 1 県の環境情報ホームページである「かながわの環境」において、環境行政に関する情報や県内の環境関連イベントの情報など、環境に関する情報を提供します。

- 2 環境情報コーディネーターによる、環境保全に関する市民活動団体の情報提供・共有のためのメールマガジンの発行や、ホームページ「かながわの環境」による「マイアジェンダ」の具体的取組方法等、環境教育・実践活動に役立つ情報の発信を行うとともに、環境学習に関する相談・関係者間のコーディネートを行います。
- 3 大気汚染常時監視システムにより、大気汚染状況を常に把握し、光化学スモッグ\*注意報の発令や、わかりやすく整理した広域的な汚染状況等の情報を、インターネット、携帯電話等を利用して提供します。

<b>5 環境にやさしいライフスタイルの促進</b>	<b>(環境計画課)</b>
----------------------------	----------------

**(概要説明)**

環境にやさしい買い物キャンペーンを実施するとともに、夏らしいライフスタイル（生活様式）などの実施を呼びかけることにより、環境にやさしいライフスタイルの普及促進を図ります。

事業項目	事業主体	2005年度	2006年度	2007年度	
1 環境にやさしいくらしの推進	県、市町村、事業者、NPO				
2 環境にやさしい買い物キャンペーンの実施（再掲）	県、市町村、事業者、NPO				

**(事業の概要)**

- 1 環境と調和した暮らしの普及を促進するため、「夏のライフスタイル\*1」「冬のライフスタイル\*2」の普及啓発等を行います。また、「自由研究・実践レポートコンクール」及び「もったいない作文コンクール」を開催することにより、小・中学生、高校生への働きかけを行います。
- 2 県民の誰もが、毎日の買い物を通して、地球温暖化問題や廃棄物\*問題などの環境問題を考え、ライフスタイルを見直すきっかけとするため、環境にやさしい買い物キャンペーンを実施します。併せて、小売店に対してもレジ袋の削減や環境配慮商品の販売等を呼びかけます。  
こうした取組事例をホームページ等を通して紹介することにより、グリーンコンシューマー\*3の育成を図ります。

\*1夏のライフスタイル：軽装など夏らしい過ごし方のこと

\*2冬のライフスタイル：適温暖房など冬らしい過ごし方のこと

\*3グリーンコンシューマー：エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入するなど、環境に配慮した行動をする消費者

## ◆ 概 要 ◆

## [現在の状況]

今日の環境問題の多くは、自動車からの排出ガスによる大気汚染の問題や廃棄物\*の問題、地球温暖化\*の問題など、私たちの日常生活や通常の事業活動が原因となって生じていますが、このような環境問題を解決していくためには、県はもとより、県民、企業、NPO\*、市町村などあらゆる行動主体が常に環境に配慮し、かつ、協働・連携して取組を進めることが必要です。

県内では、NPOが自然保護やリサイクル、省エネルギーなど様々な活動を行っており、また、企業においてもISO14001\*の認証取得、環境報告書\*の作成・公表、環境会計\*の導入などに見られるように環境を意識する動きが活発化しつつあります。

こうした中で、環境配慮を進める、県民、企業、NPO、行政などの各行動主体が、対等な立場で相互に協働・連携し、環境問題の解決に向けて取り組む「パートナーシップの取組」を推進していくことが求められています。

## [これまでの取組と今後の課題]

## ア これまでの取組

- 「新アジェンダ21 かながわ\*」の推進

1992（平成4）年6月に開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」では持続可能な開発を実現するための行動計画である「アジェンダ21\*」が採択されましたが、アジェンダ21は地域においてその地域版であるローカルアジェンダを策定することを求めています。

これを受けて、本県では、1993（平成5）年1月に我が国初のローカルアジェンダである「アジェンダ21 かながわ」を採択するとともに、その推進母体として「かながわ地球環境保全推進会議\*」を設立し、県民、企業、行政が3者一体となった協働の取組や各構成団体がそれぞれの立場で地球環境保全に向けた自主的な取組を展開してきました。

そして、「地球サミット」から10年経過した2002（平成14）年8月に「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」が開催されましたが、本県では、そこでの議論を踏まえて、県民、企業、NPO、行政などの参加と協働により「アジェンダ21 かながわ」を改定し、2003（平成15）年10月に「新アジェンダ21 かながわ」を採択しました。新アジェンダでは、30年後の神奈川のめざす「将来像（ビジョン）」と今後10年間の各行動主体の「行動計画（アクション）」が示されています。

また、「新アジェンダ21 かながわ」の推進の仕組みとして、各行動主体が自主的に自らが取り組む環境配慮行動を登録・公表することにより環境配慮活動の実践に向けた取組の「環」を広げる「マイアジェンダ\*制度」を構築し、その普及を図っています。

また、2005（平成17）年6月には、ワンガリ・マータイさんが提唱する「もったいない運動」に賛同し、個人のマイアジェンダ登録項目の中から“もったいない”に関連する項目をピックアップした「マイアジェンダ登録“もったいないバージョン”」を設け、個人登録の促進を図っています。

また、環境保全に関する実践活動に取り組む学校、企業、NPO等の取組を支援するため、かながわ県民センター内に「アジェンダ21 かながわ環境情報相談コーナー（愛称：かながわエコBOX）」を設置し、NPO等と協働・連携して環境保全活動に関する情報提供・相談業務を行っています。

\* マイアジェンダ登録“もったいないバージョン”：ノーベル平和賞を受賞されたケニアの前環境副大臣のマータイさんが、2005（平成17）年2月に来日された際に、資源を大切にす意味の日本語「もったいない」という言葉に深く共鳴され、それ以来「この言葉を国際語にしたい」と世界各地で呼びかけている。これが「もったいない運動」であるが、この運動に賛同し、個人向けマイアジェンダ登録の項目のうち、「もったいない」に関連する項目をピックアップしたのが、「マイアジェンダ登録“もったいないバージョン”」。



- 「アジェンダ21 桂川・相模川」の推進など流域環境保全行動の推進
 

相模川とその上流の桂川の流域環境保全を図るため、神奈川県及び山梨県内の市民、事業者、行政が参画し、対話を重ね、桂川・相模川流域協議会において、1998（平成10）年1月に、「アジェンダ21 桂川・相模川」が採択されました。

「アジェンダ21 桂川・相模川」は、1992（平成4）年6月の「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で採択された「アジェンダ21」を受けたもので、桂川・相模川の流域環境保全を図るための市民、事業者、行政の行動計画です。このアジェンダに基づき、市民、事業者、行政が一体となって流域環境保全のための行動を実施しています。

また、酒匂川とその上流の鮎沢川については、1998（平成10）年度に「酒匂川水系保全協議会」に静岡・神奈川の両県で参画し、鮎沢川・酒匂川流域の環境保全を図るため、行政と事業者が一体となった取組を進めています。
- ボランティア活動\*\*の推進
 

かながわ県民活動サポートセンターにおいてボランティア活動の場や情報の提供等を行っているほか、2001（平成13）年4月には、ボランティア活動の推進を目的として、「かながわボランティア活動推進基金21」を設置しました。

## イ 今後の課題

- 「新アジェンダ21 かながわ」の推進
 

「新アジェンダ21 かながわ」に基づき、持続可能な社会の実現に向けた、県民、企業、NPO、行政などの協働・連携を推進し、環境配慮の取組の「環」をさらに広げていくため、「マイアジェンダ」登録の拡大を図ることが必要です。

また、県民、企業、NPO、行政などの行動主体が、それぞれの役割・責任を分担しつつ、相互に協働・連携して環境保全活動を進めるため、必要な情報の提供と交流、実践に関するコーディネート（調整）機能の充実・強化が必要です。
- 「アジェンダ21 桂川・相模川」の推進など流域環境保全行動の推進
 

県外の上流域を含めて市民、事業者、行政が一体となった流域環境保全行動をさらに広めていく必要があります。
- ボランティア活動の推進
 

県とNPO等がそれぞれの特性や資源を生かしあうことにより、拡大し多様化する県民ニーズに的確に対応するため、今後、さらにボランティア活動への支援の充実やNPO等との協働の推進に努める必要があります。

## [今後の事業の方向性]

様々な行動主体が協働・連携して環境配慮の取組を進めるためには、まず、県民一人一人が環境に配慮した行動を実践することが必要であることから、今後とも個人の「マイアジェンダ登録」を促進します。併せて、企業、NPOなどマイアジェンダ登録も促進し、環境配慮行動の「環」を広げます。

また、環境保全活動に関する情報提供・相談の拠点である「かながわエコBOX」の情報提供機能の強化及びコーディネート機能の充実を図ります。

県外上流域を含めた河川の流域について、市民、事業者、行政が一体となった環境保全行動の推進を図ります。

県とNPO等がそれぞれの特性や資源を生かしあうことにより、拡大し多様化する県民ニーズに的確に対応するため、今後、さらにボランティア活動への支援の充実やNPO等との協働の推進を図ります。

---

\*ボランティア活動：ボランティアやNPOが行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の公益的活動（いわゆる宗教、政治、選挙活動を除く）のこと

## ◆ 目 標 ◆

(目標:マイアジェンダ登録数の拡大)

(累計)

項 目	実 績			2007年度	2008年度	2009年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
マイアジェンダ登録数 (うち個人のマイア ジェンダ登録数)	3,598 (623)	43,346 (39,713)	54,330 (47,819)	67,800 (61,000)	81,300 (74,000)	94,800 (87,000)

(設定理由)

県民、企業、NPO、行政などあらゆる行動主体のパートナーシップにより環境の保全と創造を進めるためには、あらゆる行動主体が自主的な環境配慮を実践し、その取組の「環」を広げていくことが重要です。

そこで、県民、企業、NPO、行政などの参加と協働により持続可能な社会をめざす「新アジェンダ 21 かながわ」を推進するため創設された仕組みである「マイアジェンダ」登録の拡大を図ることを目標としました。

なお、あらゆる行動主体のパートナーシップにより環境の保全と創造を進めるためには、まず県民一人一人が環境配慮を実践することが必要であることから、これまでどおり、個人のマイアジェンダ登録数も目標値としています。

年度別の目標数値については、これまでの実績を踏まえ、年間 13,500 件程度の増をめざすこととして設定しています。

## ◆構成事業◆

### 1 環境情報の提供と相談対応の推進

(環境計画課、環境科学センター)

(概要説明)

県の環境情報ホームページ「かながわの環境」やメールマガジン（電子メールを活用した情報誌）等を活用して、わかりやすい環境情報を提供します。また、環境全般についての相談、学校とNPO等とのコーディネートなど幅広いニーズに対応できる相談を行います。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 ホームページ「かながわの環境」による環境情報の提供	県				
2 環境情報コーディネーター*による情報発信、相談・コーディネートの推進	県				
3 大気汚染常時監視システムによる環境情報の整理・提供	県				

(事業の概要)

- 1 県の環境情報ホームページである「かながわの環境」において、環境行政に関する情報や県内の環境関連イベントの情報など、環境に関する情報を提供します。
- 2 環境情報コーディネーターによる、環境保全に関する市民活動団体の情報提供・共有のためのメー

\*環境情報コーディネーター：「アジェンダ 21 かながわ環境情報相談コーナー（愛称：かながわエコBOX）」に常駐し、環境全般に関する相談への対応や、ホームページ「かながわの環境」やメールマガジン（電子メールを活用した情報誌）を活用した環境情報の発信、環境教育に必要な情報・資料の提供等のコーディネート（調整）などを行っている。

ルマガジンの発行や、ホームページ「かながわの環境」による「マイアジェンダ」の具体的取組方法等、環境教育・実践活動に役立つ情報の発信を行うとともに、環境学習に関する相談・関係者間のコーディネートを行います。

- 3 大気汚染常時監視システムにより、大気の汚染状況を常に把握し、光化学スモッグ★注意報の発令や、わかりやすく整理した広域的な汚染状況等の情報を、インターネット、携帯電話等を利用して提供します。

**2 ボランティア活動の推進** (県民総務課NPO協働推進室)

(概要説明)

かながわ県民活動サポートセンターや「かながわボランティア活動推進基金21」によりボランティア活動支援の充実やNPO等との協働の推進を図ります。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 ボランティア活動の推進	県、市町村、NPO				

(事業の概要)

- 1 かながわ県民活動サポートセンターにおけるボランティア活動の場や情報の提供等の充実を図るとともに、「かながわボランティア活動推進基金21」によりNPO等と県との協働事業などを進めます。

**3 パートナーシップによる地球環境保全の推進** (環境計画課)

(概要説明)

かながわ地球環境保全推進会議による県民、企業、NPO、行政などのパートナーシップによる取組の推進を図ることにより、地球環境保全を進めます。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 パートナーシップによる地球環境保全推進事業の実施	県、市町村、事業者、県民、NPO、団体				

(事業の概要)

- 1 「新アジェンダ21かながわ」の推進母体である「かながわ地球環境保全推進会議」の活動を支援することにより、持続可能な社会づくりに向けたパートナーシップによる地球環境保全のための取組を進めます。

**4 流域環境保全行動の推進** (大気水質課)

(概要説明)

本県の水道水源である相模川、酒匂川について、県外上流域を含めて市民、事業者、行政が一体となって流域環境保全行動を進めます。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 流域環境保全行動の推進	県、市町村、県民、事業者				

**(事業の概要)**

1 上流の桂川を含めた相模川の流域環境保全に取り組むための神奈川県・山梨両県の共同の仕組みとして設立した市民、事業者、行政による「桂川・相模川流域協議会」において、行動計画である「アジェンダ21 桂川・相模川」に基づく流域環境保全行動を流域市町村、市民、事業者と一体となって推進していくとともに、これまでの活動を踏まえ、新たな展開を検討します。

また、上流の鮎沢川を含めた酒匂川の流域環境保全に取り組むための神奈川県・静岡両県の共同の仕組みとして参画した事業者、行政による「酒匂川水系保全協議会」において、「酒匂川・鮎沢川水系サミット宣言」に基づく流域環境保全行動を流域市町、事業者と一体となって推進します。

## ◆ 概 要 ◆

### [現在の状況]

環境問題の解決には、その原因や影響を解明し、効果的な対応を検討するための調査・研究の実施が必要不可欠です。また、PDCAサイクル<sup>\*1</sup>に基づく環境政策を推進していくために、今後生じ得る環境問題の検出と対応のための調査・研究も必要となっています。

### [これまでの取組と今後の課題]

#### ア これまでの取組

技術革新の進展、ライフスタイル（生活様式）、事業活動のあり方等の著しい変化は、環境問題を産業公害から都市・生活型公害へ、局地汚染から広域汚染へ、さらに地球規模の環境問題へと拡大させてきました。

この状況を受け、環境問題について総合的な調査・研究を行い、課題解決に向けて、科学的知見の充実を図るため、1991（平成3）年には公害センターを改組した環境科学センターを、また、2000（平成12）年には、みどりの保全と創造のため、関連する五つの機関を統合した自然環境保全センターを設置するなどにより、様々な環境関連の調査・研究を実施してきました。

#### イ 今後の課題

今後の調査・研究の推進に当たっては、企業、大学との連携や役割分担を進めるとともに、地域ニーズに対応した調査・研究、県民に対する研究成果の公開など、より積極的な対応が課題となっています。

### [今後の事業の方向性]

良好な環境を保全・創造していくために、地域の特質や課題を踏まえた調査・研究を実施するとともに、課題の効率的な解決に向けて企業、大学及び県試験研究機関との連携を推進します。

また、得られた成果はわかりやすく公開するなど、情報提供の充実を図り、県民、事業者、行政が情報を共有し、一体となって良好な環境の保全と創造を推進します。

## ◆ 目 標 ◆

(目標：環境問題の解決に向けた調査・研究の実施と施策等への活用の推進)

(累計)

項 目	実 績			2007年度	2008年度	2009年度
	2004年度	2005年度	2006年度			
調査・研究の個別課題数 <sup>*1</sup>	391	412(21)	425(13)	調査・研究の実施	調査・研究の実施	調査・研究の実施
施策・事業等への活用状況 <sup>*2</sup>	—	96	118(22)	施策等への活用	施策等への活用	施策等への活用

<sup>\*1</sup> 環境科学センター、自然環境保全センターが現在の組織に改組・統合されてからの課題数で累計。但し、( )内は新規課題数

<sup>\*2</sup> 環境科学センターの活用状況は、2003年度の組織再編以後の確認数である。

(設定理由)

\*PDCAサイクル：Plan(プラン：目的・目標・プログラムを定める)、Do(ドウ：実行する)、Check(チェック：定期的に取り組み状況を点検・是正する)、Action(アクション：全体を見直す)により継続的に改善を図る考え方

様々な環境問題を解決するには、状況の把握、原因解明及び技術開発などの、調査・研究を推進するとともに、その成果を積極的に発信し、行政施策や企業、県民等の取組に反映していく必要があります。

そこで、本県の環境問題の解決に向け、主な試験研究機能を担っている「環境科学センター」と「自然環境保全センター」における調査・研究の実施と施策等への活用の推進を目標としました。

なお、毎年度、事業実施による実績を記載していきます。

## ◆ 構成事業 ◆

### 1 化学物質による地域環境影響の低減に向けた調査・研究 (環境科学センター)

#### (概要説明)

多種の有害な化学物質について、環境中の実態を把握するためのモニタリング（継続監視）方法の改善、開発及びモニタリング結果を基にした環境影響の実態解明と評価手法の検討並びに環境中への排出量を低減していく手法の評価を行い、化学物質の適正管理の推進に役立てます。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 環境モニタリングの効率化及び高精度化の調査・研究	県				
2 環境影響の実態解明と評価に関する調査・研究	県				
3 排出量低減手法の評価と適用に関する調査・研究	県				

#### (事業の概要)

- 1 県内河川における化学物質の汚染実態及び生物濃縮特性等を解明し、未知の物質の同定<sup>\*1</sup>や分析方法の検討を行うことにより発生源寄与率の推定や環境リスク<sup>\*2</sup>評価を行い、汚染の早期発見をめざします。
- 2 生態系への影響を総合的に評価するバイオアッセイ<sup>\*3</sup>による水域環境のリスク評価を行い、化学分析による評価とともに包括的な環境リスク評価を行うことにより、優先取組物質や汚染源を明らかにして環境リスクの低減をめざします。
- 3 工場・事業場等から土壌、地下水中に排出される有害化学物質による環境汚染低減対策の方法を検討します。

### 2 廃棄物のリサイクルや適正処理の推進に向けた調査・研究 (環境科学センター)

#### (概要説明)

環境への負荷の少ないリサイクルシステムの構築及び廃棄物適正処理の推進に向けた調査・研究を進めます。

\*<sup>1</sup>同定：測定された化学物質が何であるのか明らかにすること。

\*<sup>2</sup>環境リスク：化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系に有害な影響を与える「おそれ」のこと。

\*<sup>3</sup>バイオアッセイ：物質の安全性や毒性を調べる方法の一つ。ネズミやメダカ、ミジンコや細菌など生物の物質に対する反応を測定することにより、ある物質が安全かどうかを評価する。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 安全かつ安定的なリサイクルシステムの構築に関する調査・研究	県				
2 廃棄物処理施設の安全対策の充実・強化に関する調査・研究	県				

(事業の概要)

- 1 廃棄物リサイクル施設等及び施設周辺の化学物質、臭気の実態を把握するとともに周辺地域に及ぼす影響と対策を検討します。
- 2 最終処分場における浸出液処理施設の適正管理方法や早期安定化をめざした搬入物の前処理方法の検討等を行い、安全な最終処分場維持管理技術の検討を行います。

**3 水域環境の保全に関する調査・研究 (水産技術センター、温泉地学研究所、環境科学センター)**

(概要説明)

良好な水域環境を保全するため、海・川・湖の水生生物に関するモニタリング調査を実施し、アマモ<sup>\*1</sup>場造成や希少種の住み場の復元など自然水域における生態系の復元を図るとともに、「魚にやさしい川づくり」に対して技術支援を行います。また、地下水の流動機構や水質形成機構の解明研究を行うとともに、県民の水がめである相模湖・津久井湖の富栄養化<sup>\*</sup>の原因についての研究を行います。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 水生生物の分布・生態調査	県				
2 自然水域における生態系復元研究	県				
3 希少種の遺伝子保存・種苗生産技術の開発	県				
4 魚にやさしい川づくりに関する調査・研究	県				
5 地域の地下水流動機構や地下水の水質形成機構の解明研究	県				
6 相模湖・津久井湖の水質保全に関する研究	県				

(事業の概要)

- 1 海・川・湖の水生生物の良好な水域環境を保全するため、生息状況等のモニタリング調査を継続して実施します。
- 2 藻場造成やビオトープ<sup>\*2</sup>づくりなど海・川・湖の水生生物生息環境を改善し、生態系を復元させる研究を行います。
- 3 良好な水域環境の象徴である希少種の保護飼育と増殖方法を確立するため、希少種の遺伝子保存や種苗生産技術の開発を行います。

<sup>\*1</sup>アマモ：浅い砂地に生える海草の1種

<sup>\*2</sup>ビオトープ：ドイツ語でBio(生物)、Top(所)を意味し、学術上、生物圏の地域的な単位を指し、動植物の生息地・生育地といった意味で用いられる。

- 4 「魚にやさしい川づくり」に対し、水生生物の生息に適した多自然型護岸や魚道のあり方などについて研究を進め、河川管理者に技術支援を行います。
- 5 地下水の汚染対策や地下水資源の保全対策を進めるため、対象地域の地下水流動機構、地下水の涵養から流出までの各段階における水質形成機構の解明を行います。
- 6 相模湖・津久井湖の水質保全について、総合的な視点に立った方策を講じるため、富栄養化の汚濁負荷要因を明らかにします。

<b>4 環境と農業の調和に向けた調査・研究</b>	<b>(農業技術センター、畜産技術センター)</b>
----------------------------	----------------------------

**(概要説明)**

環境保全型農業に係る生産技術等や畜産経営における環境負荷の低減技術などの調査・研究を実施します。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 環境保全型農業への減農薬・減化学肥料栽培技術の体系化と実証研究	県				
2 有機性廃棄物利用堆肥の品質評価基準の策定・研究	県				
3 循環型社会に向けた畜産技術の開発・研究	県、独立行政法人				
4 都市型畜産における環境負荷の低減技術の開発・研究	県				

**(事業の概要)**

- 1 環境と調和した農業生産技術を確立するため、個々に開発された野菜などの環境保全型農業技術の組合せによる栽培の体系化と実証を行い、農家への普及・定着をめざします。
- 2 有機性廃棄物を利用して製造された堆肥の品質評価法の開発を行います。
- 3 家畜ふん堆肥の高品質化や、畜舎排水からの肥料成分回収など、資源回収及び有効利用技術の研究を行います。
- 4 環境と調和のとれた畜産経営を推進するため、発生臭気の抑制や、環境への影響評価など、環境負荷の低減技術の研究を行います。

<b>5 丹沢大山の自然再生の推進のための調査・研究</b>	<b>(自然環境保全センター、環境科学センター)</b>
--------------------------------	------------------------------

**(概要説明)**

2004（平成16）年度から2006（平成18）年度にかけて実施された丹沢大山総合調査で明らかになったブナ林の衰退や土壌流出、シカの保護管理、希少動植物の再生など、丹沢をめぐる主要課題の解決に向けた研究開発、事業効果モニタリング、自然環境情報の収集・解析などを各種事業と連携して行い、多様な主体との協働による統合的かつ順応的な自然再生を推進するための調査・研究を実施します。



事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 ブナ林衰退機構の解明	県				
2 ブナ等森林再生の実証試験、保護対策工法の開発	県				
3 オゾン等に強い丹沢産樹種の苗木生産	県				
4 ニホンジカと共存できる森林管理技術の開発	県				
5 森林モニタリングの実施	県				
6 生態系に配慮した緑化手法の研究・開発	県				
7 希少植物の保全技術の開発	県				
8 ヤマビル生態状況等の調査	県				

(事業の概要)

- 1 ブナ林衰退の原因として考えられる、オゾン等や森林土壌の乾燥化、ブナハバチによる食害など衰退要因の複合的影響について調査・研究します。
- 2 オゾン等の影響から、稚樹を保護するための対策工法の開発や、苗木の植栽や天然更新によるブナ林再生の実証試験等を実施します。
- 3 衰退要因に耐性をもつ母樹を選定し、種子を採取し、苗木を生産します。
- 4 ニホンジカの植生影響モニタリング、生息環境管理地域でのモニタリングを行います。
- 5 自然再生事業を実施することにより森林の水源かん養機能や生物多様性に対してどの程度効果や影響が現れるかを対照流域法\*などの手法で観測し検証します。
- 6 公共工事で用いられる法面緑化植物の分布域拡大を阻止するため、丹沢内で実施する法面緑化工法を開発し、工事に適用します。
- 7 丹沢山地に自生する希少植物の遺伝的特性の解明と増殖技術を開発します。
- 8 ヤマビル被害防除対策を推進するために、ヤマビルの生息状況等の調査を行います。

**6 地球温暖化及びヒートアイランド対策のための技術支援に関する調査・研究（環境科学センター）**

(概要説明)

県や市町村における地球温暖化\*対策及びヒートアイランド\*対策の円滑な推進のため、二酸化炭素等の排出量推計手法の確立などの研究や気温観測等によるヒートアイランド現象の実態把握と屋上緑化等の対策の効果検証に取り組みます。

\*対照流域法：地形、植生、気象条件等が類似した二つの流域で、一方に施策を講じながら、流域ごとの流出量等を測定・蓄積し、それぞれのデータの経年変化を比較・解析する調査方法。

事業項目	事業主体	2007年度	2008年度	2009年度	
1 地球温暖化及びヒートアイランド対策のための技術支援に関する研究	県				

(事業の概要)

- 1 二酸化炭素等の排出量推計の迅速化や市町村別の排出量推計手法の確立について研究を行うとともに、県内における地球温暖化の影響について県民と協働して調査した結果をわかりやすく情報発信する仕組みの検討を行います。さらにヒートアイランド現象の検証として、市町村と連携して気温観測等によるヒートアイランド現象の実態を把握し、地域特性を明らかにするとともに、屋上緑化や壁面緑化等の対策について効果検証を行います。

## **第4章 計画の実効ある推進**

## 第4章 計画の実効ある推進

### 1 推進体制

#### (1) 神奈川県環境審議会

本県では、環境基本法第43条に基づき、県内における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議するため有識者等で構成する「神奈川県環境審議会」（以下「環境審議会」という。）を設置しています。

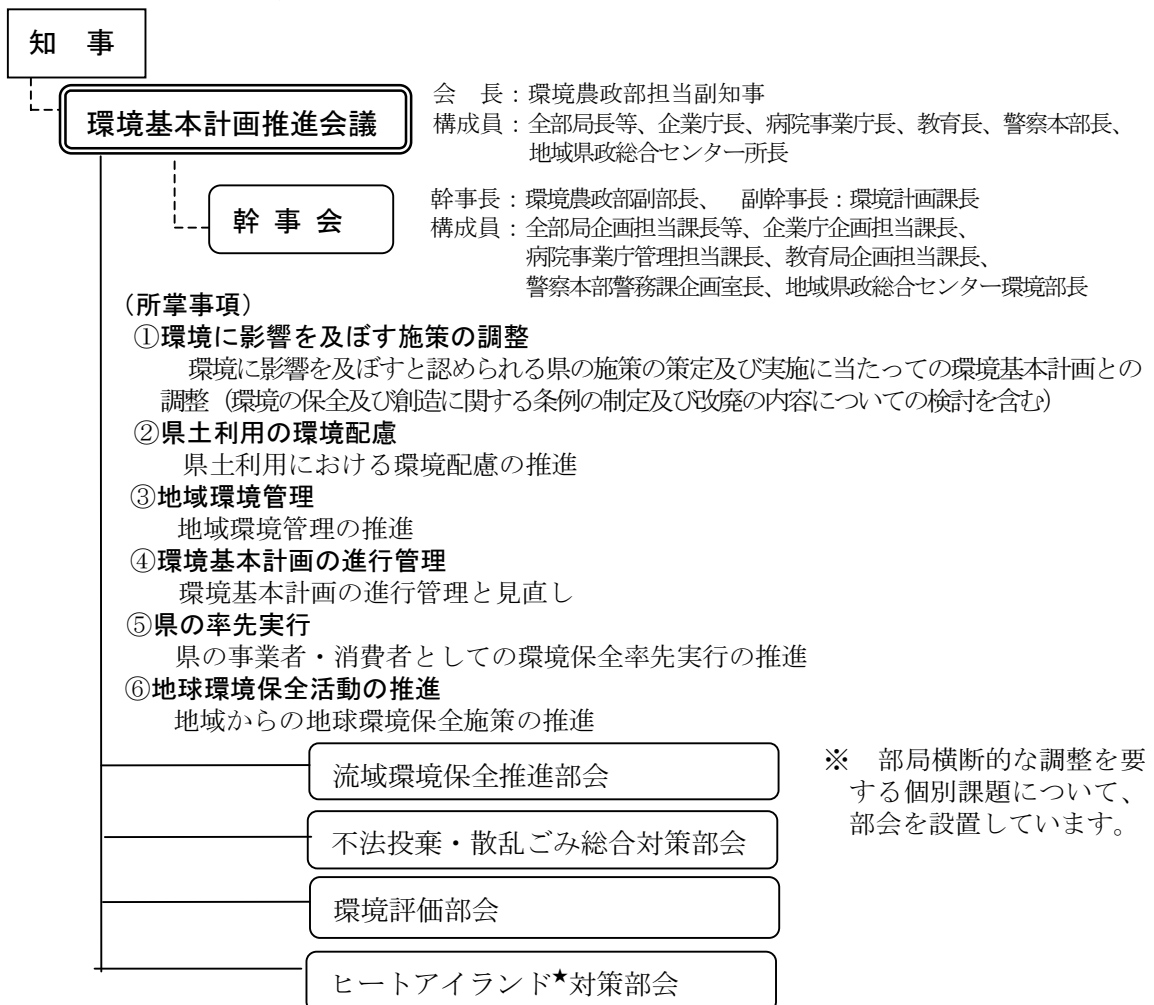
環境基本条例第8条では、環境基本計画の策定及び変更に当たって、環境審議会の意見を聴くこととされていますが、これまで計画の進捗状況の点検についても、毎年、環境審議会において総合的な点検を行っており、今後とも、環境審議会により計画の実効ある推進を図ります。

#### (2) 環境基本計画推進会議

庁内の推進体制としては「環境基本計画推進会議」により計画の実効ある推進を図ります。

環境基本計画推進会議は、環境基本条例第9条第3項に基づき設置されたもので、環境に影響を及ぼすと認められる県の施策の策定、実施に当たっての環境基本計画との調整や、県土利用における環境配慮の推進、環境基本計画の進行管理などを行います。

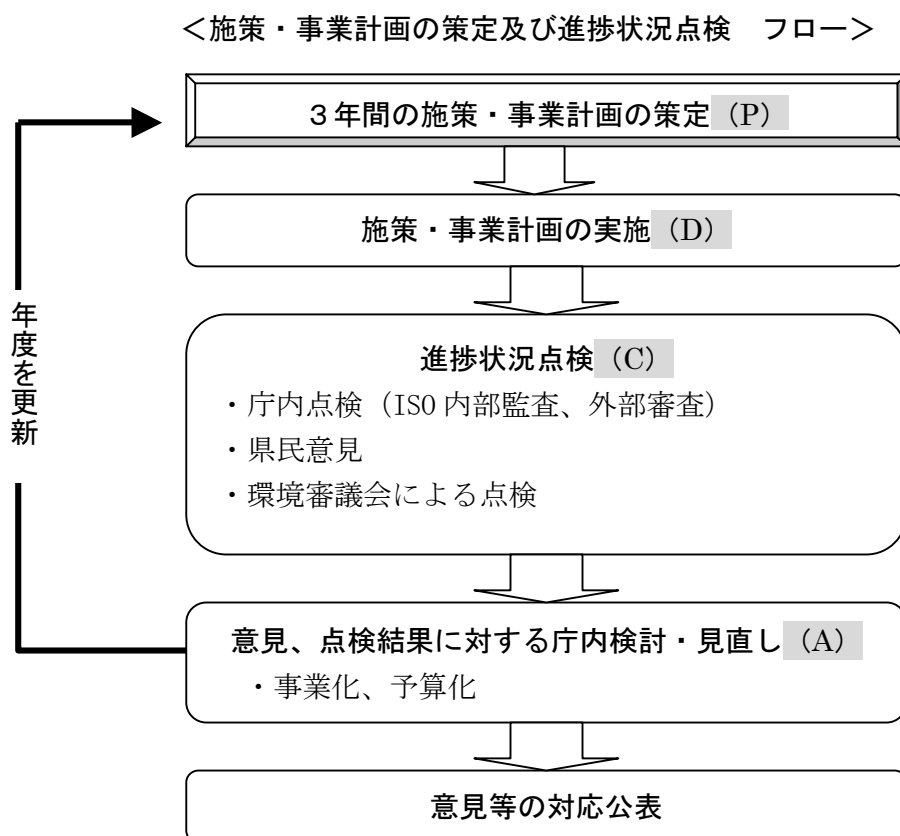
また、これまでも、各個別課題ごとに部局を超えた関係各課で構成する部会を設置して調整や検討を行ってきましたが、今後も、部局横断的な調整を要する個別課題については、必要に応じて部会を設置するなど、部局横断的な環境基本計画の推進を図ります。



## 2 進捗状況点検

### (1) ISO を活用した効果的な進捗状況点検

ISO14001\*による的確な点検、改善を行うため、プロジェクトを中心に、毎年度、3年先までの目標と施策・事業を改定し（P）、実行（D）、監査（C）、見直し（A）を確実にを行います。



### (2) 環境会計の活用による費用対効果の検証

環境基本計画に位置付けた施策・事業のうち、いくつかのプロジェクトにおいて、費用対効果を環境会計の手法を活用して検証し、その結果をまとめて、環境白書で公表します。

例：地球温暖化対策の推進 二酸化炭素排出量（物量単位及び貨幣換算）

## 3 率先実行

県は、2000（平成12）年度に本庁において、ISO14001の認証を取得し、2002（平成14）年度までに警察本部を除く県機関が認証範囲となりましたが、2007（平成19）年度までに、警察本部を含めたすべての県機関が認証範囲となるよう取り組み、県による率先実行を進めます。

主な取組内容は、グリーン購入\*の推進、庁舎等のエネルギー削減、環境法令等の情報提供の充実、各所属の本来業務の推進等であり、これらの取組を、目標に向け確実に推進していきます。

## 4 県民参加

「第1章3政策展開に当たっての基本的な視点(2)対応の具体化に当たっての考え方」で示したとおり、県民との協働・連携による環境政策を展開するため、県民参加により計画の推進を図ります。

### (1) 情報提供

#### ア 計画の進捗状況と環境の状態を表す指標

第3章で設定したプロジェクトの進捗状況など計画の進捗状況や神奈川の環境の状態を表す指標を、毎年わかりやすい形でとりまとめ、公表していきます。

#### イ 県民による身近な環境の把握と県民参加による指標の開発

既存の手法を活用して水質の状況や生物の生育状況を調査するなど県民が自ら身近な環境を把握できる取組を進めます。

さらに、パートナーシップに関する状況を示す指標などを含め、県内における環境の保全と創造に関する取組状況など、県民が実感できる新たな指標を県民参加で開発し、その結果を公表していきます。

### (2) 意見・提案等の反映

#### ア 進捗状況点検への意見等の反映と県民環境意識調査の実施

毎年度行う進捗状況点検において、進捗状況に対する県民意見を募集するなど、県民による点検を行うとともに、県民の環境問題に対する考え方や環境保全に関する取組の状況等を把握するために県民環境意識調査を実施します。

#### イ 年間を通じた意見等の反映

インターネットを活用した「電子会議室」など県民が参加しやすい方法により、年間を通じて環境に関する多様な意見をいただき、施策等へ反映していくための手法を検討します。

#### ウ 環境政策への県民参加の状況の点検・評価

環境政策への県民参加を実効あるものとするため、環境政策への県民参加の状況を第三者の立場から客観的に点検・評価し、県民参加の促進方策等について県に提案する仕組みづくりを検討します。

## 5 環境基本計画と各種施策等との整合性の確保

環境基本条例第9条では、県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定、及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図ることとしています。

この整合を図るための具体的な指針として、これまでの環境基本計画には、環境配慮指針が盛り込まれており、指針に基づく調整については環境基本計画推進会議で行うこととしていました。

しかし、これまでの環境配慮指針は、個別具体の土地利用や施設整備等を主として対象とするとともに、その活用方法が明確にされていないなどの問題がありました。

そこで、今回の環境基本計画改定を受け、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定、

及び実施に当たって環境基本計画との整合をより一層確実に図るため、より効果的な活用ができるよう、環境配慮指針の内容を見直し、土地利用・施設整備のみならず県の環境に影響を及ぼす施策全般を幅広く対象とする方向で指針の改定を行うとともに、指針を活用して環境基本計画推進会議で調整を行う方法を明確にするなど、実効ある仕組みづくりを行います。

また、個別具体の施設整備等については、これまで環境配慮評価システム★を構築し、県の環境影響評価★制度の対象となる事業について、1/10の規模までを対象に、計画段階で環境配慮の点検・評価を行っていますが、この仕組みの改善及び拡充についても検討していきます。

#### 環境基本条例（抜粋）

（施策の策定等に当たっての指針）

第9条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 前項の場合において、県は、特に次に掲げる事項が確保されるように努めなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されること。

(2) 生物の多様性が確保されるとともに、森林、農地、河川、湖沼、海岸等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、並びに良好な景観及び歴史的、文化的遺産が保全されること。

(4) 環境の保全上の支障が未然に防止されること。

(5) 地球環境保全に配慮すること。

(6) 市町村及び県民等の参加が図られること。

3 県は、第1項に定める整合を図るために必要な体制を整備するものとする。

## 6 今後の課題への対応

今回の環境基本計画の改定に際して、今後検討していくこととした「環境権」の位置付けについては、国の動向等も考慮しながら、調査を進めます。また、計画段階での環境影響評価、いわゆる計画アセスメントについては、環境審議会等で導入に向けて調査・検討を進めることとします。

さらに、計画改定後に新たに生じる課題等については、環境審議会等において調査・検討します。

## 7 財政措置

計画の着実な推進を図るため、＜重点的に取り組むべき事項＞に対応し、設定するプロジェクトの構成事業を中心に、「神奈川力構想・プロジェクト51★」との連動を図りながら、優先的な財政措置を図ります。

また、毎年度実施する進捗状況点検の結果について、予算への反映に努めます。

## 8 計画の見直し

「第3章 具体的な事業展開」に提示する施策・事業については、毎年度行う進捗状況点検の結果を踏まえ、見直しを行い、毎年度3年間の計画を提示します。

計画全体の見直しについては、施策間の比重や優先的な財政措置に関する全庁的な調整を図る観点から、県の総合計画である「神奈川力構想・プロジェクト 51★」の改定にあわせて行うことを基本とします。



## 【環境基本計画に係る「環境指標」】

<指標の目的>

本県の環境の状況について、県民にわかりやすい事象の経年変化を提示し、県民の環境問題への関心や理解を深めることを目的としています。

分野	項目	概要
大気環境	<p>◆二酸化窒素*、浮遊粒子状物質*の環境基準達成局率</p> <p>◆八都県市指定低公害車の保有台数</p>	<p>本県では 92 の測定局で大気環境の常時監視を実施している。環境基準*が定められている 5 物質のうち、二酸化硫黄、一酸化炭素*については 1980 (昭和 55) 年から継続して環境基準を達成している。また、光化学オキシダント*については気象条件に影響される要素もあり、全国的にもほとんどの測定局で環境基準が達成されていない状況にある。そこで、二酸化窒素、浮遊粒子状物質*の環境基準達成局率を示す。</p> <p>八都県市が指定する、電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ハイブリッド自動車*、及び一般に市販されているガソリン自動車・LPG (液化石油ガス) 自動車・ディーゼル自動車で、窒素酸化物*等の排出量が少ない低公害な自動車の保有台数を示す。</p>
水環境	◆公共用水域の環境基準達成率	公共用水域*のうち、河川(27)、湖沼(4)、海域(2)について、測定地点における環境基準の適合状況を示す。
廃棄物*	<p>◆一般廃棄物* (し尿を除く) 排出量、再生利用率、最終処分量及び県民 1 人当たりの排出量</p> <p>◆産業廃棄物* 排出量、再生利用率、最終処分量</p>	<p>本県の廃棄物は、県民、事業者、行政による取組の進展により、再生利用率の増加、最終処分量の減少などが進んできているが、排出量は依然として高水準で推移し、最終処分場の残余容量はひっ迫した状況にあることから、循環型社会に向けた取組状況を端的に表す指標として、廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量等を示す。</p> <p>なお、産業廃棄物の排出量等は、5 年毎の総合実態調査で把握していたが、今後は、総合実態調査を実施しない年度について、簡易推計を実施することとした。</p>
化学物質	◆P R T R*データを活用した排出者別の排出量	P R T R 制度を活用し、国が都道府県別に事業所、家庭や自動車などの排出者別に排出量を推計しているので、その状況を具体的に説明しながら排出量を示す。
騒音・振動・悪臭	◆騒音・振動・悪臭に関する県民からの苦情件数等	<p>(1) 騒音・振動・悪臭に関する苦情件数</p> <p>(2) 道路交通騒音に関する環境基準達成状況</p> <p>* 騒音に関しては環境基準が設定されているが、振動、悪臭に関しては設定されていない。</p>
自然環境	◆森林面積、農地面積の県土面積に占める割合	<p>県内における自然環境の状況を簡潔に示す手段として、県内における森林面積、農地面積の県土面積に占める割合を示す。</p> <p>* 1972 (昭和 47) 年には 57.8%であったものが、2003 (平成 15) 年には 48.3%となっている。</p>

分野	項目	概要
まちづくり	<p>◆都市部における気温の状況</p> <p>◆都市公園の箇所数と総面積</p>	<p>ヒートアイランド*現象などにおいて環境負荷の一つとなる「温度」に着目して、横浜市、川崎市などの都市部における年間平均気温、真夏日・真冬日、熱帯夜の日数などを示す。</p> <p>都市のみどりの質的・量的な保全と創造を推進するための一環として整備を進めている都市公園（県立、市町立）の整備状況を示す。</p>
地球温暖化*	<p>◆県内における気温の状況</p> <p>◆県内における二酸化炭素の総排出量と1人当たりの排出量</p> <p>◆環境効率性を見るための指標 ・県内総生産/県内二酸化炭素排出量 ・県内総生産/最終エネルギー消費量</p> <p>◆県内のエネルギー最終消費量</p> <p>◆新エネルギー ・住宅用太陽光発電システムによる発電量</p>	<p>県内に設置されている気象庁の気象観測所や常時監視測定局などにより、県内の年間平均気温、真夏日・真冬日の日数などを示す。</p> <p>経済活動における資源、エネルギーの使用の効率性を示す。 * 環境効率性とは、経済活動の単位当たりの環境負荷で表される概念。（出典：環境白書（環境省））</p> <p>神奈川県の内最終エネルギー消費量の推移を、産業、民生、運輸の部門別に示す。</p> <p>*（財）新エネルギー財団が1994（平成6）年度から設置補助事業を実施。2004（平成16）年度までに10万世帯当たりで約245件設置（全国平均461件）された。</p>
環境負荷の少ない生活・事業活動	<p>◆県内におけるISO14001*審査登録事業所数とエコアクション21*認証登録事業所数</p> <p>◆県内市町村における「地球温暖化対策地域推進計画*」及び「地球温暖化防止実行計画*」の策定数</p>	<p>2005（平成17）年2月に京都議定書*が発効したことを受け、地球温暖化対策推進法*に基づき市町村にも策定が求められている「地球温暖化防止実行計画」と「地球温暖化対策地域推進計画」の策定状況を示す。</p>
環境教育	◆こどもエコクラブ*の登録数と会員数	<p>環境省が支援している事業で、小・中学生が参加する環境活動クラブ。2004（平成16）年度は全国で約4,200、県内では173のクラブが登録・活動した。</p>
県民参加	<p>県内における環境の保全と創造に関する取組状況など、県民が実感できる新たな指標を県民参加で開発する。具体的な開発作業は、「新アジェンダ21かながわ*」（2003（平成15）年10月）の策定主体である「かながわ地球環境保全推進会議*」と連携しながら進める。</p>	

## 【プロジェクトの目標一覧】

(参考)

No.	プロジェクト名	目 標	
		内 容	項 目
1	大気環境保全対策の総合的推進	県内における自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減	・(自動車からの) 窒素酸化物排出量 ・(自動車からの) 粒子状物質排出量
2	化学物質による環境影響低減対策の推進	自主管理の推進等による化学物質の環境への排出量の低減	・化学物質の環境への排出量
3	ヒートアイランド対策の推進	市町村と連携した総合的なヒートアイランド対策の実施	・ヒートアイランド問題連絡協議会への参加市町村数
4	都市と里山のみどりの保全と活用	市街地におけるみどりのスペースの確保	・市街地におけるみどりのスペース
5	特定鳥獣(ニホンジカ、ニホンザル)の保護管理の推進	ニホンジカ 生物多様性の保全と再生、地域個体群の維持、農林業被害の軽減	ニホンジカ ・2006年度までに植生劣化レベルVの管理ユニットの解消 ・1,500頭を下回らないよう維持 ・農林業被害額の減少
		ニホンザル 地域個体群の維持、農作物等被害の軽減、生活被害・人身被害の根絶	ニホンザル ・3地域個体群の維持(西根 丹沢 南沢川) ・農作物等被害額の減少 ・行政機関への苦情件数の減少
6	特定外来生物(アライグマ、クサビバネ、コウバネ等)対策の検討・推進	アライグマによる農業被害及び生活被害の軽減・解消、アライグマの捕食等からの希少野生生物の保護	・農作物等被害額
		外来魚対策の検討・推進	・外来魚生息実態把握と駆除方法の検討
7	水源地域環境対策の総合的推進	水源の森林づくりで、適切に管理されている森林の拡大	・適切に管理されている森林面積
		ダム湖(模湖湖・津久井湖・宮ヶ瀬湖・丹沢湖)における環境基準達成率100%の維持	・ダム湖における環境基準達成率
8	丹沢大山の保全と再生	衰退している林床植生の回復	・植生劣化レベルVの管理ユニット数
9	相模湾の保全と再生	浜辺のみどりの整備と侵食海岸における砂浜の保全・回復	・浜辺のみどりの整備面積 ・侵食対策実施海岸数
10	三浦半島のみどりの保全と活用	三浦半島の自然環境の保全と自然環境を基盤とした地域の活性化	・公園圏構想の策定と推進
11	循環型社会づくり	廃棄物の排出量の削減等	・一般廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量 ・産業廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量
12	地球温暖化対策の推進	県内における二酸化炭素の排出量の削減	・二酸化炭素総排出量と1990年対比
13	新エネルギー導入の推進	太陽光発電エネルギーの導入	・太陽光発電エネルギー導入量

No.	プロジェクト名	目 標	
		内 容	項 目
14	国際環境協力の推進	神奈川宣言ネットワークの強化による神奈川宣言の普及	・神奈川宣言ネットワーク参加団体数
15	環境と共生するまちづくり	美しい県土づくりに向けた景観まちづくりの推進	・景観まちづくりの推進
		市町村と連携した総合的なヒートアイランド対策の実施	・ヒートアイランド問題連絡協議会への参加市町村数
16	環境に配慮した事業活動の促進	ISO14001 審査登録事業所の増加	・産業技術総合研究所支援による ISO14001 審査登録事業所数
17	環境ビジネスの振興	環境保全型の市場の拡大	・グリーン購入の取組方針を持っているマイアジェンダ登録事業所数
18	環境と農林水産業の好循環の創出	化学肥料、農薬の使用低減の促進	・化学肥料由来窒素の低減率 ・農薬の低減率
		県内における家畜ふん堆肥化率の向上	・家畜ふん堆肥化率
		木材生産量の拡大	・木材生産量(間伐材なども含む)
19	環境教育の推進と基盤づくり	各学校におけるマイアジェンダ登録の推進	・マイアジェンダ登録学校数
20	パートナーシップの取組の推進	個人のマイアジェンダ登録数の拡大	・個人のマイアジェンダ登録数
21	環境を保全、創造する調査・研究の推進	環境問題の解決に向けた調査・研究の実施と施策等への活用の推進	・調査・研究の個別課題数と施策・事業等への活用状況

\* プロジェクトの目標は、当面3年間で取り組む事業の進捗状況を測るためのものです。